

第4期

加東市

教育振興

基本計画

令和8年3月  
兵庫県 加東市



## はじめに



本市では、「山よし！技よし！文化よし！夢がきらめく☆元気なまち 加東～みんなが主役！絆で結ばれた 笑顔あふれる しあわせ実感都市～」をまちの将来像として掲げています。

教育分野の指針としては、前計画である第3期加東市教育振興基本計画において、GIGA スクール構想によるICT 教育環境の整備や、地域とともにある学校づくりの推進など、変化の激しい社会を生き抜くための基盤づくりに注力してまいりました。

しかしながら、現在、私たちを取り巻く社会情勢は、急速な少子高齢化や人口減少、デジタル技術の飛躍的な進展、そしてグローバル化の加速など、かつてないスピードで変化し続けています。こうした予測困難な時代において、子どもたちが自らの可能性を信じ、多様な他者と協働しながら、未来を切り拓いていく力を育むことが、今まさに求められています。

このような背景のもと、本市における教育の新たな指針として、「第4期加東市教育振興基本計画」を策定いたしました。

本計画では、これまでの成果を継承しつつ、一人ひとりのウェルビーイング（幸福）の実現を目指し、「人間力の育成～豊かな学びが 新しい自分と地域を育むまち 加東～」を基本理念に掲げました。

豊かな自然や歴史・文化など、加東市が持つ地域の教育資源を最大限に活用しながら、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育む「地域共生社会」の実現を目指します。また、誰一人取り残すことのない個別最適な学びの充実や、生涯にわたって学び続けることができる環境づくりを推進してまいります。

教育は、まちの未来そのものです。本計画の推進により、子どもたちの輝く笑顔があふれ、市民の皆様が誇りと愛着を持てる「加東市」を築いていくため、全力で取り組みます。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました「加東市教育振興基本計画検討委員会」の委員の皆様をはじめ、関係各位に心から感謝申し上げますとともに、本計画の推進に対し、一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和8（2026）年3月

加東市長 岩 根 正

# 目次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	2
3. 計画の対象 .....	3
4. 計画の期間 .....	3
5. 計画とSDGsの関係 .....	3
第2章 教育をめぐる現状と課題 .....	4
1. 計画策定の背景 .....	4
2. 教育を取り巻く社会の状況 .....	7
3. 本市の教育の現状 .....	10
4. 第3期計画の主な取組と成果及び課題 .....	37
第3章 基本理念と基本方針 .....	48
1. 基本理念 .....	48
2. 基本方針と基本的方向 .....	50
3. 体系図 .....	53
第4章 具体的な取組 .....	54
基本方針Ⅰ 夢に挑み自立する子どもを育む教育の推進 ～学びのつながりを大切にした小中一貫教育の充実～ .....	54
基本方針Ⅱ 子どもの学びを支える教育環境の整備・充実 .....	68
基本方針Ⅲ 人生100年を通じた生涯学習の推進 .....	74
第5章 計画の推進 .....	86
1. 計画の推進 .....	86
参考資料 .....	88

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

平成18（2006）年12月に教育基本法（昭和22年法律第25号）が改正され、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、教育の振興に関する基本的な計画を定めることが規定されました。国においては、これまで、平成20（2008）年に教育振興基本計画、平成25（2013）年に第2期教育振興基本計画、平成30（2018）年に第3期教育振興基本計画、令和5（2023）年に第4期教育振興基本計画が策定されています。

また、同法において、地方公共団体は国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めることが規定されています。

この教育基本法の理念に基づき、本市では、平成23（2011）年3月に「加東市教育振興基本計画」（以下「第1期計画」という。計画期間：平成23（2011）年度～平成27（2015）年度）、平成28（2016）年3月に「第2期加東市教育振興基本計画」（以下「第2期計画」という。計画期間：平成28（2016）年度～令和2（2020）年度）を策定し、第1期計画から第2期計画を通して、「人間力の育成～学びから新しい自分づくりと地域づくりをめざす加東市に！～」を基本理念とし、教育を推進してきました。

また、令和3（2021）年3月に策定した「第3期加東市教育振興基本計画」（以下「第3期計画」という。計画期間：令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）においては、「人間力の育成～豊かな学びが新しい自分と地域を育むまち 加東～」を基本理念とし、更に教育の充実に取り組んできました。

これまでの取組の成果と課題を踏まえるとともに、社会の変化を見据え、国や兵庫県の計画を参酌して、本市がめざす教育の方向性と、今後講ずべき教育の施策などを示す「第4期加東市教育振興基本計画」（以下「第4期計画」という。計画期間：令和8（2026）年度～令和12（2030）年度）を策定します。

（教育振興基本計画）

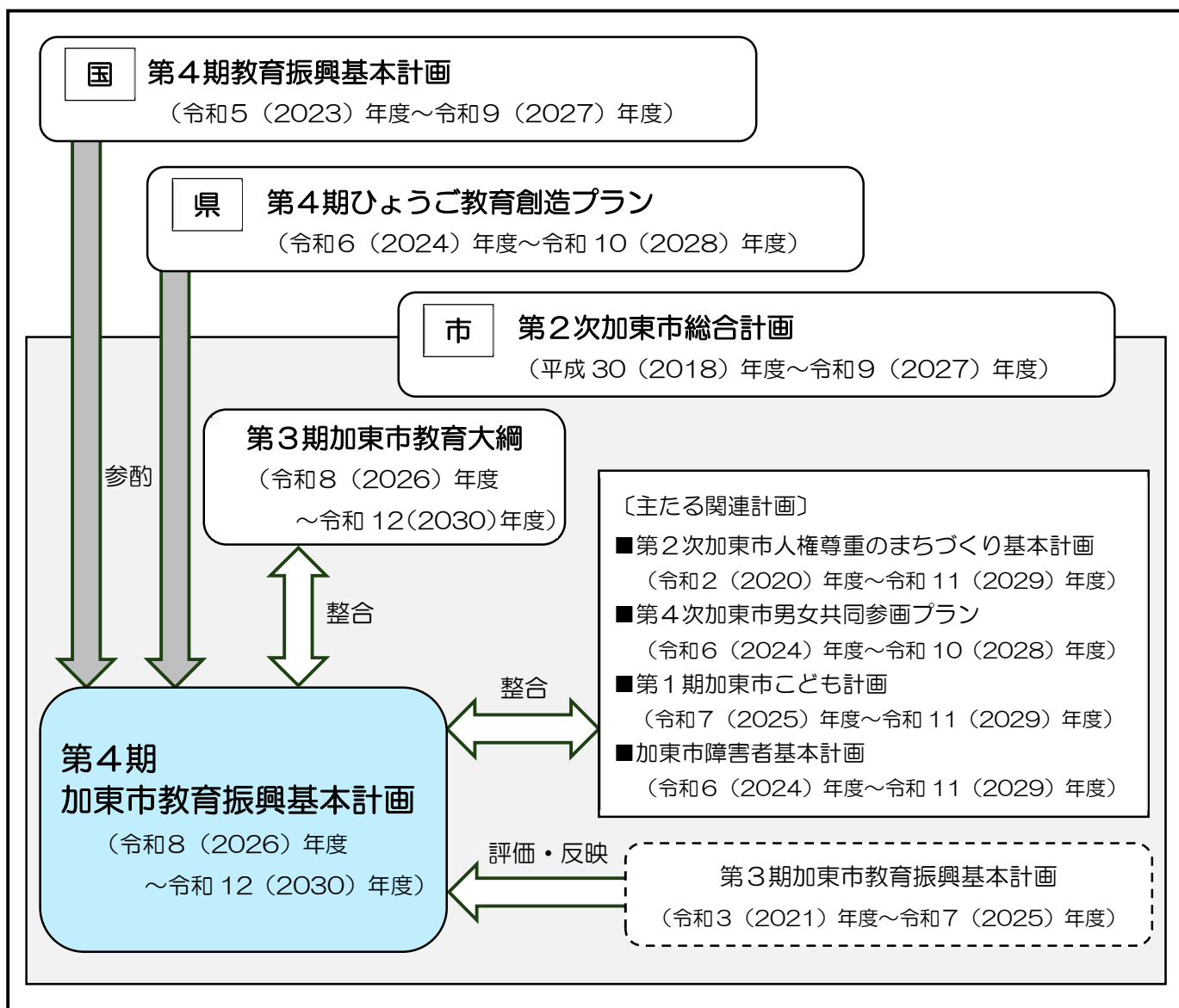
第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## 2. 計画の位置づけ

第4期計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、「第2次加東市総合計画」（以下「総合計画」という。）に基づく個別計画として位置づけています。国の「第4期教育振興基本計画」、兵庫県の「第4期ひょうご教育創造プラン」を踏まえながら、加東市教育大綱やその他個別計画との整合を図り、本市の教育施策に関する基本的な考え方を施策に反映させ、実施していくために、本市の基本方針及び施策の方向性を示すものです。

図表1 加東市教育振興基本計画と関連計画



### 3. 計画の対象

第4期計画は、家庭教育への支援を含め、幼児教育、学校教育、社会教育に関する施策を対象とします。

### 4. 計画の期間

第4期計画は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間の計画とします。

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
第3期加東市教育振興基本計画									
					第4期加東市教育振興基本計画				

### 5. 計画とSDGsの関係

平成27（2015）年の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とその17の「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGs（Sustainable Development Goals）では、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた持続可能な開発により、複数課題の統合的な解決を図ることが掲げられています。

本市では、総合計画の各主要施策にSDGsのゴールを関連づけ、施策を推進しています。

第4期計画においても教育振興施策とSDGsを関連づけ、「4 質の高い教育をみんなに」を共通の目標とし、基本方向ごとに目標を掲げ施策を推進します。



加東市教育振興基本計画  
に関連するSDGs

1 貧困をなくそう



2 飢餓をゼロに



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



5 ジェンダー平等を實現しよう



6 安全な水とトイレを世界中に



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



8 働きがいも経済成長も



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



10 人や国の不平等をなくそう



11 住み続けられるまちづくりを



12 つくる責任 つかう責任



13 気候変動に具体的な対策を



14 海の豊かさを守ろう



15 陸の豊かさも守ろう



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナースHIPで目標を達成しよう





## 第2章 教育をめぐる現状と課題

### 1. 計画策定の背景

#### (1) 国の動向

国においては、令和5（2023）年6月に第4期教育振興基本計画（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）が策定されました。

第3期教育振興基本計画では「自立」「協働」「創造」の方向性を引き継ぎつつ、2030年以降の変化を見据えた教育政策の在り方を示すとともに、「教育を通じて生涯にわたる一人一人の『可能性』と『チャンス』を最大化する」ことを基本的な方針として掲げ、「教育立国」の実現に向けた取組を進めました。その一方で、第3期教育振興基本計画の計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と国際情勢の不安定化といった予測困難な時代の象徴ともいえるべき事態が生じました。

第4期教育振興基本計画では、初等中等教育から高等教育、生涯学習・社会教育の連続性を重視し、共通課題を横断的に捉える視点を取り入れ、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、5つの基本的方針と16の教育政策の目標、基本施策及び指標を示し、教育政策を着実に推進しています。

【第4期教育振興基本計画のコンセプト】

#### 2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく
- 社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

#### 日本社会に根差したウェルビーイングの向上

- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
- 幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的  
幸福と獲得的幸福のバランスを重視
- 日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

【第4期教育振興基本計画の基本的な方針】

- 1 グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- 2 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- 3 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- 4 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- 5 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

## (2) 兵庫県の動向

兵庫県では、令和6（2024）年3月に「第4期ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」（令和6（2024）年度～令和10（2028）年度）が策定されました。「第4期ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」では、兵庫らしい教育が展開できるよう、いつの時代においても教育に必要とされるものを基本としながら、県民の参画と協働のもと次代を担う人づくりに全力で取り組むこととし、基本理念を「兵庫が育む ころ豊かで自立する人づくり」、重点テーマを「『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力」の育成とし、次の3つの基本方針を定めています。

【「第4期ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育振興基本計画）」の基本方針】

- 1 予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進
- 2 すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる学校・家庭・地域等の構築
- 3 安心・安全で質の高い学びを実現する教育環境の整備・充実

## (3) 本市の動き

本市では、平成21（2009）年度から「人間力の育成」をめざし、確かな学力の定着、他者との関わりの中で思いやりや命を大切に作る豊かな人間性の醸成、健やかな体を育成する教育に取り組み、幼児から高齢者に至るまでの教育を推進してきました。人間力とは、内閣府「人間力戦略研究会」において、「社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力」と定義されています。

平成23（2011）年3月に策定した第1期計画、平成28（2016）年3月に策定した第2期計画において、基本理念を「人間力の育成～学びから新しい自分づくりと地域づくりをめざす加東市に！～」とし、人間力の育成に取り組んできました。

第1期計画では、学校教育の充実と社会教育の充実を柱とし、学校教育では、確かな学力の定着、豊かな人間性の育成、健康体力づくり、安心・安全で信頼される学校づくりに取り組み、社会教育では、青少年の健全育成、成人学習の充実、文化芸術活動の振興及び実施、文化財保護の推進と活用、生涯スポーツの普及と振興、市立図書館の充実などに取り組んできました。

第2期計画においても、「自立して力強く生き抜く力」である「人間力」を高めることは教育の普遍的な目標と捉え、基本理念を「人間力の育成～学びから新しい自分づくりと地域づくりをめざす加東市に！～」として継承し、大人や子どもが共に学び、市民の学びを通じた「生きがい」づくりをめざし、市民の「人間力」の向上に取り組んできました。

また、令和3（2021）年3月に策定した第3期計画では、基本理念を「人間力の育成～豊かな学びが新しい自分と地域を育むまち 加東～」に変更するとともに、計画の重点テーマを「『人権文化に根付く生涯学習社会』の創造」、「『自立して力強く生き抜く力』の育成」としました。そして、めざす人間像を「夢や志を持ち、生涯を通じて学び続け、自立し力強く生きる人」、「ふるさと（加東）を愛し、共に支え合いながら、未来を切り拓いていく人」と掲げ、小中一貫教育の推進を通じてその育成に取り組み、令和3（2021）年4月に東条学園小中学校、令和7（2025）年4月に社学園小学校・社学園中学校が開校しました。

「人間力」とは～「人間力戦略研究会報告書(平成 15 年4月内閣府)」から～

■定義

「社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力」と定義した造語です。

■構成要素の具体例

- ①「基礎学力（主に学校教育を通じて修得される基礎的な知的能力）」、「専門的な知識・ノウハウ」を持ち、自らそれを継続的に高めていく力。また、それらの上に応用力として構築される「論理的思考力」、「創造力」などの知的能力的要素
  - ②「コミュニケーションスキル」、「リーダーシップ」、「公共心」、「規範意識」や「他者を尊重し切磋琢磨しながらお互いを高め合う力」などの社会・対人関係力的要素
  - ③これらの要素を十分に発揮するための「意欲」、「忍耐力」や「自分らしい生き方や成功を追求する力」などの自己制御的要素
- などがあげられ、これらを総合的にバランス良く高めることが、人間力を高めることとなります。



学校運営協議会



トライやる・ウィーク

## 2. 教育を取り巻く社会の状況

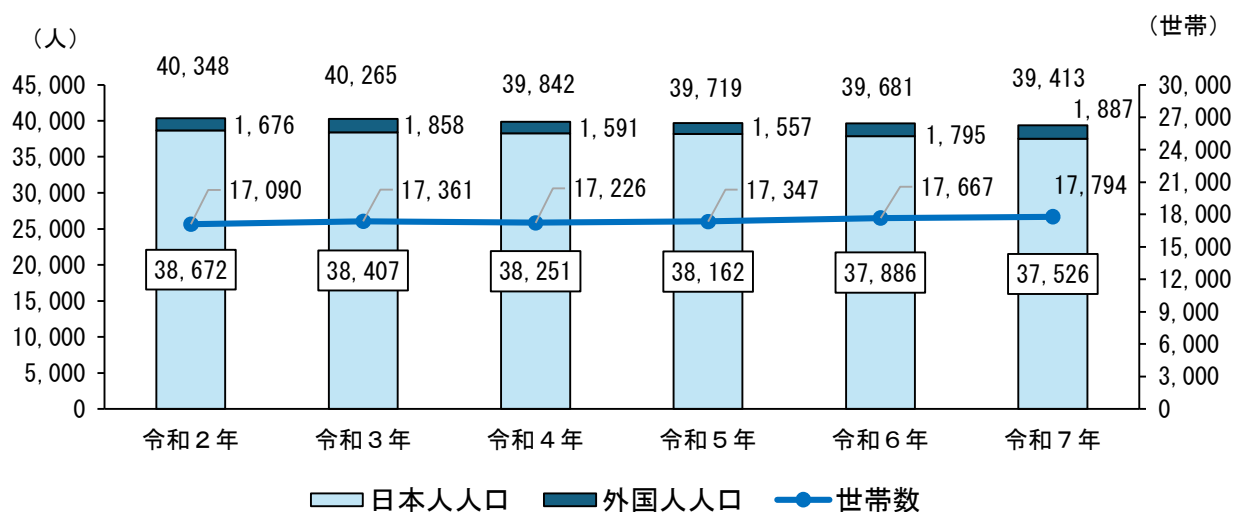
### (1) 人口と世帯

本市においては、令和2（2020）年から令和7（2025）年にかけて、人口が減少傾向にあります。一方で、世帯数は増加し続けています。また、加東市においては外国人人口が年々増加傾向にあります。

年齢別人口をみると、年少人口が年々減少し、老年人口が増加しており、少子高齢化が進んでいます。今後も、人口の減少は続くと予測されます。

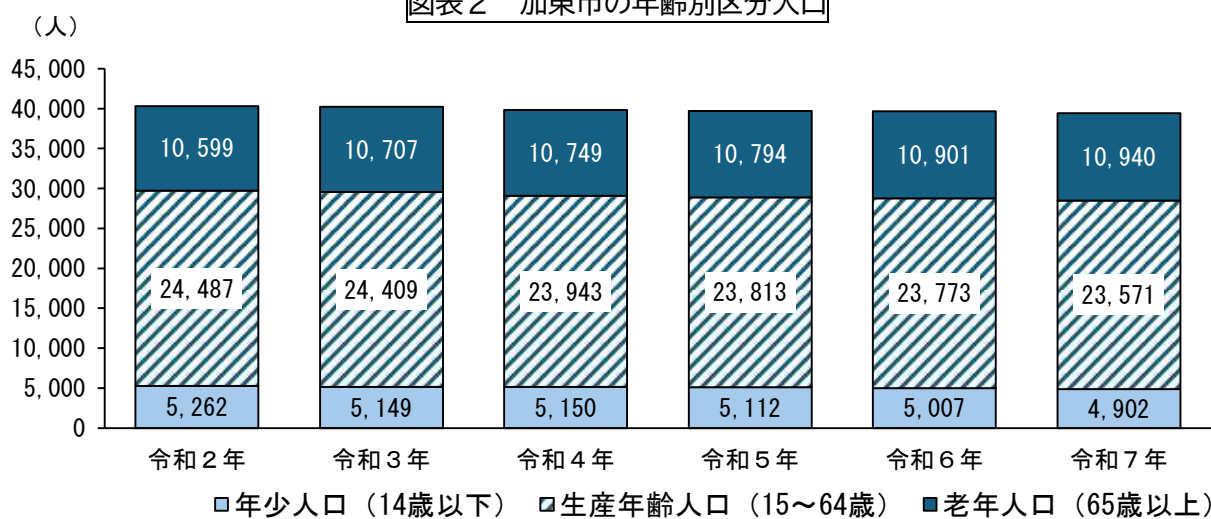
#### ●人口と世帯数の状況

図表1 加東市の人口と世帯数



資料:住民基本台帳人口(各年1月1日時点)

図表2 加東市の年齢別区分人口



資料:住民基本台帳人口(各年1月1日時点)

## (2) 社会環境

### ①新型コロナウイルス感染症の拡大

新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、国内においても感染の拡大を受け、平穏な日常が脅かされ、基本的な価値観が揺らぐという事態をもたらしました。

教育活動の現場においては、学校が臨時休校になり、授業や体験活動、行事、部活動などが制限されるとともに、留学をはじめとするグローバルな人的交流が激減するなど、大きな影響が生じました。

一方で、学校が子どもたちの居場所・セーフティネットとして身体的・精神的な健康を支えるという、学校の福祉的役割を再認識する形となり、また、教育デジタル化への対応の遅れという課題に対し、休業期間中の家庭における学習支援やオンライン授業などの契機となっています。そのため、遠隔・オンライン教育の進展といった学びの変容など、将来的な教育環境の向上につなげていくことが重要です。

### ②グローバル化の進展

引き続き、情報化の進展や交通網の発達により、グローバル化の一層の進展が予想され、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、グローバル社会での活躍を視野に入れた知識・能力を育成していくことが求められています。

自国の伝統と文化を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する姿勢や、豊かな語学力、コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神などを身につけて、様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成することが重要です。

### ③予測困難な時代

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響及びロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化など、予測を困難とする事態が生じており、このような危機に対応する強靱さ（レジリエンス）を備えた社会の構築が重要視されています。

2040年以降の社会を見据えた時、現時点で予測される社会の課題や変化に対応して人材を育成するという視点と、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点の双方が必要となります。

### ④人口減少社会の進行

現在の生産年齢人口である15～64歳人口は、2050年には現在の3分の2に減少すると推計されており、このままでは社会経済の活力や水準の維持が危ぶまれる状況にあります。そのため、少子化、長寿化の進展に対応する教育環境や、持続可能な社会の実現に向けた取組が重要です。

### ⑤地域社会や家庭の状況の変化

高度情報化、生活習慣の多様化、核家族化、少子化などの社会環境の変化を背景に、子どもたちが学校外で群れて遊ぶ機会や、幅広い年齢の人々と触れ合う機会は減少しており、家庭や地域で培ってきた社会性や道徳心、自立心などを身につけることが困難になっているという意見もあります。

社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などに関わらず、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受することができる共生社会の実現をめざし、その実現に向けた社会的包摂を推進する必要があります。

## ⑥教育上の課題の多様化・複雑化

いじめや不登校など、学校における課題解決に向けた取組はますます重要となっています。また、児童虐待や子どもの貧困、ヤングケアラー、外国にルーツをもつ子どもや、性的マイノ、特定分野に特異な才能がある子どもへの理解など、子どもの抱える困難が多様化・複雑化しています。

多様な専門家や関係機関との連携のもと、子どもの権利の保障と平等な教育機会の確保という観点から、適切に対応できる体制整備が求められています。

## ⑦こども基本法の制定

成年年齢や選挙権年齢が18歳に引き下げられ、若者の自己決定権の尊重や積極的な社会参画が図られるとともに、こども基本法及びこども家庭庁設置法が成立し、子どもの権利利益の擁護及び意見表明などについて規定されました。これらの法の理念に基づくとともに、子どもの意見を反映した取組や施策方針の決定などができる体制・環境整備を構築する必要があります。



外国語授業

### 3. 本市の教育の現状

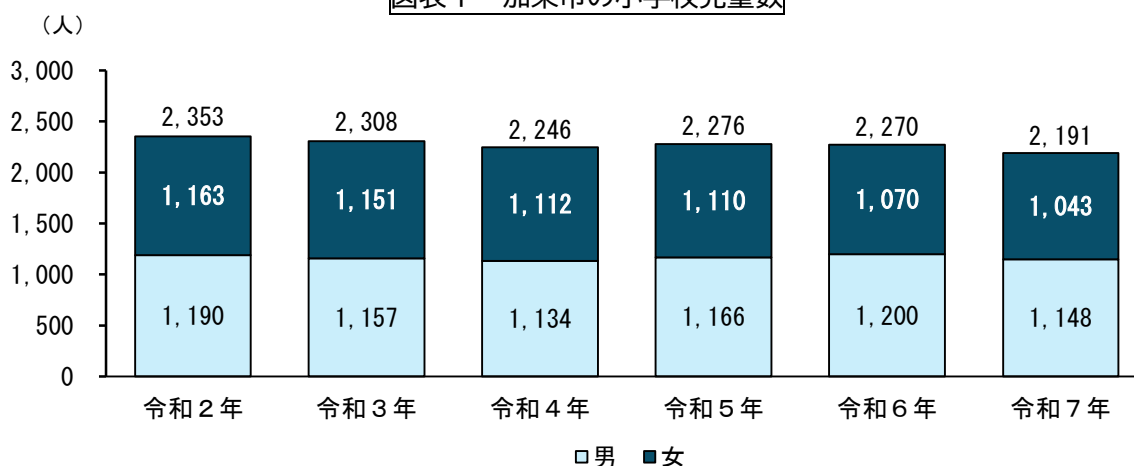
#### (1) 学校等の状況

##### ① 小学校の児童数

本市においても少子化が進んでおり、令和4（2022）年には小学校児童数が2,300人を下回りましたが、その後令和5（2023）年には増加に転じ、ほぼ横ばいで推移しています。学校別で見ると、社小学校や滝野東小学校、東条学園小中学校のみ児童数が増加しており、その他の学校では児童数が減少しています。

直近では、東条東小学校と東条西小学校が令和3（2021）年3月に閉校し、東条学園小中学校（義務教育学校）が令和3（2021）年4月に開校しました。令和7（2025）年3月には、社地域の小学校5校が閉校し、令和7（2025）年4月に小中一貫校の社学園小学校が開校しました。

図表1 加東市の小学校児童数



資料: 文部科学省(学校基本調査) 各年5月1日現在(国立校を含む)

図表2 加東市立小学校の学校別児童数

(単位:人)

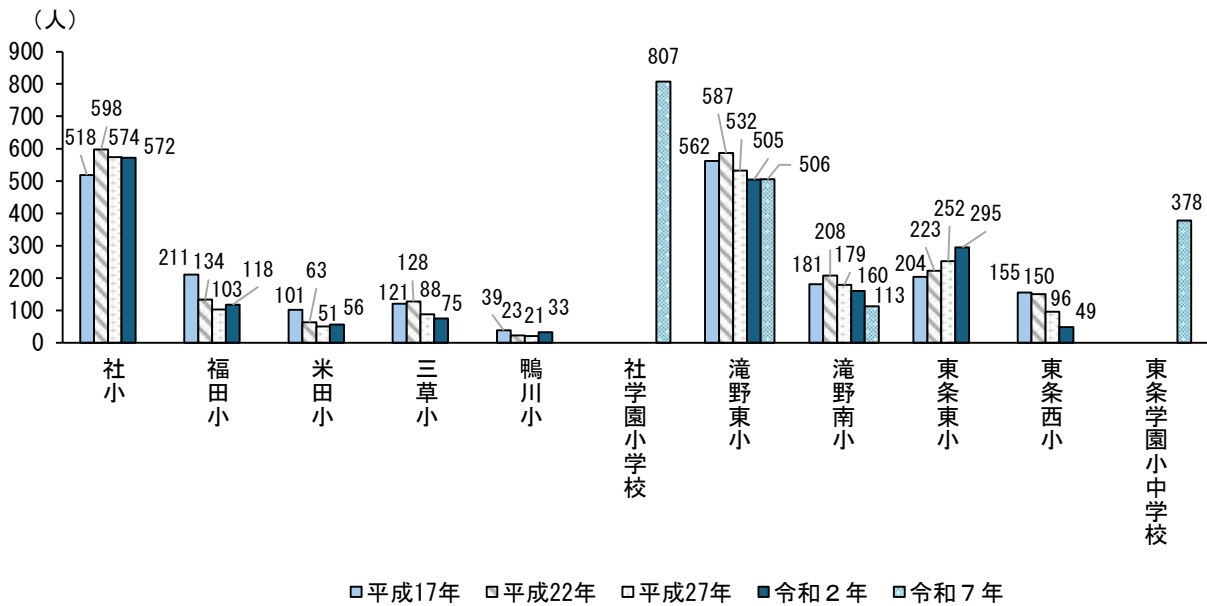
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
社小 <sup>※2</sup>	572	568	567	576	579	
福田小 <sup>※2</sup>	118	116	112	113	106	
米田小 <sup>※2</sup>	56	47	39	39	37	
三草小 <sup>※2</sup>	75	74	72	67	63	
鴨川小 <sup>※2</sup>	33	27	20	18	12	
社学園小 <sup>※2</sup>						807
滝野東小	505	495	482	515	524	506
滝野南小	160	152	138	131	127	113
東条東小 <sup>※1</sup>	295					
東条西小 <sup>※1</sup>	49					
東条学園小中学校(前期課程) <sup>※1</sup>		341	354	368	380	378

資料: 文部科学省(学校基本調査)、学校教育課 各年5月1日現在

※1 東条東小学校・東条西小学校は令和3年3月31日に閉校し、東条学園小中学校(義務教育学校)が令和3年4月1日開校。

※2 社小学校・福田小学校・米田小学校・三草小学校・鴨川小学校は令和7年3月31日に閉校し、社学園小学校が令和7年4月1日開校。

図表3 加東市立小学校児童数の推移

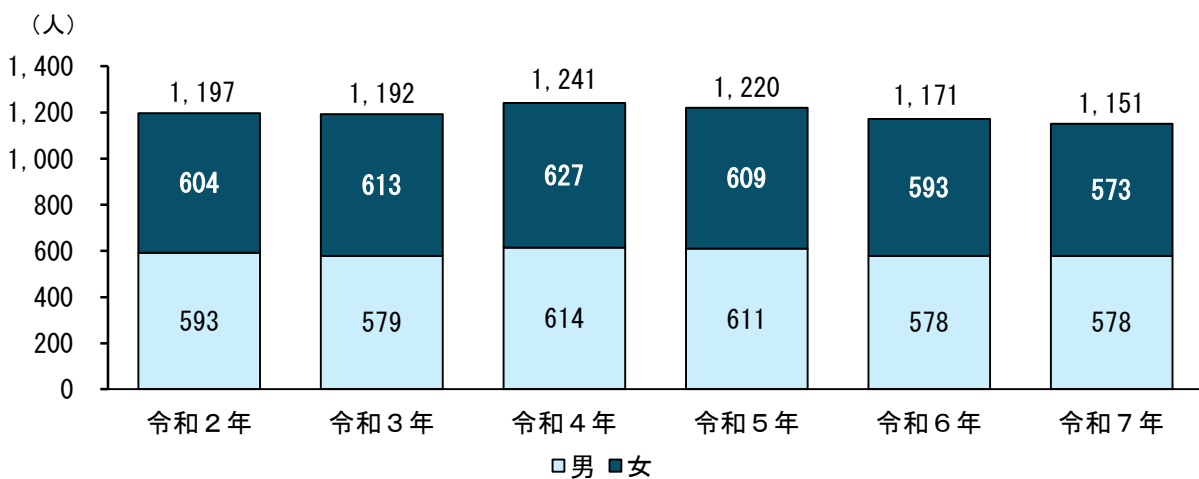


資料:各年5月1日現在

②中学校の生徒数

中学校生徒数は、令和4（2022）年の1,241人から令和5（2023）年以降減少し続けており、社学園中学校（社中）を除き、いずれの中学校・義務教育学校も生徒数が減少しています。

図表4 加東市の中学校生徒数



資料:文部科学省(学校基本調査) 各年5月1日現在(国立校を含む)

図表5 加東市立中学校の学校別生徒数

(単位:人)

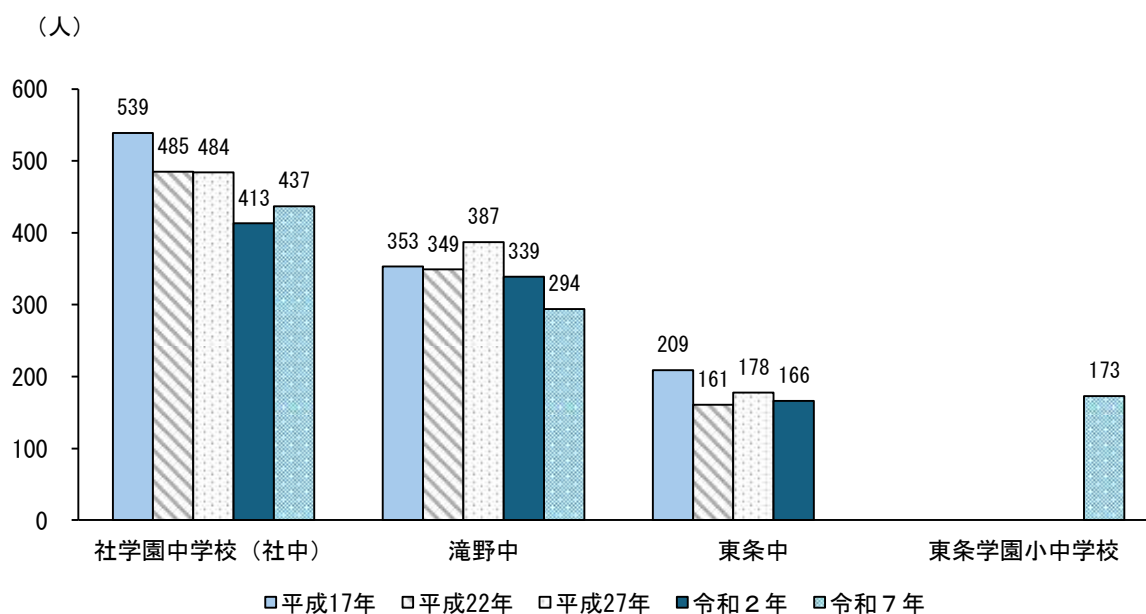
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
社会学園中(社中) <sup>※2</sup>	413	418	419	435	442	437
滝野中	339	338	347	334	298	294
東条中 <sup>※1</sup>	166					
東条学園小中学校(後期課程) <sup>※1</sup>		174	186	178	164	173

資料:文部科学省(学校基本調査)、学校教育課 各年5月1日現在

※1 東条中学校は令和3年3月31日に閉校し、東条学園小中学校(義務教育学校)が令和3年4月1日開校。

※2 社中学校は令和7年4月1日に社会学園中学校に名称変更。

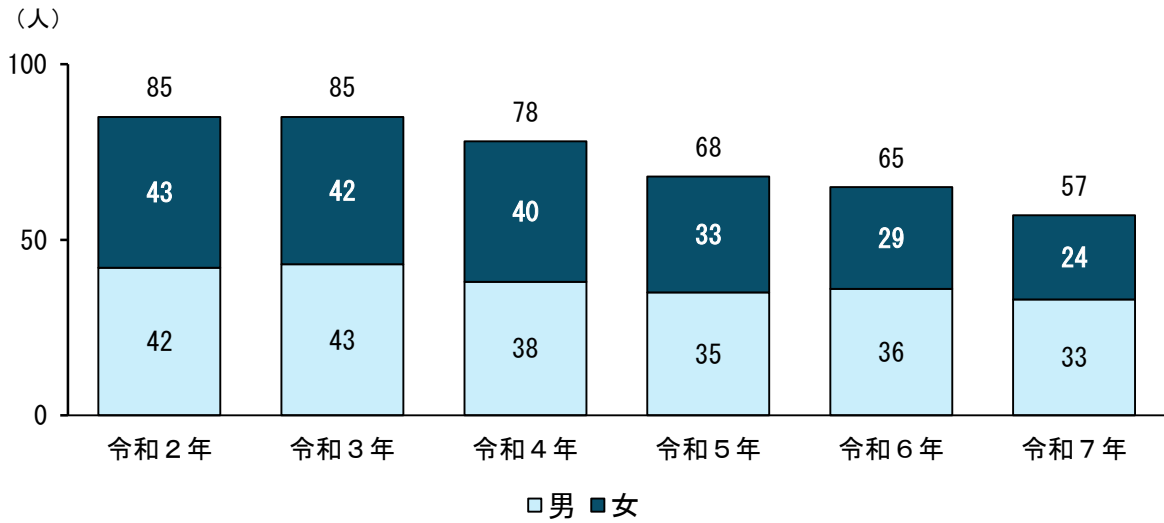
図表6 加東市立中学校生徒数の推移



資料:各年5月1日現在

③ 幼稚園の園児数

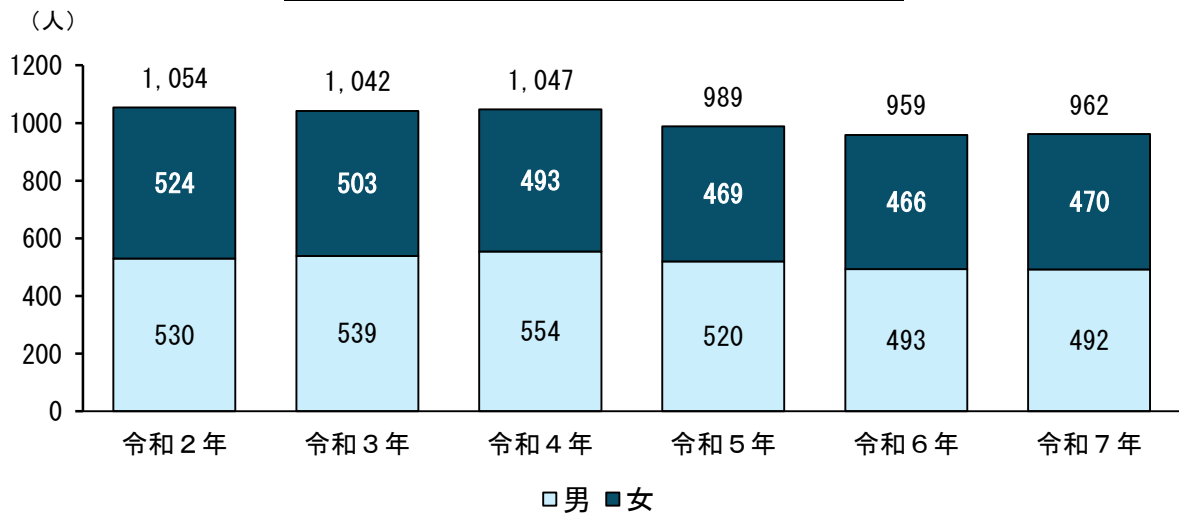
図表7 加東市の幼稚園園児数



資料: 文部科学省(学校基本調査) 各年5月1日現在(国立園を含む)

④ 幼保連携型認定こども園の園児数

図表8 加東市の幼保連携型認定こども園園児数



資料: 文部科学省(学校基本調査) 各年5月1日現在

## (2) 教育に関する状況

### ①漢字検定・算数検定の取組

図表9 漢字検定・算数検定の受検者数

(単位:人)

受検者数 (小3～小6の希望者が受検する)	漢字検定	算数検定
令和6年度	320	230

資料:令和6年度 学校教育課事業実施状況(決算審査個別資料)

### ②英語教育の取組

図表10 英検の取得状況

(単位:%)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
英検3級以上を取得して いる中学3年生の割合	加東市	34.4	27.8	37.4	30.6	36.8
	兵庫県	-	20.6	24.7	22.5	20.8
	全国	-	27.2	27.3	27.9	27.8
英検3級以上相当の英 語力を有すると思われる 中学3年生の割合	加東市	49.0	48.3	52.7	47.2	45.9
	兵庫県	44.2	41.6	46.2	42.3	38.7
	全国	-	47.0	49.2	50.0	52.4

資料:令和6年度加東市教育委員会 点検と評価 資料編

図表11 英検の受検者数

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
受検者数 (中学1～3年生に 占める割合)	1年生	140人 (45.6%)	211人 (64.7%)	204人 (63.8%)	281人 (94.0%)	255人 (89.2%)
	2年生	142人 (47.7%)	171人 (55.9%)	233人 (70.8%)	260人 (81.5%)	261人 (87.3%)
	3年生	193人 (61.3%)	151人 (50.6%)	215人 (70.0%)	275人 (83.6%)	286人 (89.9%)
	合計	475人 (51.6%)	533人 (57.3%)	652人 (68.2%)	816人 (86.2%)	802人 (88.8%)

資料:令和6年度加東市教育委員会 点検と評価 資料編

図表12 加東わくわく英語村参加人数

(単位:人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
参加人数	中止	52	32	64	31

資料:令和6年度加東市教育委員会 点検と評価 資料編

③インクルーシブ教育の取組

図表13 発達サポートセンターにおける相談件数

<相談年齢区分>

(単位:件)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
相談件数	2,168	1,896	1,927	2,156	2,265
未就園	195	163	132	198	105
認定こども園等	666	805	840	884	1,059
小学校等	811	608	647	744	785
中学校等	189	175	169	190	197
高等学校	211	58	56	68	48
専門学校・大学等	4	7	6	1	1
成人	92	80	74	69	70
他市町	-	-	3	2	-

資料:令和6年度加東市教育委員会 点検と評価 資料編

図表14 発達サポートセンターにおける療育事業・研修事業の実施状況

(単位:回、人)

療育事業・ 研修事業	令和 2年度		令和 3年度		令和 4年度		令和 5年度		令和 6年度	
	実施 回数	参加 者数 (延)	実施 回数	参加 者数 (延)	実施 回数	参加 者数 (延)	実施 回数	参加 者数 (延)	実施 回数	参加 者数 (延)
ナーサリールーム※	22	178	10	76	23	152	25	31	-	-
e-スタートプログラム (就学移行支援プログラム)	5	40	3	23	10	79	7	74	6	50
友-up (ソーシャルスキル トレーニング)	4	28	2	8	4	22	4	29	4	39
ペアレントトレーニング	10	44	9	16	10	27	11	25	10	18
サポート研修(市民対象)	0	0	2	142	2	97	2	111	2	192

資料:令和6年度加東市教育委員会 点検と評価 資料編

※「ナーサリールーム」は令和5年度で終了し、個別・小集団療育事業のプラスワンルームに移行

④問題行動やいじめ・不登校の状況

図表15 問題行動、いじめ・不登校の状況

【小学校】

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
問題行動	176 件	348 件	275 件	266 件	159 件
いじめ	155 人	283 人	212 人	192 人	100 人
不登校	18 人	26 人	29 人	29 人	27 人

資料:令和6年度加東市教育委員会 点検と評価 資料編

【中学校】

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
問題行動	58 件	86 件	57 件	76 件	101 件
いじめ	33 人	31 人	24 人	19 人	25 人
不登校	37 人	54 人	73 人	69 人	67 人

資料:令和6年度加東市教育委員会 点検と評価 資料編

※「問題行動」は、刑法犯行為（暴力、万引き等）、ぐ犯・不良行為（家出、飲酒、喫煙、不良交友等）、無免許運転の合計件数。いじめ加害件数は、不良交友に含まれている。

※「いじめ」は、被害児童生徒数。「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※「不登校」とは、年度間に30日以上欠席した児童生徒のうち、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」による者を除く）」をいう。

⑤生涯学習施設や図書館の利用状況

※新型コロナウイルス感染症の影響があった部分を黄色で表示しています。

図表16 社会体育施設の利用状況

□体育施設利用者数(延べ人数)

(単位:人)

施設名	面積	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
社第一体育館	バレー2面	13,615	25,309	20,428	21,808	21,637
滝野総合公園 体育館「スカイピア」		27,163	40,689	56,267	47,287	57,372
滝野体育センター		10,651	18,516	25,402	19,741	18,685
東条第一体育館		9,556	12,354	17,712	2,987	17,518
東条第二体育館		8,481	6,768	5,321	-	-
社武道館	136 畳	14,198	22,837	24,288	18,976	19,412
計		83,664	126,473	149,418	110,799	134,624
社第一グラウンド	10,600 m <sup>2</sup>	1,334	2,714	2,758	2,100	1,828
社第二グラウンド	14,980 m <sup>2</sup>	6,128	9,222	9,290	6,454	5,216
社第三グラウンド (多目的)	7,200 m <sup>2</sup>	11,545	16,658	20,123	9,142	11,676
社第三グラウンド (ソフトボール場)	5,000 m <sup>2</sup>	4,749	6,905	12,124	5,267	8,410
滝野総合公園 多目的グラウンド	21,000 m <sup>2</sup>	12,746	16,350	15,065	19,012	21,206
グリーンヒルスタジアム	11,533 m <sup>2</sup>	9,069	13,350	14,882	9,900	10,093
東条グラウンド	17,596 m <sup>2</sup>	5,524	7,941	7,873	6,518	8,815
東条野球場	9,022 m <sup>2</sup>	1,808	3,012	3,670	3,155	3,288
東条健康の森 グラウンド	7,681 m <sup>2</sup>	581	1,273	3,185	1,845	1,664
夕日ヶ丘公園 パークゴルフ場	14,160 m <sup>2</sup>	2,706	3,139	2,939	2,481	2,737
計	118,772 m <sup>2</sup>	56,190	80,564	91,909	65,874	74,933
社第一テニスコート	2面	7,691	9,093	7,816	6,036	7,822
社第二テニスコート	4面	10,228	11,947	17,961	15,542	13,730
滝野総合公園 グラウンド (テニスコート)	4面	11,192	14,856	17,734	15,819	17,459
計		29,111	35,896	43,511	37,397	39,011
滝野総合公園体育館 「スカイピア」	トレーニング ルーム	6,327	5,772	8,971	9,199	12,356
合計		175,292	248,705	293,809	223,269	260,924

資料:令和6年度加東市教育委員会 点検と評価 資料編

図表 17 社会体育事業の参加状況

(単位:チーム、人)

項目	区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
地区親善ソフトボール大会	参加チーム数	中止	中止	18	中止	15
地区親善バレーボール大会		中止	中止	12	16	15
ゲートボール大会		中止	8	8	8	中止
ペタンク大会		中止	9	24	8	中止
グラウンドゴルフ大会		中止	45	中止	41	42
パークゴルフ大会		中止	中止	16	17	18
卓球大会	参加者数	中止	中止	88	76	91
加東伝の助マラソン大会		中止	中止	910	978	1,061
わくわくウォーキング※		中止	63	91	116	168
体力測定		中止	中止	77	149	82
参加者数合計		0	125	1,244	1,409	1,492

資料:令和6年度加東市教育委員会 点検と評価 資料編

※「市民ハイキング」は令和5年度から「わくわくウォーキング」へ名称変更

図表 18 社会教育施設の利用状況

□社会教育施設利用者数(延べ人数)

(単位:人)

施設名	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
社公民館	19,726	27,003	28,936	28,704	26,977
滝野公民館	8,059	11,179	15,108	16,432	11,022
東条公民館	6,490	7,014	12,248	11,050	10,238
計	34,275	45,196	56,292	56,186	48,237
さんあいセンター	19,102	26,437	38,007	35,360	40,802
コミュニティセンター 東条会館	2,304	1,958	4,166	12,962	24,098
地域交流センター		7,247	13,765	9,831	10,316
東条西ふれあい館			3,725	430	1,736
計	21,406	35,642	59,663	58,583	76,952
やしろ国際学習塾	14,912	25,541	33,411	34,920	35,613
滝野文化会館 (現 地域交流センター)	8,289				
東条文化会館	6,541	10,965	15,589	23,415	22,185
計	29,742	36,506	49,000	58,335	57,798
明治館	1,506	1,917	2,464	2,518	2,265
加古川流域 滝野歴史民俗資料館	406	461	472	264	347
三草藩武家屋敷旧尾崎家	120	211	339	252	237
計	2,032	2,589	3,275	3,034	2,849

資料:令和6年度加東市教育委員会 点検と評価 資料編

図表 19 加東市主催事業参加者数

(単位:人)

事業名	区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
加東市ノーベル大賞	応募総数	中止	67	57	40	49
二十歳の集い※	出席者数	341	344	338	336	338
公募美術展	出展者数	440	408	355	376	380
ギャラリー活用事業	入場者数	377	209	214	657	672
高齢者大学	入学者数	中止	220	205	203	217
小学生チャレンジスクール	延べ	321	564	735	647	381
地域子ども教室	参加者数	5,196	2,399	3,978	5,939	6,185
伝の助かるた大会	参加者数	中止	140	135	123	99
文学講座		28	47	32	77	51
成人学習事業		127	156	78	85	89
計		6,830	4,554	6,127	8,483	8,461

資料:令和6年度加東市教育委員会 点検と評価 資料編

※「成人式」は令和4年度から「二十歳の集い」へ名称変更

図表 20 団体支援事業参加者数

事業名	主催	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
こども絵画展	文化連盟	275人	410人	383人	414人	491人
ドッジボール大会	子連協	中止	8チーム	中止	8チーム	14チーム
サッカー大会		13チーム	12チーム	12チーム	9チーム	9チーム
夏休み体験教室		21人	中止	中止	43人	46人
新春書初め大会		138人	156人	123人	125人	101人
オセロ大会		36人	43人	56人	57人	55人
研究発表大会		連合PTA	中止	中止	193人	180人

資料:令和6年度加東市教育委員会 点検と評価 資料編

図表21 図書館の利用状況

個人登録者数

	中央図書館	滝野図書館	東条図書館	合計
登録者数	20,128 人	14,704 人	4,069 人	38,901 人
市内	14,387 人	7,358 人	3,127 人	24,872 人
市外	5,741 人	7,346 人	942 人	14,029 人

資料:令和6年度 図書館年報

※市民登録率 63.5% (図書館カードの市内登録者数 24,872 人÷令和7年3月末の人口 39,190 人×100)

貸出冊数

(単位:冊)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央図書館	214,387	208,667	283,492	179,868	195,433
滝野図書館	170,503	249,536	160,577	220,734	197,859
東条図書館	53,867	67,429	62,920	63,045	61,292
ウェブ	14,155	21,276	23,980	19,898	20,517
計	452,912	546,908	530,969	483,545	475,101

資料:令和6年度 図書館年報

利用者数

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央図書館	42,167	33,931	48,035	32,412	36,719
滝野図書館	29,693	37,778	23,473	35,312	31,679
東条図書館	9,664	10,399	9,796	10,296	9,918
ウェブ	14,155	21,276	23,980	19,898	20,517
計	95,679	103,384	105,284	97,918	98,833

資料:令和6年度 図書館年報

## 予約件数

(単位:件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央図書館	9,507	6,245	8,100	6,022	6,465
滝野図書館	8,195	7,328	4,359	6,065	5,477
東条図書館	3,129	2,850	2,322	2,370	2,151
ウェブ	52,282	44,717	40,707	35,444	36,375
計	73,113	61,140	55,488	49,901	50,468

資料:令和6年度加東市教育委員会 点検と評価 資料編

## 蔵書数

(単位:冊)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央図書館	176,145	176,009	178,208	176,853	177,823
滝野図書館	209,886	212,818	211,958	204,834	201,873
東条図書館	53,132	53,907	54,701	55,397	55,949
計	439,163	442,734	444,867	437,084	435,645

資料:令和6年度 図書館年報

※貸出冊数・利用者数・予約件数は「図書館の利用状況」、蔵書数は「月次統計表の受払統計」

### (3) 本市の教育に関する市民の意識・実態

本市の「加東市総合計画に関するアンケート」（以下「市民意識調査」という。）において、教育に関する意識調査を実施しています。

市が取り組んでいる施策に対し、重要性と満足度を市民に問い、令和2（2020）年調査以降の3回の調査結果と比較しました。

令和7（2025）年の市民意識調査の結果、「重要である」「やや重要である」を合わせた『重要度』割合（以下「重要度」という。）が半数以上を占める施策は、「小中学校における人権・道徳・体験学習などの充実・心の教育の推進」と「確かな学力・主体的に学ぶ態度の育成と社会への適応能力の向上」となっています。

また、「満足」「まあ満足」を合わせた『満足度』割合（以下「満足度」という。）について、3回の調査を比較すると、「小中学校における人権・道徳・体験学習などの充実・心の教育の推進」と「確かな学力・主体的に学ぶ態度の育成と社会への適応能力の向上」、「小中一貫教育の推進」は年々増加しています。特に、「小中学校における人権・道徳・体験学習などの充実・心の教育の推進」と「小中一貫教育の推進」は、「普通」の回答が減り、「満足」「まあ満足」に転じており、本市における教育施策が浸透していることが伺えます。一方で、「幼児教育と保育サービス等の充実」に対して、令和2（2020）年調査と比べて令和7（2025）年は重要度が16.8ポイント減少しています。

その他、教育を取り巻く環境については、「地域や家庭での子育て支援の取組」が57.3%、「学校教育環境の整備充実」が54.4%と重要度が高くなっています。「学校教育環境の整備充実」は、年々満足度が上がっていますが、未だに重要度も高く、引き続き環境整備に取り組むことが望まれています。

一方で、「図書館機能の充実」と「人権尊重に対する取組」、「スポーツ活動の支援」は、令和2（2020）年調査に比べて令和7（2025）年で重要度が10ポイントほど減少しており、市民の関心や優先順位が下がっていることが推察されます。

図表22 施策満足度の一覧

	確かな学力・主体的に学ぶ態度の育成と社会への適応能力の向上	小中学校における人権・道徳・体験学習などの充実・心の教育の推進	小中一貫教育の推進	幼児教育と保育サービス等の充実	障害等により支援が必要な子どもに対する適切なサポートの充実
重要度	51.7%	56.9%	33.8%	40.9%	42.8%
満足度	28.5%	20.2%	33.5%	18.1%	15.8%

	芸術・文化に関する施策	生涯学習活動の充実	スポーツ活動の支援	学校教育環境の整備充実	図書館機能の充実	人権尊重に対する取組	地域や家庭での子育て支援の取組
重要度	36.5%	40.8%	31.4%	54.4%	38.0%	36.4%	57.3%
満足度	24.6%	19.9%	14.2%	27.1%	27.8%	16.1%	16.4%

## ■「加東市総合計画に関するアンケート」から抜粋

令和2（2020）年調査：令和2（2020）年10月～11月に満18歳以上の市民を対象に実施  
調査対象4,000人、有効回答数1,610人、有効回答率40.3%

令和4（2022）年調査：令和4（2022）年6月～7月に満18歳以上の市民を対象に実施  
調査対象4,000人、有効回答数1,147人、有効回答率28.7%

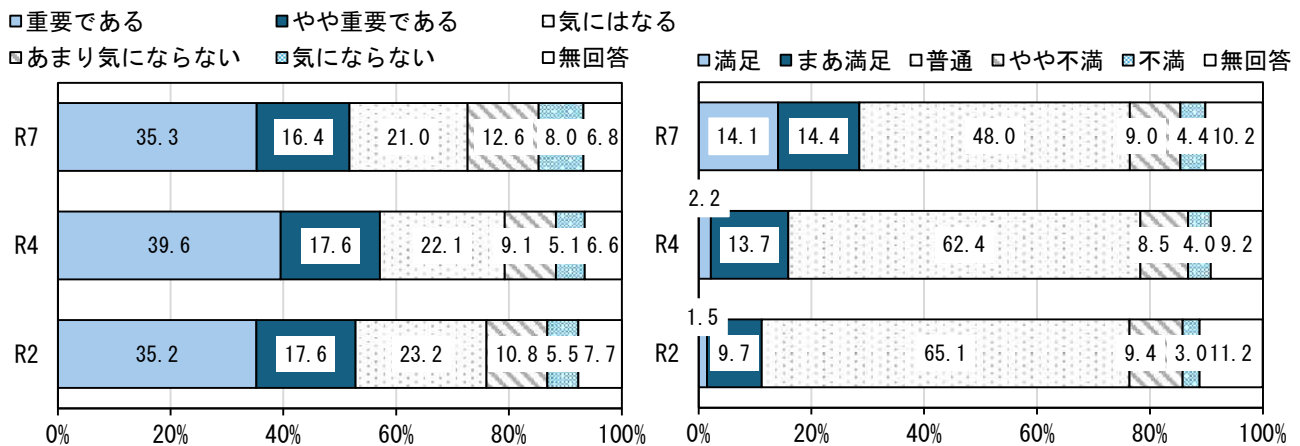
令和7（2025）年調査：令和7（2025）年10月に満18歳以上の市民を対象に実施  
調査対象4,000人、有効回答数1,593人、有効回答率39.8%

※回答結果の割合「%」は有効回答数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したもののため、合計値が100.0%にならない場合があります。

### ①施策の重要性と満足度

図表23 施策の重要性と満足度

#### ●確かな学力・主体的に学ぶ態度の育成と社会への適応能力の向上

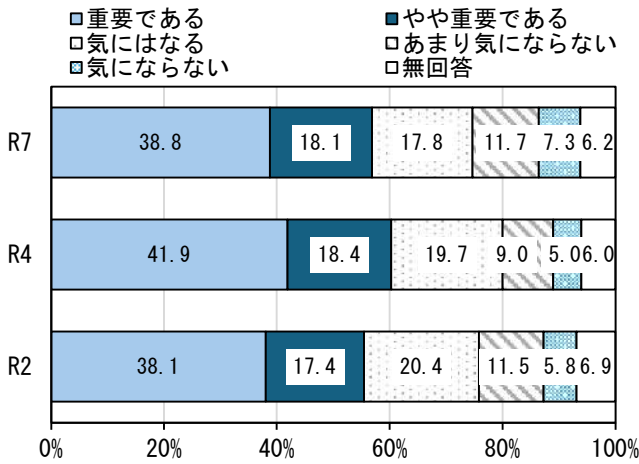


「重要である」と「やや重要である」を合わせた『重要である』割合は、R7年調査では51.7%で、前回調査、前々回調査同様に半数以上を占めている一方、前回調査より5.5ポイント減少しています。

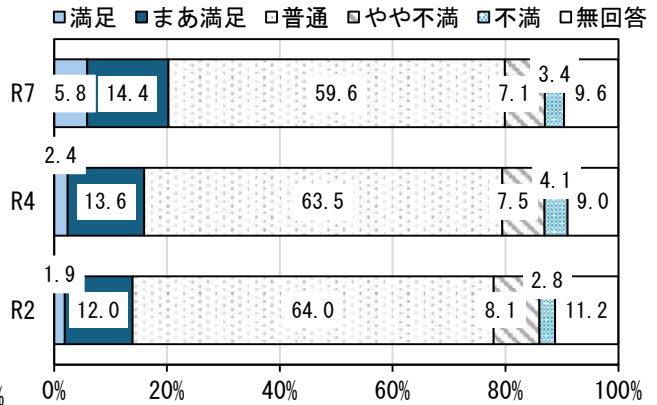
「満足」と「まあ満足」を合わせた『満足である』割合は、前回調査、前々回調査では1割台と低い一方で増加傾向にあり、R7年調査では28.5%と大きく増加しています。

※以下の説明において、「重要である」「やや重要である」を合わせた割合は『重要である』と表記し、「満足」「まあ満足」を合わせた割合を『満足である』と表記しています。

●小中学校における人権・道徳・体験学習などの充実・心の教育の推進

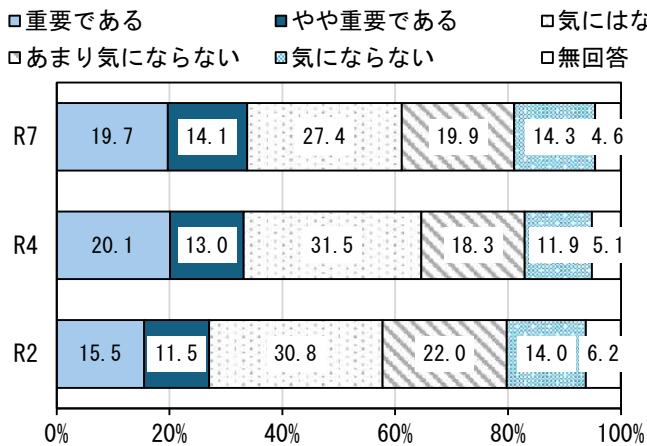


『重要である』割合は、いずれの調査においても半数以上を占め、R7年調査では56.9%となっています。

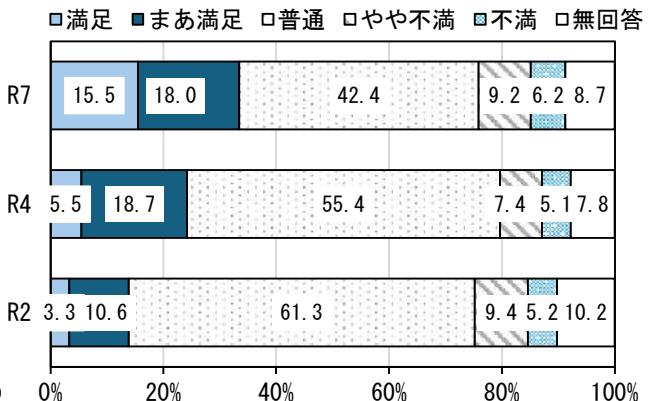


『満足である』割合は、R7年調査では20.2%で、前回調査、前々回調査より増加傾向にあります。

●小中一貫教育の推進

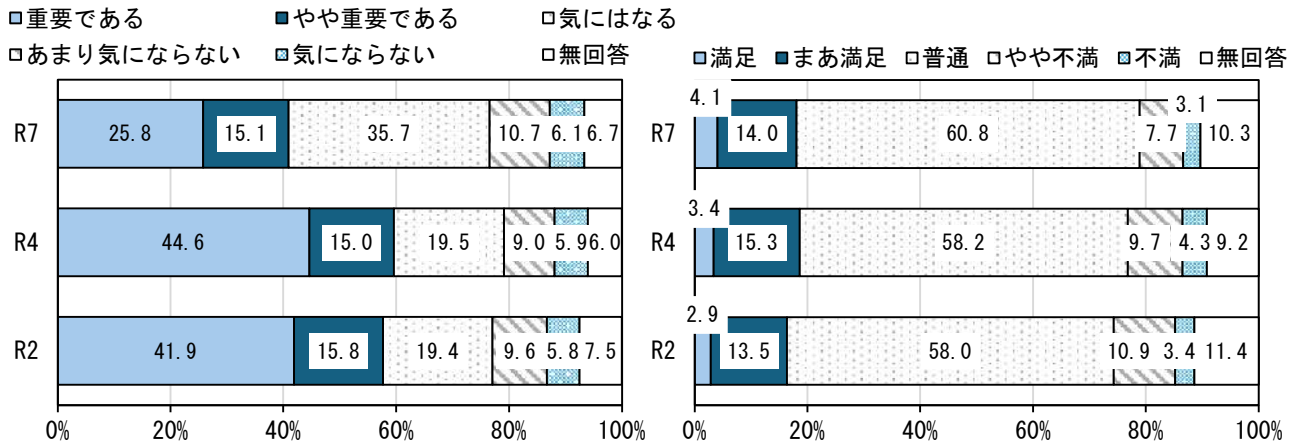


『重要である』割合は、R7年調査が33.8%と、前回調査、前々回調査より増加傾向にあります。



『満足である』割合は、R7年調査が33.5%で増加傾向にあり、前々回調査から19.6ポイント増加しています。

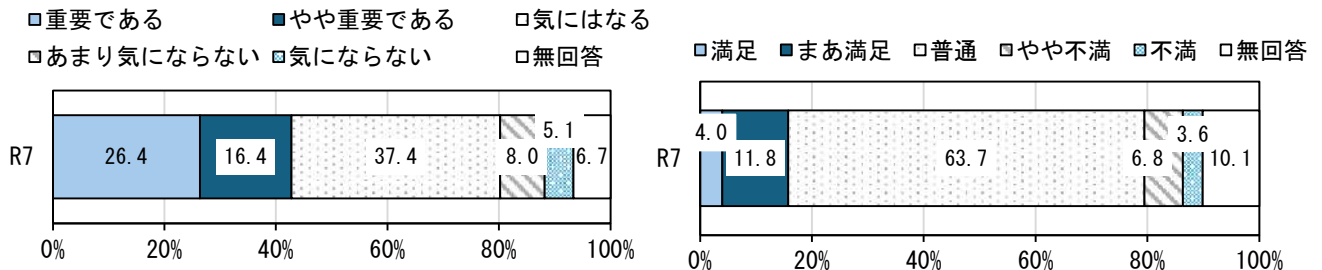
● 幼児教育と保育サービス等の充実



『重要である』割合は、前回調査、前々回調査がおよそ6割を占めているのに対し、R7年調査では40.9%と大きく減少しています。

『満足である』割合は、いずれの調査においても2割未満と低く、R7年調査でも18.1%にとどまっています。

● 障害等により支援が必要な子どもに対する適切なサポートの充実

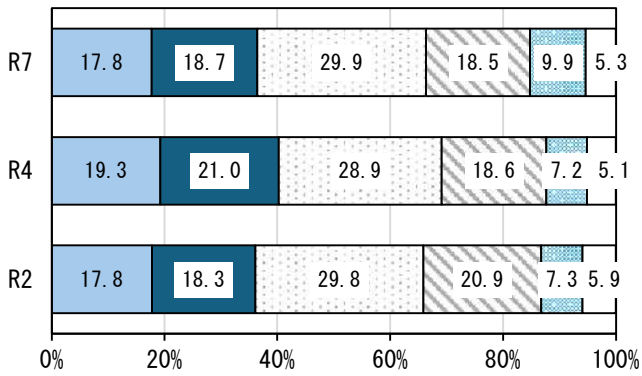


「重要である」と「やや重要である」を合わせた『重要である』割合は、42.8%となっています。

「満足」と「まあ満足」を合わせた『満足である』割合は、15.8%であり、「不満」と「やや不満」を合わせた『不満である』割合は10.4%となっています。

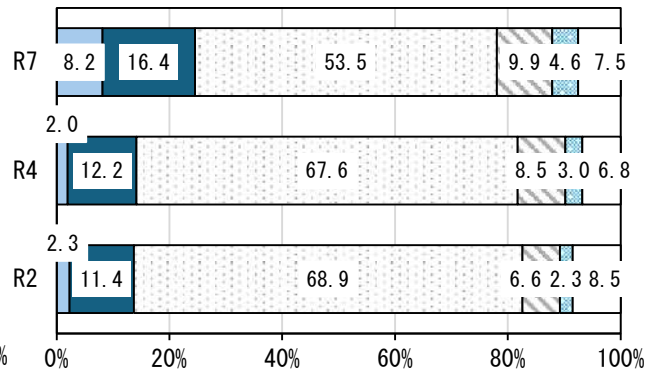
●芸術・文化に関する施策

□重要である      ■やや重要である      □気にはなる  
 □あまり気にならない      □気にならない      □無回答



『重要である』割合は、R7年調査が36.5%、前回調査が40.3%、前々回調査が36.1%と低く、いずれも重要であると考えている人は半数以下となっています。

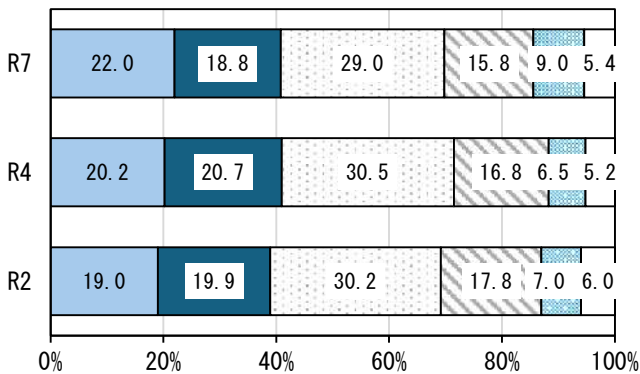
□満足      ■まあ満足      □普通      □やや不満      □不満      □無回答



『満足である』割合は、前回調査が14.2%、前々回調査が13.7%と低い一方、R7年調査では24.6%と大きく増加しています。

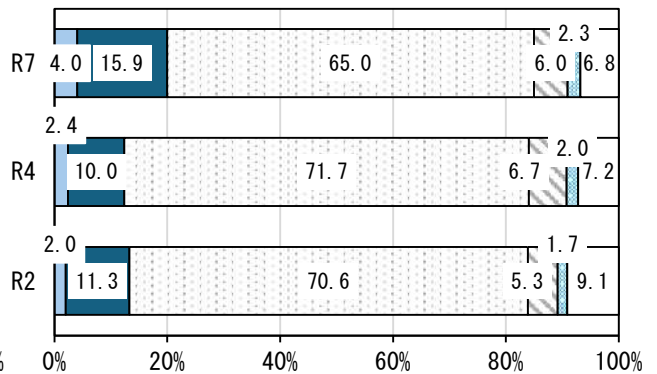
●生涯学習活動の充実

□重要である      ■やや重要である      □気にはなる  
 □あまり気にならない      □気にならない      □無回答



『重要である』割合は、いずれの年度においてもおよそ4割と低く、R7年調査でも40.8%となっており、重要と考える人は少ない結果となっています。

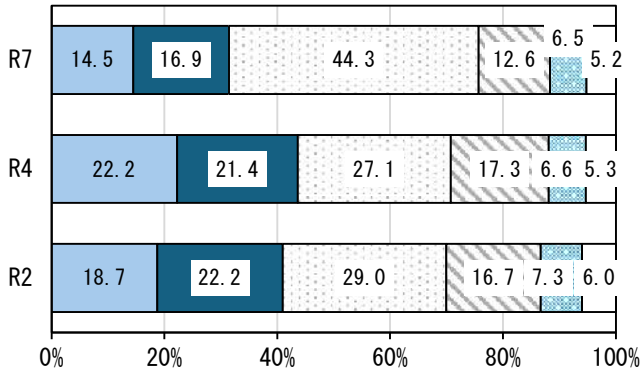
□満足      ■まあ満足      □普通      □やや不満      □不満      □無回答



『満足である』割合は、前回調査、前々回調査がいずれも1割と低い一方、R7年調査では19.9%と、前回調査よりも7.5ポイント増加しています。

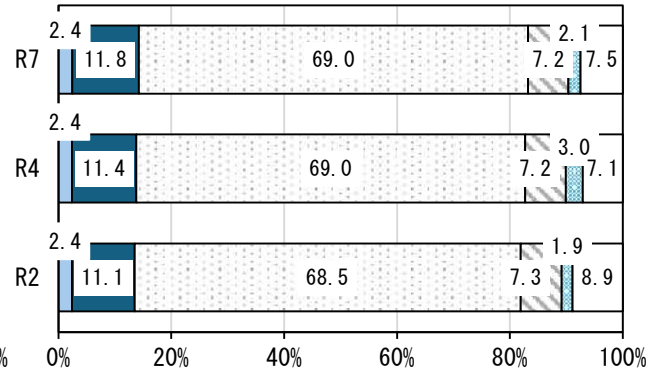
●スポーツ活動の支援

□重要である      ■やや重要である      □気にはなる  
 □あまり気にならない      □気にならない      □無回答



『重要である』割合は、前回調査、前々回調査のいずれも4割台を占めている一方、R7年調査は31.4%で、前回調査より12.2ポイントの大きな減少がみられました。

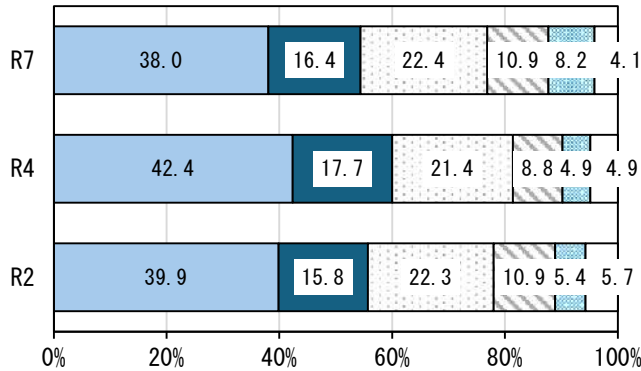
□満足      ■まあ満足      □普通      □やや不満      □不満      □無回答



『満足である』割合は、R7年調査が14.2%、前回調査が13.8%、前々回調査が13.5%で、微増傾向にあります。

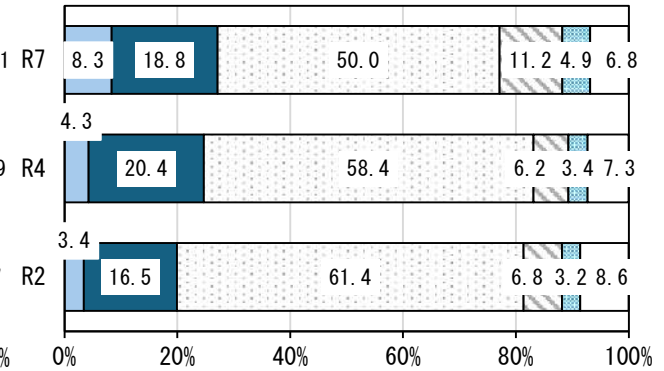
●学校教育環境の整備充実

□重要である      ■やや重要である      □気にはなる  
 □あまり気にならない      □気にならない      □無回答



『重要である』割合は、いずれの調査においても半数以上を占め、R7年調査では54.4%となっています。

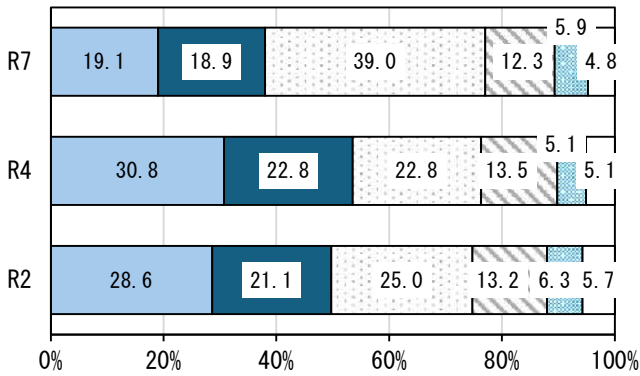
□満足      ■まあ満足      □普通      □やや不満      □不満      □無回答



『満足である』割合は、R7年調査では27.1%で、前回調査、前々回調査より増加傾向にあります。

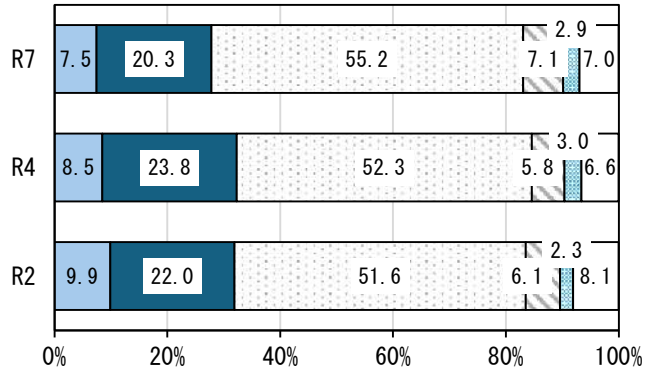
●図書館機能の充実

□重要である      ■やや重要である      □気にはなる  
 □あまり気にならない      □気にならない      □無回答



『重要である』割合は、前回調査、前々回調査では5割前後と高い一方、R7年調査では38.0%に減少しています。

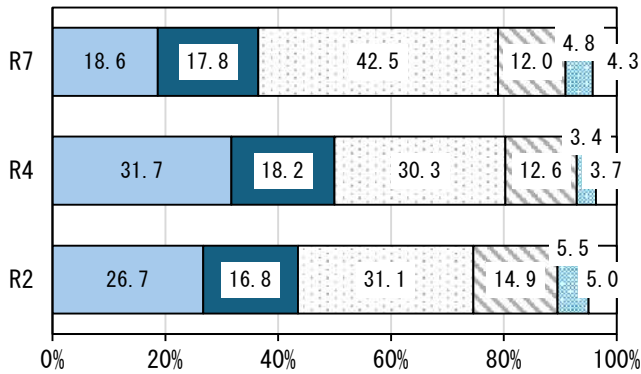
□満足      ■まあ満足      □普通      □やや不満      □不満      □無回答



『満足である』割合は、前回調査、前々回調査では3割を占めている一方で、R7年調査では27.8%に減少しています。

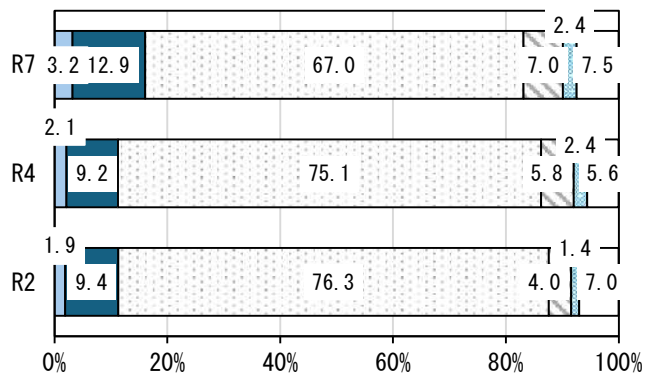
●人権尊重に対する取組

□重要である      ■やや重要である      □気にはなる  
 □あまり気にならない      □気にならない      □無回答



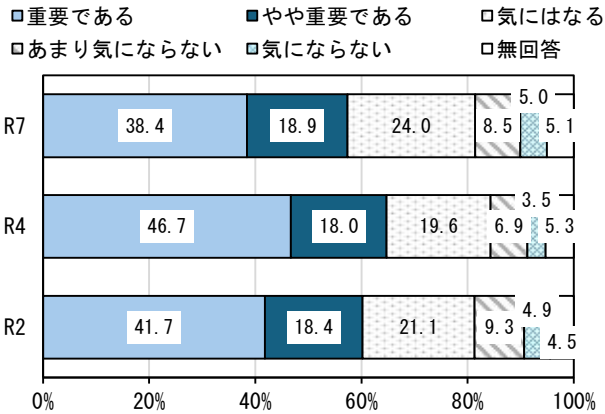
『重要である』割合は、前回調査、前々回調査では4～5割を占めている一方で、R7年調査は36.4%で、前回調査より13.5ポイントの大きな減少がみられました。

□満足      ■まあ満足      □普通      □やや不満      □不満      □無回答

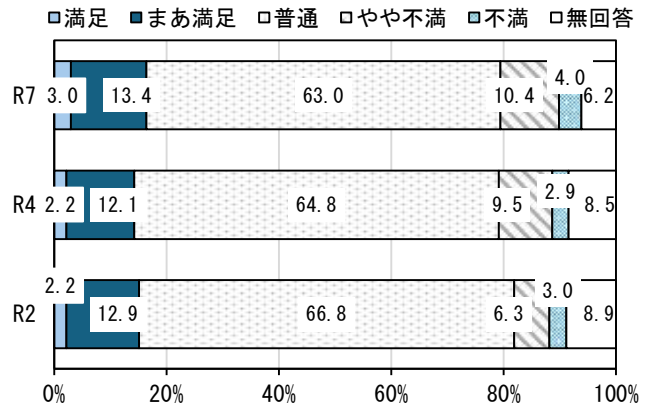


『満足である』割合は、前回調査、前々回調査ではいずれも11.3%と同様の傾向にあり、R7年調査は16.1%で4.8ポイントの増加がみられました。

●地域や家庭での子育て支援の取組



『重要である』割合は、前回調査、前々回調査では6割を占めている一方で、R7年調査では57.3%に減少しています。



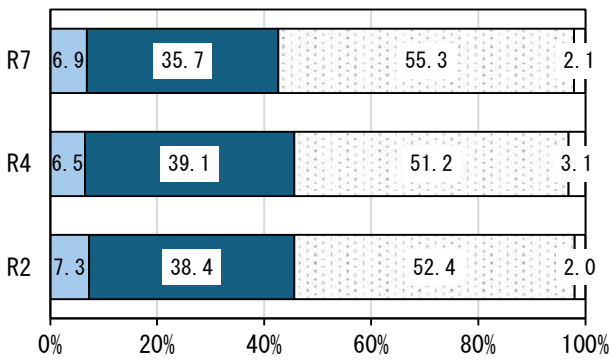
『満足である』割合は、いずれの調査においても2割未満と低く、R7年調査でも16.4%にとどまっています。

②学校への関わり状況

図表24 学校への関わり状況

●オープンスクールなどの学校行事や、学校でのボランティア活動などに参加したことがあるか

□毎回参加 □参加したことがある □参加したことがない □無回答



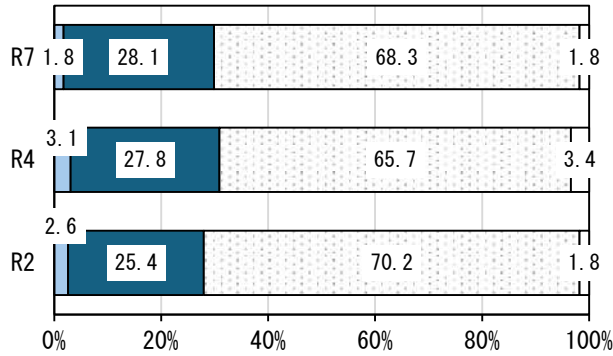
『参加したことがある』(「毎回参加」+「参加したことがある」)割合は、いずれの調査においてもおよそ半数で、かつ「参加したことがない」割合の方が高くなっています。

### ③地域活動の参加状況

図表25 地域活動の参加状況

● 青少年の補導活動や地域子ども見守り隊などの活動に参加したことがあるか

□ 毎回参加 ■ 参加したことがある □ 参加したことがない □ 無回答



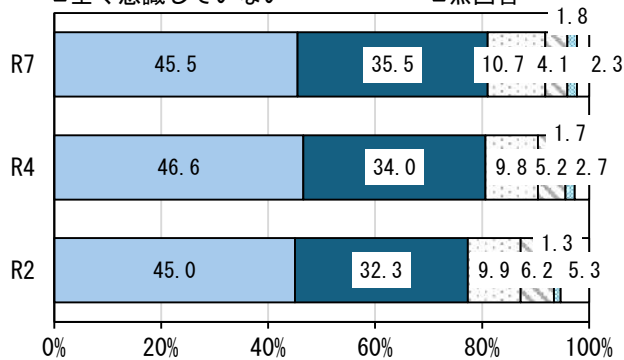
『参加したことがある』（「毎回参加」+「参加したことがある」）割合は、いずれの調査においても3割前後と低い一方で「参加したことがある」割合はR7年調査では28.1%で増加傾向にあります。

### ④人権に対する意識

図表26 人権に対する意識

● 「人権」（いじめ、虐待、差別など）ということ、日常的に意識している

■ 意識している □ どちらともいえない □ 全く意識していない ■ 少しは意識している □ あまり意識していない □ 無回答



『意識している』（「意識している」+「少しは意識している」）割合は、いずれの調査においても8割前後と高く、R7年調査は81.0%で増加傾向にあります。

### （4）全国学力・学習状況調査の結果

令和7（2025）年4月17日（中学校理科4月14日～16日）に、全国学力・学習状況調査が、小学校6年生と中学校3年生（義務教育学校9年生）を対象に実施されました。学力調査について、全国平均正答率を基準とした本市の平均正答率は、全国と同程度（全国の平均正答率との差が5ポイント以内）でした。

児童生徒質問紙調査の結果については、「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」「学校に行くのは楽しいと思いますか」「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」（中学校3年生）など、全国や兵庫県と比較して肯定的回答（「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と回答）をした子ども割合が高い傾向にあります。特に、過去5年の経年比較をすると、小学校6年生の平日の学習時間に改善傾向が見られ、また、「自分にはよいところがあると思う」に肯定的回答をした子ども割合も増加傾向にあります。

■令和7（2025）年度全国学力・学習状況調査結果

図表27 全国学力・学習状況調査結果（小学校6年生・中学校3年生）

<p><b>小学校</b></p> <p>(全国基準)</p> <p>※チャート図の内側点線は、全国平均を表しています。</p>	国語	平均正答率は全国と同程度でした。 「書くこと」「読むこと」領域に関する学習内容に課題が見られました。
	算数	平均正答率は全国と同程度でした。 「数と計算」領域に関する学習内容に課題が見られました。
	理科	平均正答率は全国と同程度でした。 「エネルギー」「粒子」を柱とする領域に関する学習内容に課題が見られました。
<p><b>中学校</b></p> <p>(全国基準)</p> <p>※チャート図の内側点線は、全国平均を表しています。</p>	国語	平均正答率は全国と同程度でした。 「言葉の特徴や使い方に関する事項」「読むこと」領域に関する学習内容に課題が見られました。
	数学	平均正答率は全国と同程度でした。 「数と式」領域に関する学習内容に課題が見られました。
	理科	I R Tスコアは全国と同程度でした。 (I R Tとは、異なる問題から構成される試験・調査の結果を、同じ尺度で比較できるもので、全国 の平均値は500) 「粒子」「地球」を柱とする領域に関する学習内容に課題が見られました。

※全国の前正答率との差が5ポイント未満の場合は「全国と同程度」、5ポイント以上の場合は「全国よりも高い・低い」と表現しています。

※本調査の結果は、学力の特定の一部分、学校における教育活動の一側面です。

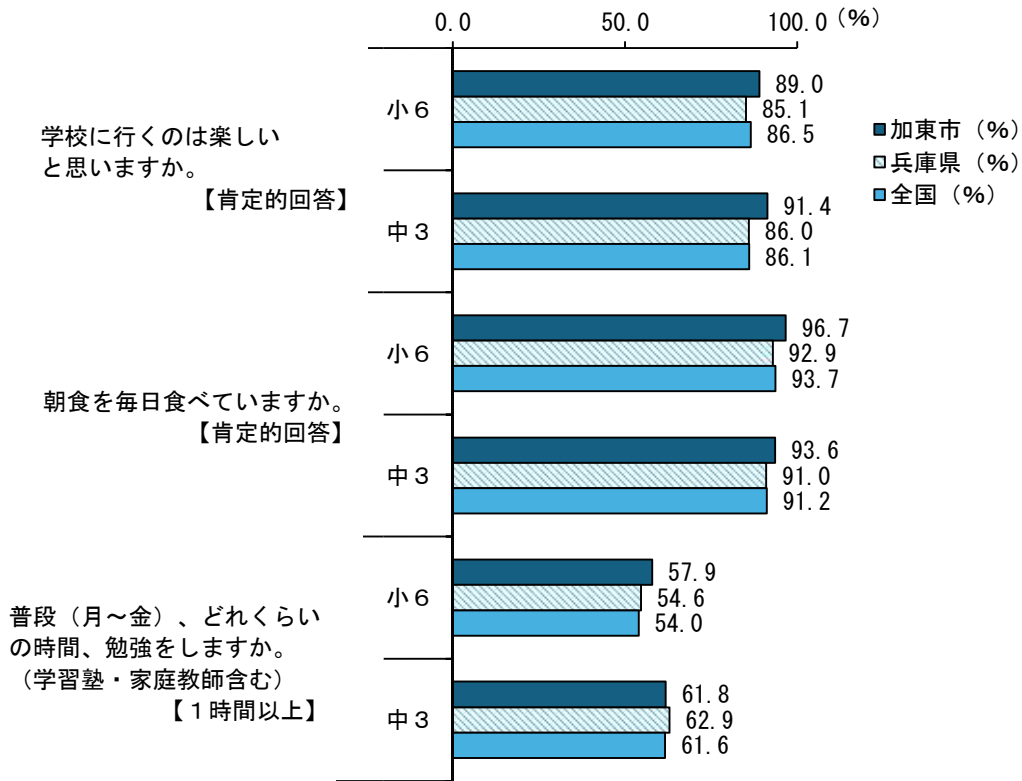
■令和7（2025）年度児童生徒質問紙から - 本市の子どもたちの学習状況（一部抜粋）

※児童生徒質問紙の結果を一部抜粋して、全国や兵庫県と比較しています。質問内容に対し、「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と回答した合計を「肯定的回答」としています。

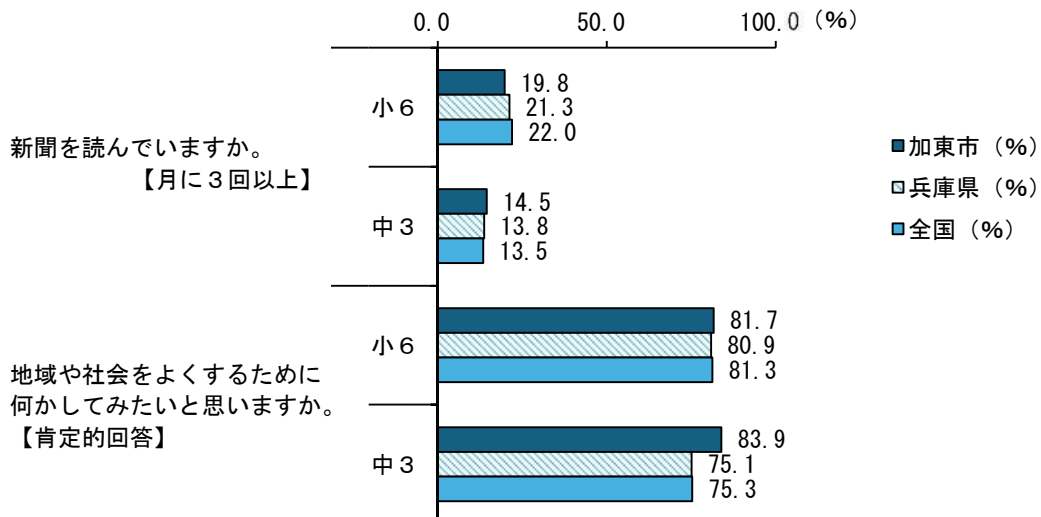
※児童生徒質問紙は、全国学力・学習状況調査時に国が行うアンケート。

図表28 児童生徒への質問紙から

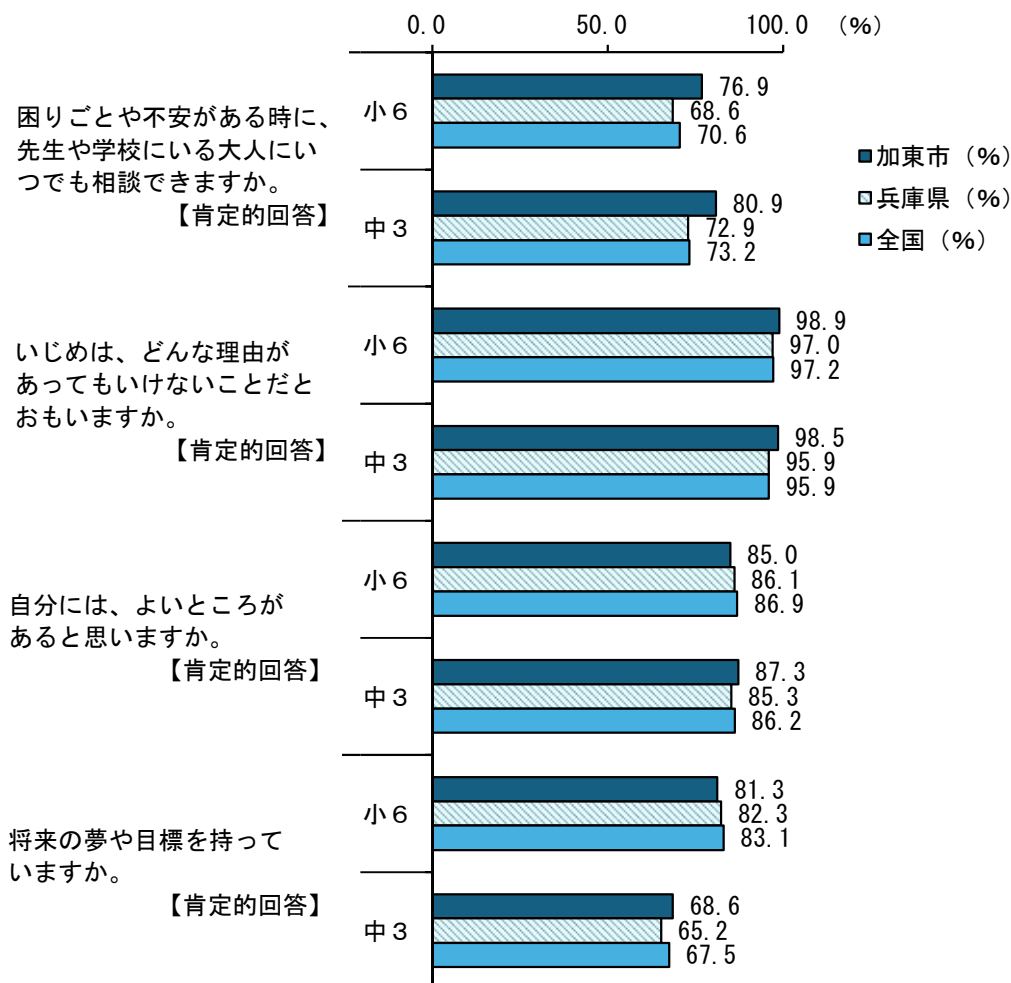
◆学校生活・生活習慣・学習習慣



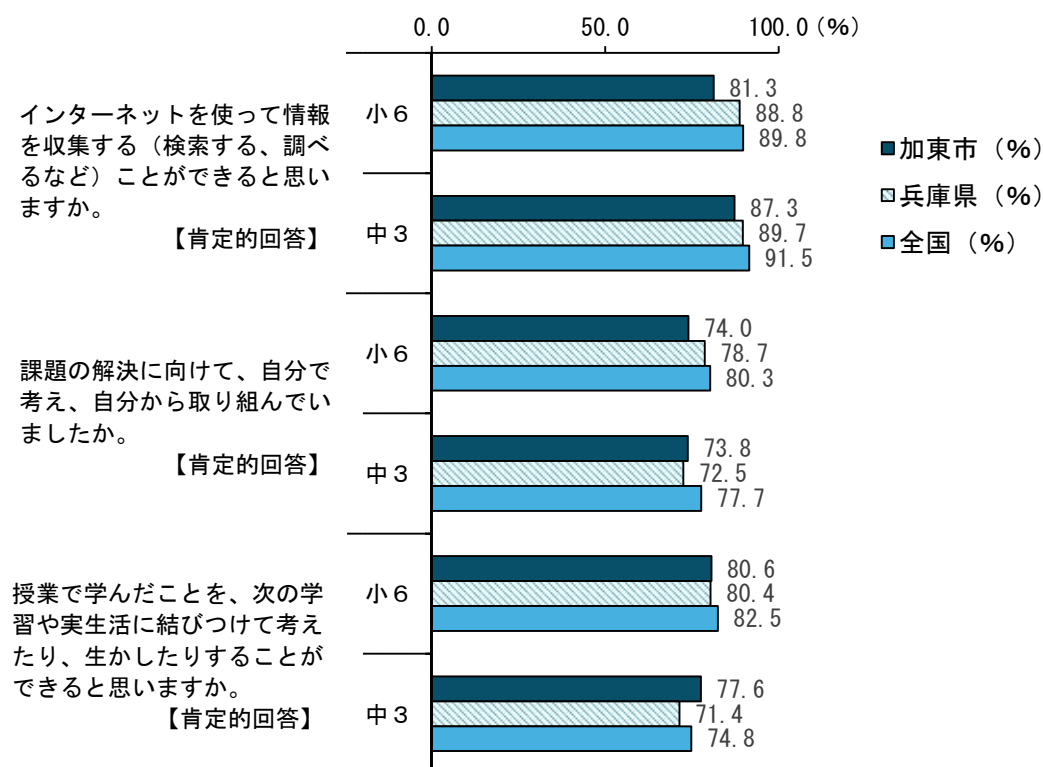
◆地域・社会への関心



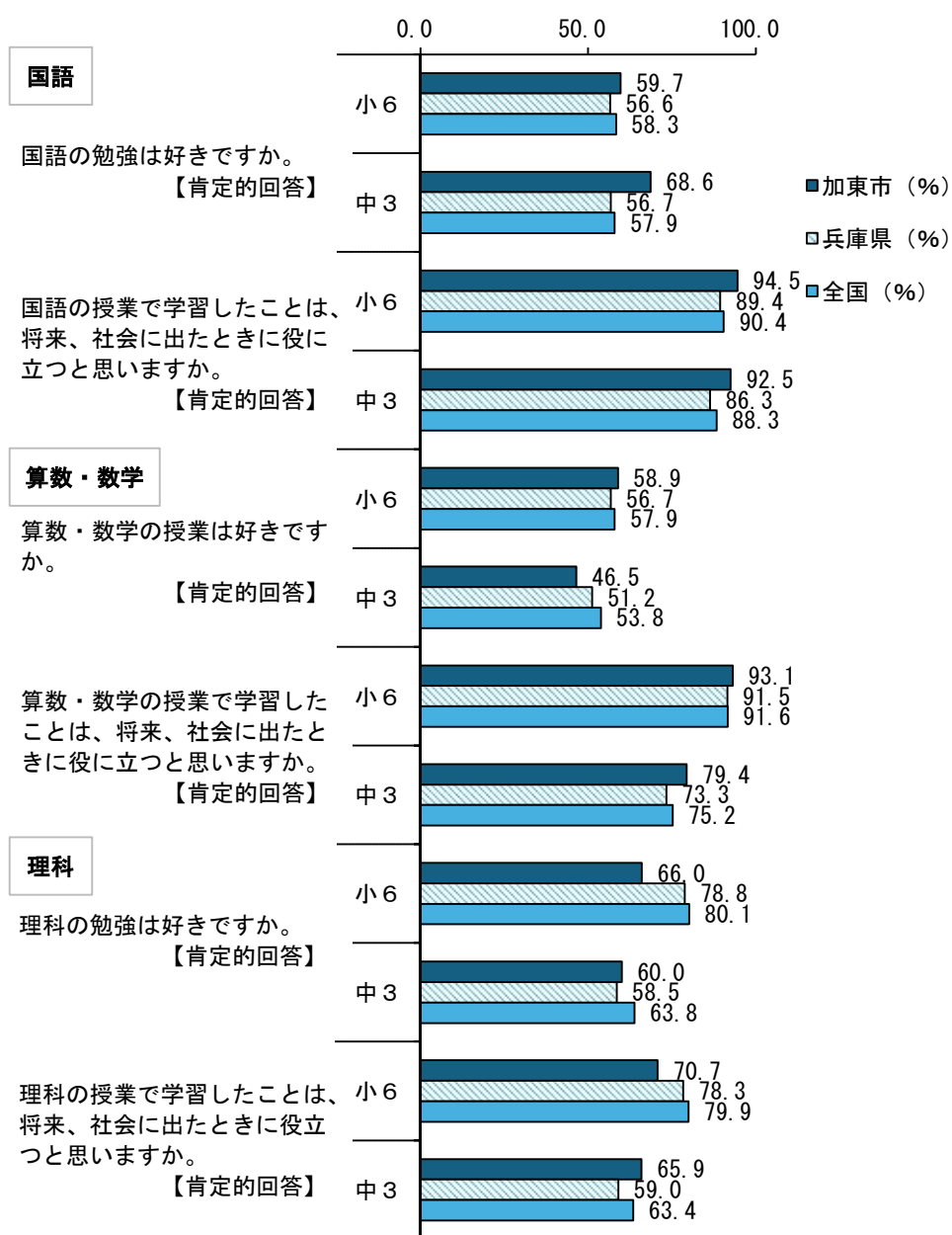
◆模範意識・自己有用感



◆ICT 活用・主体的で対話的で深い学び



◆学習に対する意識

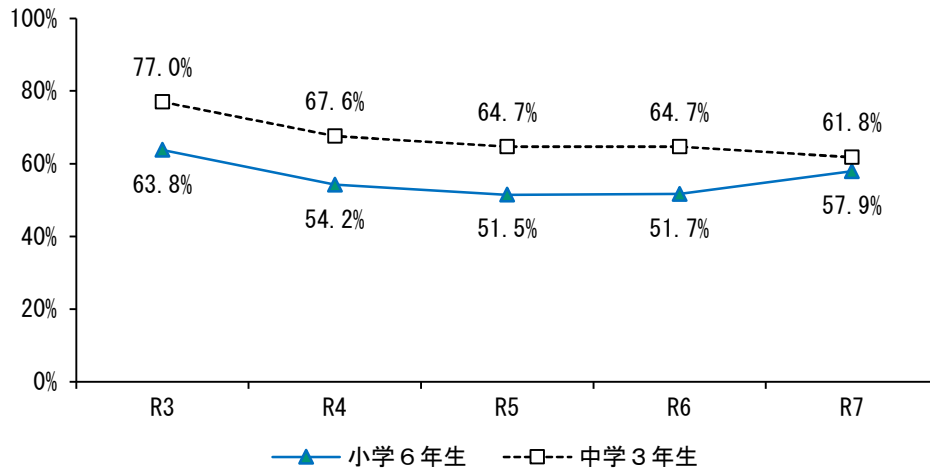


## ■ 5年間の経年比較

学習時間と自尊感情に関する質問について、令和3（2021）年から令和7（2025）年の5年間を比較しています。

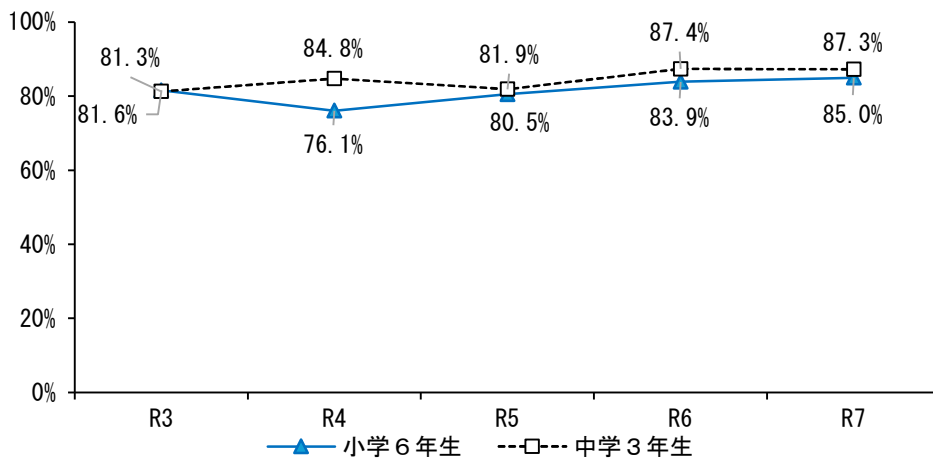
図表29 児童生徒の学習時間（5年間の比較）

◆ 普段（月～金）、1時間以上勉強している。



図表30 自尊感情に関する質問への肯定的回答の割合（5年間の比較）

◆ 自分にはよいところがあると思う。



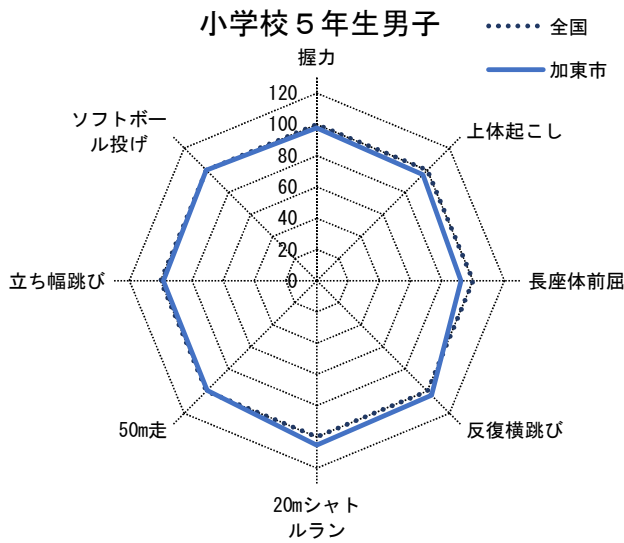
## （5）全国体力・運動能力調査の結果

令和6（2024）年5月～7月にかけて、全国体力・運動能力調査が、小学校5年生と中学校2年生（義務教育学校8年生）を対象に実施されました。

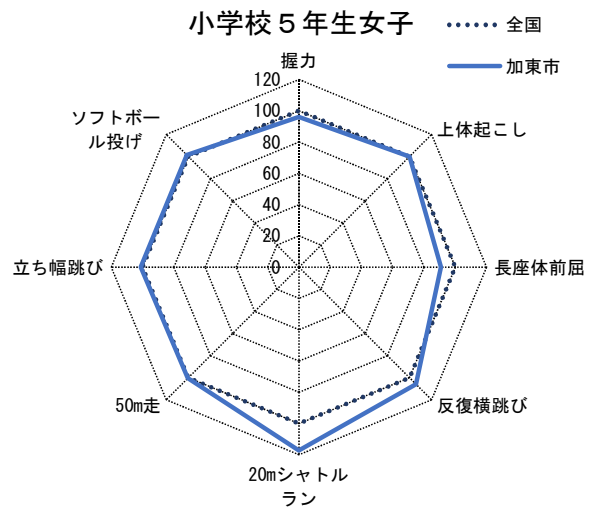
実技に関する調査について、全国平均値を基準として本市の平均値を比較すると、全体的に全国平均と同程度の体力・運動能力となっています。その中で、小学校5年生男子は全身持久力、小学校5年生女子は敏捷性と全身持久力、中学校2年生男子と中学校2年生女子は柔軟性が、全国平均値に比べると高くなっています。

■令和6（2024）年度実技に関する調査結果

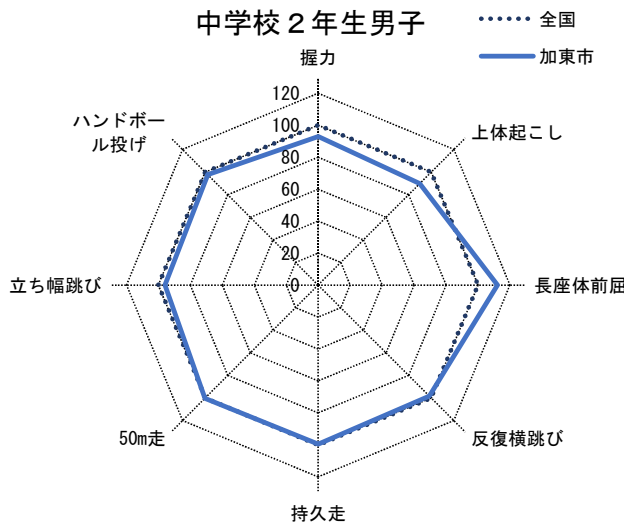
図表31 全国体力・運動能力調査結果（小学校・中学校）



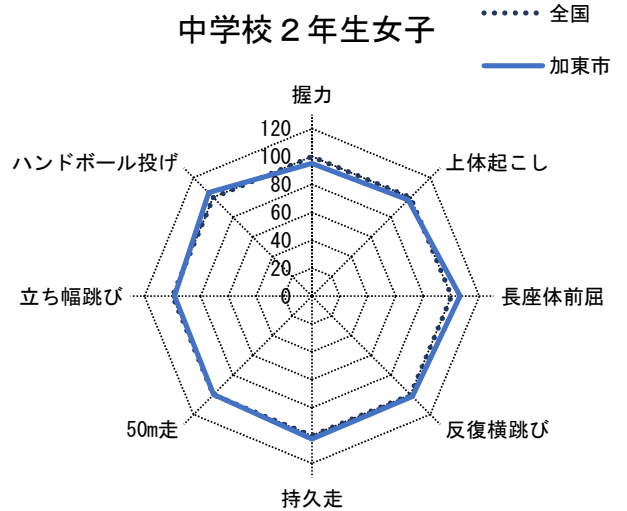
20mシャトルラン（全身持久力）は全国平均よりも高く、長座体前屈（柔軟性）は全国平均より低くなっています。



反復横跳び（敏捷性）、20mシャトルラン（全身持久力）は全国平均よりも高くなっています。長座体前屈（柔軟性）は全国平均よりも低くなっています。



長座体前屈（柔軟性）は全国平均より高く、握力（筋力）、上体起こし（筋パワー、筋持久力）は全国平均よりも低くなっています。



長座体前屈（柔軟性）は全国平均より高くなっており、その他の項目は、すべて全国平均とほぼ同程度となっています。

※全国平均値を100とし、全国平均値との差が5ポイント以内の場合は、「全国と同程度」、5ポイントを超える場合は「全国よりも高い・低い」と表現しています。

#### 4. 第3期計画の主な取組と成果及び課題

第3期計画の取組については、その施策ごとに毎年、点検と評価を行い、その成果と課題を明確にするとともに、基本的方向ごとに設定した成果指標と取組指標から総合的に評価しています。各年度の達成状況とともに、主な取組と成果及び課題については次のとおりです。

##### 【基本的方向ごとの総合評価】

総合評価	評価の基準（成果指標の目標値達成状況）
A	すべての成果指標について、当該年度の目標値を達成。
B	当該年度の目標値を達成した成果指標の数が、半数以上。 もしくは、達成数は1以上半数以下であるが、上昇傾向（改善傾向）の成果指標の数が過半数。
C	当該年度の目標値を達成した成果指標の数が、1つ以上半数未満。 もしくは、すべて目標値に到達していないが、上昇傾向（改善傾向）の成果指標の数が半数以上ある。
D	すべての成果指標について、当該年度の目標値を未達成（Cに該当する場合は除く）。

※ 成果指標の目標値を設定していない年度の評価については、取組指標の達成状況により評価する。ただし、取組指標をすべて達成しても「B」、過半数の達成で「C」、それ以外は「D」とする。

※ 成果指標の設定数が1項目の総合評価は、目標値を達成していないが、上昇傾向（改善傾向）にある場合は「B」とする。

#### 基本方針Ⅰ 未来を切り拓く子どもを育む小中一貫教育の推進 ～学びの連続性を大切にした教育の充実～

##### 第3期計画の基本的方向ごとの総合評価 ※点検と評価から転記

基本的方向(1) 「確かな学力」の育成	年度	R3	R4	R5	R6
	総合評価	B	B	C	B
基本的方向(2) 夢や志を持ち挑戦する力の育成	年度	R3	R4	R5	R6
	総合評価	C	C	B	B
基本的方向(3) 「豊かな心」の育成	年度	R3	R4	R5	R6
	総合評価	C	D	C	C
基本的方向(4) 「健やかな体」の育成	年度	R3	R4	R5	R6
	総合評価	D	D	C	C
基本的方向(5) インクルーシブ教育の充実	年度	R3	R4	R5	R6
	総合評価	B	B	A	A
基本的方向(6) 幼児教育の充実	年度	R3	R4	R5	R6
	総合評価	B	A	A	A

## 【主な取組と成果】

### (1) 「確かな学力」の育成

- ①小中一貫教育教科カリキュラムに基づき、乗り入れ授業や出前授業を行うことで小学校と中学校の系統性・連続性を意識した授業研究や小中教職員の相互理解が進みました。中学校から小学校への出前授業を受けた小学生からは「教科の専門的なことを幅広くできて嬉しかった」「中学校になると教科担任制なので楽しみ」「中学校の先生が身近に感じられて安心した」などの意見が得られました。
- ②学力向上プロジェクト委員会を開催し、各学校の課題を踏まえた改善点を市全体で共有し、授業改善に役立てました。また、漢字検定・算数検定の検定料助成や加東スタディライフにおける自主学習の促進など、子どもたちの学習意欲の向上に努めました。結果、市独自の総合学力調査では、同一母集団の学力向上を示す数値の向上が見られました。
- ③英語教育においては、ALTとのコミュニケーションに重点を置いた「加東わくわく英語村」や、市独自の英語ライセンス検定（スピーキングチャレンジなど）を実施することで、英語検定チャレンジ事業を利用する中学生の割合が年々増加し、積極的にチャレンジする意識が定着しています。また、中学校の英語学習へのスムーズな接続に向けて、小学2年生から英語の文字と音をつなぐジョリーフォニックスの指導を行っています。小中合同で研修を実施することで、教員の指導力向上につながりました。
- ④情報活用能力の育成においては、各学校にICT支援員を配置し、教員とICT支援員とのチームティーチングや校内研修を行うなど、ICTを活用した授業実践に積極的に取り組みました。令和3（2021）年度から令和5（2023）年度（令和6（2024）年度は未発表）における加東市の教員のICT活用指導力は、すべての項目で全国より高い数値を示しています。また、市の情報教育指導計画をもとに、社・滝野・東条の各中学校区の情報教育指導計画を作成し、小中連携した計画的な指導を行いました。

### (2) 夢や志を持ち挑戦する力の育成

- ①キャリアノートの活用により、キャリア・パスポートを小学校から中学校、高等学校へ引継ぎ、子どもが自身の成長を自己評価するとともに、家族・友達・社会とのつながりを認識できるようになっています。教職員を対象としたキャリア教育研修会を実施し、教職員の理解を深めるとともに、地域ごとに9年間を通したキャリア教育カリキュラムを作成し、各学校で活用することができました。
- ②ふるさと学習「かとう学」副読本について、「副読本活用事例集」を作成して教員に配布することで、授業での活用や工夫が行われ、活用が促進されました。
- ③社地域小学校の4校交流や5校交流、滝野地域での小中交流や小中交流に加え、人権教育講演会、社会見学などにより、学校間交流を進めました。先に開校した東条学園小中学校では「中学生になる不安がない」という小学生が大半を占めています。また、上記の取組により、社・滝野地域においても「中学生になる不安がない」という小学生が増加しており、令和7（2025）年4月に開校した社学園小学校・社学園中学校もスムーズなスタートを切ることができました。

### (3) 「豊かな心」の育成

- ①人権教育講演会を開催し、いじめや命に対する人権課題を取り扱うことや、互いの個性を認め合うことを学ぶ場を設けたことで、人権教育に関するアンケートの「人権に対する理解が深まった」とする回答は高くなっています。
- ②すべての学校において3回以上の防災訓練を行うとともに、防災課と連携した加東市立学校・自主防災組織合同訓練を実施し、自分の生命を守る主体的な行動を育むことができました。
- ③自然学校やトライやる・ウィークなどの体験活動を実施したことで、グループ活動や共同作業を通じて、他者の気持ちに寄り添いながら、ルールや役割を理解し、社会性を身につけることができました。
- ④道徳教育では、道徳科の授業を家庭や地域に公開しました。参観後に保護者アンケートを実施し、身につけてほしい価値項目を調査することで、めざす子ども像を共有でき、学校と家庭が共に子どもを育てる意識を高めることができました。アンケート結果においては、家庭や地域の9割以上が道徳の授業に「満足している・やや満足している」と回答を得ることができました。

### (4) 「健やかな体」の育成

- ①部活動における指導の充実を図るために、地域人材を中心とした部活動指導員を25人に増員したことで、子どもの技術面の向上や専門外の種目を担当する顧問の負担軽減につながりました。
- ②将来にわたって子どもが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するために、部活動の地域展開に向けた「加東市部活動あり方検討委員会」を設置し、協議を進めています。
- ③青少年センターから交通安全情報を各学校に発出するとともに、子ども及び教職員への交通安全啓発、集団での登下校における見守り隊との連携、不審者対応訓練などを実施しました。市内において、子どもが関わる重大事故は発生していません。附属小・中学校を含む市内全小中学校で、子どもの安全に対する意識が高まりました。
- ④かとう夢プラン「楽しみのある学校給食特別メニュー」を月に1回実施するとともに、食への関心を高め、魅力ある給食となるよう、地産地消や行事食を取り入れた給食を提供しました。
- ⑤学校給食を活用した食育指導や、親子活動と連携した食育を実施し、食の大切さや栄養について各学年に応じた内容により知識の習得へつながりました。
- ⑥「かとう和食の日」の取組として、和食の大切さを改めて考える機会を学期ごとに設定し、各学校で食育活動を通して、日本の伝統である和食への関心を高めました。

### (5) インクルーシブ教育の充実

- ①発達検査・知能検査及び発達相談の実施や、多職種による相談日の設置、はぴあプラザを隔月で実施するなど、保護者や支援者等が気軽に相談できる環境を整備しました。これらの取組により、はぴあが保護者等の相談機関として定着してきており、相談件数は年間5%程度の増加が続きました。
- ②サポートファイルの作成・活用促進により、支援が必要な子どもへ一貫した切れ目ない支援を行いました。通常の学級に在籍する子どものサポートファイル作成率は13.3%（令和6（2024）年度）となり、令和2（2020）年度の作成率10.1%と比較すると、より多くのケースを連携することができました。また、令和6（2024）年度から、こども巡回相談を新たに実施し、保護者・園・センター職員間で情報共有を進めることで、個の特性に合わせた支援・対応の早期充実を図りました。

## (6) 幼児教育の充実

- ①令和7（2025）年4月からの公立保育所、認定こども園の統合に向けて、公立3園の交流保育の機会を増やし、子どもや保育士等の交流を深めるとともに、保護者説明会の開催や園だよりなどで周知するなど、保護者の不安感の軽減を図りました。
- ②「人権啓発プログラム」を活用して、講師による幼児期人権教育セミナーが行われていない認定こども園などで実施するとともに、保育士・保育教諭を対象とした指導者養成セミナーを開催し、親子で絶対人権感覚や、幼児期の「やさしさ」「思いやり」の心を育むことができました。

### 【主な課題】

#### (1) 「確かな学力」の育成

- ①令和3（2021）年度以降における全国学力・学習状況調査では、小中学生ともに、国語及び算数（数学）の平均正答率は全国と同程度でした。主な課題として、国語では、小中学生ともに「話すこと・聞くこと」「書くこと」、算数は「変化と関係」「図形領域」、数学は「関数」「図形領域」に関する学習内容に課題がありました。引き続き、学力調査の結果分析を踏まえて授業改善を継続し、子どもの学力向上を図ります。
- ②英検3級以上の取得率は、全国よりも高くなっていますが、3級相当以上の英語力を有すると思われる生徒数の割合は、全国より低くなっています。また、中学生を対象として実施している「加東わくわく英語村」では、ほぼ100%が満足したと回答しており、内容は充実していますが、年々参加者が減少しているのが課題です。そこで、小学校段階から、英語でのコミュニケーションの楽しさに触れる機会を増やし、英語を学ぶ意欲の向上を図ります。
- ③乗り入れ授業や出前授業により、小学生が教科的専門性を学び、興味・関心を深め、学力向上と小中ギャップの解消をより一層進めていくことが課題です。

#### (2) 夢や志を持ち挑戦する力の育成

- ①ふるさと学習「かとう学」副読本の小学校での活用率は80%以上となっていますが、中学校では低い状況にあります。地域学習の更なる充実のために、特に社会科や総合的な学習の時間の中で、ふるさと学習「かとう学」副読本の活用をより一層推進していく必要があります。

#### (3) 「豊かな心」の育成

- ①道徳科の授業において、自分の考えを発表したり、仲間の考えを聞いたりする「他者との対話」や心の中で仲間の考えと自分の考えを発展させる「自己内対話」により、考えを深める授業を研究し、実践していますが、さらに、体験的な学習を取り入れ、内面と行為の往還授業につなげていく必要があります。
- ②阪神・淡路大震災をはじめとする大災害を経験していない教員が増えつつある中、その経験や教訓をつないでいく必要があります。また、地域と連携した実践的な防災教育（訓練）を実施し、継続して子どもたちの助け合いやボランティア精神など共生の心を育む必要があります。
- ③人権教育では発達段階にに応じて、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を養うことで、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育てる必要があります。また、今日的な人権課題として、インターネットによる人権侵害、多様な価値観に対する理解を深め、継続して人権意識の高揚を努めます。

#### (4) 「健やかな体」の育成

- ①学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、子どもたちの持続可能で多様な活動機会を保障するために、指導者や活動団体の確保をはじめとする様々な課題の解決を図り、部活動の地域展開に向けた体制を整備する必要があります。また、地域展開後も豊かで幅広い活動が持続するよう地域クラブ活動への支援を行う必要があります。
- ②学校給食を通して、地産地消や行事食、食に関する知識などを深め、食事を通して自らの健康管理ができるよう、引き続き取組を進める必要があります。

#### (5) インクルーシブ教育の充実

- ①療育事業の見直しを行い、個別及び小集団療育の実施方法の変更を行いました。利用者減少などの現状を鑑み、更なる見直しを行う必要があります。
- ②障害のある子どもの安心・安全と一貫した支援のために、部局などの垣根を排除し、教育・家庭・福祉・関係機関などの連携をより一層推進していく必要があります。

#### (6) 幼児教育の充実

- ①教育・保育の受け皿の拡充を図るために、保育士等の確保に向けた取組を継続して行うとともに、待機児童及び保留児童の解消に向けた新たな事業を進める必要があります。
- ②保育士等を対象とした「保育士等キャリアアップ研修」を引き続き実施し、幼児教育・保育の質の向上を図るとともに、幼小連携事業の実施による教職員、保育士等の相互連携・接続について意識を高め理解を深めることが重要です。



学校給食



ごっこあそび

## 基本方針Ⅱ 子どもの学びを支える教育環境の整備

### 第3期計画の基本的方向ごとの総合評価 ※点検と評価から転記

基本的方向(1) 学校の組織力及び教職員の資質能力の向上	年度	R3	R4	R5	R6
	総合評価	B	B	D	B
基本的方向(2) 家庭・地域の力を生かした教育の充実	年度	R3	R4	R5	R6
	総合評価	B	C	B	B
基本的方向(3) 学校施設の整備と就学支援	年度	R3	R4	R5	R6
	総合評価	B	A	B	B

### 【主な取組と成果】

#### (1) 学校の組織力及び教職員の資質能力の向上

- ①兵庫教育大学と連携し、研修や各校の研究授業において、大学の教授などを講師として招きました。また、教職員夏季研修会をはじめ、学校経営研修会やミドルリーダー研修会、若手教員研修会などのキャリアステージに応じた研修を実施し、教職員の資質向上を図ることができました。
- ②KATOプロジェクトにおいて、各学校で児童生徒会・学園会が主体となったいじめ未然防止活動の取組発表や、教職員を対象に居心地の良い学級づくりの研修を行い、子どもと教員が両輪となっていじめ防止に取り組みました。「いじめはどんな理由があってもいけないこと」という意識が高まり、いじめ認知件数は減少傾向にあります。
- ③教育支援センターを1教室から3教室に増やし、子どもの居場所を確保しました。また、不安に対処する力を育むプログラム「勇者の旅」の実施による不登校の未然防止に努めるとともに、不登校支援研究推進校を4校指定し、不登校の子どもへの支援の充実を図った結果、不登校数は微減傾向にあります。
- ④スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な立場からのアセスメントを生かし、チーム学校で子どもへの理解に努めました。また、ケース会議や学年会議において情報交換を密に行い、複数の視点で子どもへの理解を深めることができました。
- ⑤スクール・サポート・スタッフを全校で11人配置し、部活動指導員は8人から25人に増やして配置することで、教員の業務の負担軽減を図り、子どもと向き合う時間の確保に努めました。

#### (2) 家庭・地域の力を生かした教育の充実

- ①学校と家庭の情報共有アプリ（tetoru）の導入により、学校から保護者への情報発信、保護者から学校への欠席連絡、学校・家庭・地域での情報共有を円滑に行うことができました。
- ②令和6（2024）年6月から子育て講座などの申込みにオンライン申請を導入するとともに、同年8月に加東市児童館公式Instagramを開設し、児童館などに関する情報や魅力を積極的に発信したことで、利用者の増加及び利便性の向上につながりました。
- ③地域子ども教室を市内11会場で実施し、学校や家庭だけでなく、地域の方々にも子どもたちを見守ってもらうことで「地域で子どもを育てる」体制を整えることができました。
- ④小中一貫教育グランドデザインやカリキュラムの改訂を行い、グランドデザインを保護者に周知することで、小中一貫教育の理解促進を図るとともに、めざす子どもの姿を地域や保護者と共有し、地域とともにある学校づくりの理解を深めました。

- ⑤東条学園小中学校では、学校運営協議会の活動をサポートし、「地域とともにある学校づくり」の推進を支えることで、学校と地域との連携・交流が深まりました。特に地域人材を活用した行事・授業が活発に展開されました。また、社地域では開校準備委員会において学校運営協議会に関する研修や先進校視察を行い、開校後の「地域とともにある学校づくり」に向けて学ぶ機会ができました。
- ⑥通学路安全プログラムを実施し、交通安全と防犯の両面での安全について、市内各学校の点検で挙げられた危険箇所の安全対策を実施しました。

### (3) 学校施設の整備と就学支援

- ①社地域小中一貫校においては、令和7（2025）年4月に社学園小学校・社学園中学校の開校を迎えました。また、滝野地域小中一貫校は、令和10（2028）年4月の開校に向けて工事に着手するとともに、開校準備委員会をはじめとする関係者と、通学路の検討や校歌、校訓、校章の制定に向けて取り組んでいます。
- ②東条学園小中学校開校後の通学状況の検証により、通学方法の基準を見直すとともに、スクールバスの円滑な運用・導入を進めました。
- ③ICT機器の整備と指導者用及び学習者用端末の更新により学習環境の向上を図りました。また、児童生徒用机椅子の更新やトイレの洋式化・屋内運動場の空調設備整備などの工事により、安全で快適な環境整備に取り組みました。
- ④経済的理由で就学困難な子どもの保護者に対して、就学に必要な費用の一部を支援しました。また、子育て支援の充実と物価高騰による子育て世帯の経済的負担を軽減するために、国に先駆けて令和6（2024）年度から給食費の無償化に取り組みました。
- ⑤日本語指導が必要な外国人の子どもに対して、学校生活への早期適応を促進するために、多文化共生サポーターや多言語相談員を学校に派遣し、生活適応や学習支援、心の安定を図りました。また、兵庫教育大学と連携してこども日本語支援員を派遣し、こども日本語教室の開催や日本語支援を2小学校で実施し、コミュニケーション能力の育成に努めました。保護者との面談においても円滑にコミュニケーションが図れました。

### 【主な課題】

#### (1) 学校の組織力及び教職員の資質能力の向上

- ①問題行動やいじめの件数については、増減を繰り返している状況にあります。引き続き、いじめの積極的な認知、早期発見・早期対応に取り組むとともに、児童生徒会・学園会が主体となったいじめ防止活動など、発達支持的生徒指導を行います。
- ②加東市の不登校数は、微減傾向にありますが、今後も自分らしく社会的に自立できるように、様々な支援関係機関との連携を強化し、「多様な学びの場」の確保と「つながりと居場所づくり」を広げる取組を推進していく必要があります。
- ③教員が子どもと向き合う時間を確保するために、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員の配置を行っていますが、教職員への負担はいまだに大きくなっています。働き方改革推進委員会の実施や、各種ツールの活用を進めるとともに、教職員自身が課題意識をもち、超過勤務時間の減少に努めることや、地域と連携を強め、チーム学校体制の構築をより一層推進することが重要です。

## (2) 家庭・地域の力を生かした教育の充実

- ①子育ての孤立や子育ての不安・負担感の軽減を図るために、児童館において、引き続き子育て中の親子が相互交流できる場の提供や地域との交流機会の充実を図るとともに、保護者が子育ての不安や悩みについて気軽に相談できる環境づくりに努めます。
- ②ホームページやインスタグラムを活用して、児童館などの行事予定や魅力を積極的に発信し、子育て中の親子や子どもがより便利かつ気軽に利用できるよう改善を図ります。
- ③東条学園小中学校、社会学園小学校・社会学園中学校に引き続き、滝野地域小中一貫校においても「地域とともにある学校づくり」を推進していくために、開校準備委員会などにおいて学校運営協議会に関する研修を行うなど、制度の理解や意識醸成を図る必要があります。また、東条学園小中学校での成果を生かしながら、社会学園小学校・社会学園中学校、滝野地域小中一貫校においても、学校運営協議会活動の充実を図ります。
- ④安心・安全な通学を確保するために、地域や関係機関と連携を図り、小中一貫校整備に伴う徒歩、自転車及びスクールバス通学による通学方法の確立と運用の定着に努めます。

## (3) 学校施設の整備と就学支援

- ①滝野地域小中一貫校は、現滝野中学校を活用して整備するため、整備工事の期間中も在校生にとって安全で快適な学習環境を確保する必要があります。また、物価高騰が続く中、経費を抑制しながら、より効果的・効率的な整備を進める必要があります。
- ②学校施設及び給食センターにおいては、令和9（2027）年度で完了する小中一貫校の整備を見据えて、引き続き効果的・効率的な維持管理と施設整備を進める必要があります。
- ③個別最適な学びと協動的な学びを一体的に充実させ、「GIGAスクール構想」を推進するために、デジタルコンテンツなどの高速大容量の通信ネットワークや、急速に進化、普及する生成AIの活用など、学校教育のデジタル化に合わせた計画的な機器の更新によるICT環境の充実を進める必要があります。



いじめ防止フォーラム

## 基本方針Ⅲ 人生 100 年時代の到来を見すえた生涯学習の推進

### 第3期計画の基本的方向ごとの総合評価 ※点検と評価から転記

基本的方向(1) 多様な学習機会の充実	年度	R3	R4	R5	R6
	総合評価	B	A	D	D
基本的方向(2) 人権教育・啓発の推進	年度	R3	R4	R5	R6
	総合評価	B	A	C	C
基本的方向(3) 文化芸術の振興	年度	R3	R4	R5	R6
	総合評価	B	A	D	D
基本的方向(4) 文化財の保護と活用・継承	年度	R3	R4	R5	R6
	総合評価	A	A	D	D
基本的方向(5) 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進	年度	R3	R4	R5	R6
	総合評価	B	B	D	D
基本的方向(6) 社会教育施設及び社会体育施設の効率的な管理・運営	年度	R3	R4	R5	R6
	総合評価	D	A	D	D
基本的方向(7) 図書館サービスの充実	年度	R3	R4	R5	R6
	総合評価	A	A	B	B

#### 【主な取組と成果】

##### (1) 多様な学習機会の充実

- ①市民の楽しみや生きがいを見出すための成人学習事業や高齢者大学などによる講座・研修を実施しました。
- ②生涯学習サポーター倶楽部に登録している指導者や講師の知識や経験を生かし、地域子ども教室の夏休み特別教室で小学生向けの工作体験を実施しました。また、小学生チャレンジスクールや伝の助マラソン大会のスポーツイベントなどでのサポートスタッフとしての協力なども行い、様々な体験活動の機会の提供につながりました。

##### (2) 人権教育・啓発の推進

- ①市民に向けた人権講座や人権啓発講演会の開催、加東市人権・同和教育研究協議会や加東市企業人権教育協議会の活動を支援し、地域や学校・園、各種団体、企業における人権啓発を推進しました。

##### (3) 文化芸術の振興

- ①ギャラリー「伝」などを活用して、公募美術展やこども絵画展、書道展などを開催し、市民の文化芸術に接する機会を提供するとともに、公募美術展においては、従来の受付に加え、令和4(2022)年度から導入したオンライン受付により申込件数が増えるなど、出展数を増やすことにつながりました。

#### (4) 文化財の保護と活用・継承

- ①文化財の保護と活用により歴史文化の醸成を図るとともに、地域への支援を行い、活性化につながりました。

#### (5) 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ①加東市わくわくウォーキングを小学生チャレンジスクールとの連携事業とすることで、参加者同士や親子の交流など、多世代交流の機会とするとともに、健康増進やコミュニティづくりに寄与しました。
- ②伝の助マラソン大会では、健康増進や技術向上など、大会趣旨に沿った機会を提供することができました。また、飲食ブースを配置するなど大会運営を工夫したことで、参加者数の増加につながりました。

#### (6) 社会教育施設及び社会体育施設の効率的な管理・運営

- ①指定管理者制度を活用して、2文化会館と14体育施設を管理・運営し、市民サービスの向上につながりました。

#### (7) 図書館サービスの充実

- ①リクエスト図書など、市民の利用傾向に応じた資料を購入・収集し、市民の「読みたい」「知りたい」「楽しみたい」に資料提供で応えることができました。また、郷土資料の修繕と将来を見据えた電子データの作成を行いました。
- ②インターネットの蔵書検索で本の表紙が出るようにしたことにより、WEBでの予約件数が増えました。
- ③子どもを対象とした「おはなし会」や、幅広い年齢層の市民を対象とした読書活動推進事業を行いました。「はじめてであうえほん事業」では健康課と連携し、4か月児健診時に読み聞かせの意義を伝えました。また、令和6（2024）年8月からは、すべての赤ちゃんと保護者へ、家庭でも本に親しむきっかけを提供し、読書の習慣化及び図書館利用を促進するために、はじめてであうえほん事業に絵本などの配布を加えた「ブックスタート事業」を行うことにより、親子での図書館利用につながりました。
- ④学校と連携して「おとどけ図書館」や学級単位での団体貸出を行い、小学3年生を対象にした「おでかけ図書館」を実施したほか、図書館に来館し、本を借りる体験をすることで、図書館を利用する楽しさを知ってもらうことができました。
- ⑤図書館への来館が困難な利用者に対して図書の宅配サービスを行うことにより、利便性を高めることができました。

### 【主な課題】

#### (1) 多様な学習機会の充実

- ①生活様式の変化や定年年齢引上げなどの影響により、高齢者大学の入学者数はコロナ禍以前よりも減少しています。また、会員の高齢化による活動休止などから、サークル活動団体数は減少傾向にあります。こうした状況を踏まえ、生涯にわたって学び続けられる機会や場所を確保する必要があります。

②誰もが学びたいことを学べるよう、生活様式やライフステージに応じた多様な学びを支援する必要があります。

## (2) 人権教育・啓発の推進

①人権意識の高揚と醸成を図り、人権尊重のまちづくりを進めるために、引き続き人権教育・啓発の活動に取り組む必要があります。

## (3) 文化芸術の振興

①文化芸術活動を行う団体においては、会員の高齢化により活動の存続が難しくなっている団体が増えているため、若い世代の参画を促す取組を支援する必要があります。

②市民の文化芸術活動に必要な情報の提供に取り組むとともに、様々な世代に文化芸術の鑑賞、活動を促すために、イベントや活動の活性化を支援する必要があります。

## (4) 文化財の保護と活用・継承

①埋蔵文化財については、貴重な歴史的財産が失われることのないよう、今後も保存活動を継続しながら調査成果を積極的に公開していく必要があります。

## (5) 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

①市民スポーツの大会では、コロナ禍の中止を経て再開したものの、コロナ禍以前の参加チーム数(参加者数)には戻っていません。アフターコロナ社会における市民スポーツの在り方について検討する必要があります。

②体育施設の利用については、学校統合や部活動地域展開に伴って各団体の活動場所の確保が必要となるため、継続した活動が可能となるよう社会体育施設と学校体育施設の有効活用が求められます。

## (6) 社会教育施設及び社会体育施設の効率的な管理・運営

①老朽化が進む各施設においては、長寿命化計画などに基づき、計画的に修繕・更新を進めていく必要があります。

②指定管理者制度を導入している施設について、更なる市民サービス向上・質の高い施設の管理運営を求めていく必要があります。

## (7) 図書館サービスの充実

①市民の「読みたい」「知りたい」「楽しみたい」に資料提供で応えるために、継続してリクエスト図書や利用傾向に応じた資料を収集し、魅力ある蔵書を構成することに加え、郷土資料の収集・保存に努めます。また、所蔵している郷土資料を保存・提供し続けるために、修理するとともに電子データ化を進めます。

②「おはなし会」や「ブックスタート事業」を実施することで、幼少期から本に親しむ環境を整え図書館利用を促進します。また、図書館利用が困難な人への対応を充実させます。

③小中一貫校になり学校数は減少しますが、引き続き工夫して「おとどけ図書館」を実施します。また、「おでかけ図書館」では小学3年生が図書館で本を借りる体験をしますが、その後の図書館利用につなげるために学校との連携を進めます。

# 第3章 基本理念と基本方針

## 1. 基本理念

### (1) 基本理念

第1期計画から第3期計画の基本理念を第4期計画においても継承し、「人間力の育成」とします。「自立して力強く生き抜く力」である「人間力」を高めることは、教育の普遍的な目標と捉えています。

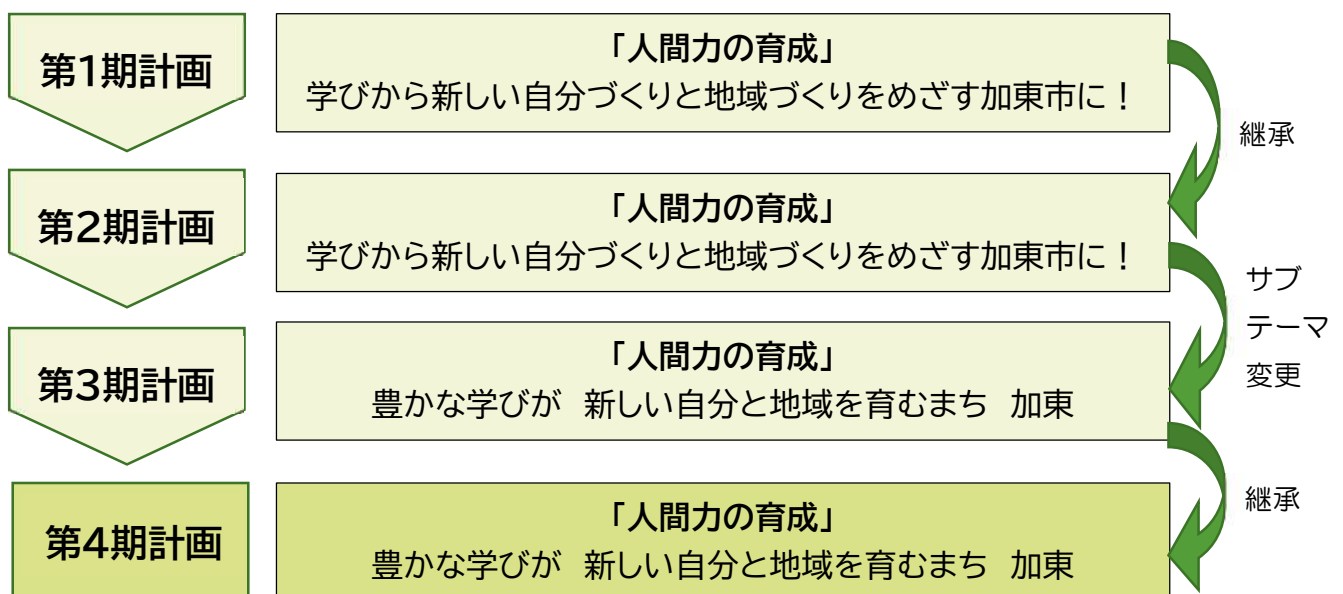
「人間力」とは、社会を構築し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力とされています。「人間力」を構成する3つの要素は「知的能力的要素」、「社会・対人関係力的要素」、「自己制御的要素」で、これらの3つの要素を総合的にバランスよく高めることが、人間力を育成することとなります。

幼児から高齢者まで、人はそれぞれのライフステージにおける自らの学びや他者との学び合いによって、「新しいことが分かった」「できた」など自分が変わることの喜びや生きがいを感じ、その中で、一人の人間として心身ともに成長していくものです。学校だけでなく、家庭や地域社会において生涯にわたって続けていく「豊かな学び」により、「人間力」の構成要素である「知的能力的要素」を高めます。また、人との関わりの中で「社会・対人関係力的要素」であるコミュニケーションスキルやリーダーシップ、規範意識などを培います。そして、この2つの要素は、学び続けたい、社会に貢献したいという意欲、信念をもって粘り強く取り組む忍耐力、自分らしい生き方や成功を追求する力である「自己制御的要素」が基盤となっています。

加東市では、第3期計画において、知識や体験に基づく「豊かな学び」を通して、これら3つの要素を総合的にバランスよく高め、人間力を育成することに努めてきました。

また、「豊かな学び」は、自らの成長だけでなく地域づくりにもつながるもので、学んだことを生かして地域で協働しながら、地域の課題を解決してきました。

これからの社会は、予測困難な時代であると言われます。第4期計画においても、引き続きサブテーマを「豊かな学びが 新しい自分と地域を育むまち 加東」とし、更なる実現をめざしていきます。



## (2) 重点テーマ

加東市は、人間力を「自立して力強く生き抜く力」と捉えています。これまでも本市では、発達障害のある子どもや不登校傾向の子ども等を含むすべての子どもたちに対し、個に応じた「自立と社会参加」に向けた様々な支援を行ってきました。引き続き一人一人を大切にしたい教育を進めながら、この人間力の育成は、確固たる目標として積極的に取り組みます。

また、本市は、生涯にわたる共生社会の実現に向け、引き続き人権を大切にしたい取組に尽力します。そこで、第4期計画の「重点テーマ」を次のとおりとします。

### 【重点テーマ】

**「自立して力強く生き抜く力」の育成  
「だれもが尊重される生涯学習社会」の創造**

すべての人が、心豊かに力強く生き抜き、自らの人生を切り拓く力を備えて、自立した個人として自らを律し、自己を確立することをめざし、「自立して力強く生き抜く力」を育成します。

また、性別や年齢、疾病や障害の有無、国籍や民族の文化的背景などを問わず、だれもが自らの興味・関心に基づいて、主体的に学び続けることができる環境づくりを目標に「だれもが尊重される生涯学習社会」を創造します。

## (3) めざす人間像

夢や志をもち努力することは、この厳しい社会を「自立して力強く生き抜いていく」ための原動力になると考えます。人生 100 年時代。子どもも大人も、生涯にわたりいつまでも自分の可能性を信じ、ふるさと加東市に限らず、自分が住むまちをもっと豊かにするために、主体的に行動、創造できる人になってほしいと願います。

そこで、第4期計画の「めざす人間像」を次のとおりとします。

### 【めざす人間像】

**○夢や志をもち、生涯を通じて学び続け、自己の可能性を高めていく人  
○ふるさと加東を愛し、共に支え合いながら、豊かな社会を創造していく人**

人口構造の変化や、社会情勢の変化など、将来の予測が困難な時代において、それらの変化の中でも、自らの可能性を信じ、生涯にわたって自分らしく主体的に学び続け、自らの夢や志の実現につなげることができる人の育成をめざします。

また、自らが生まれ、育ち、共に暮らすふるさと加東市を大切に想い、愛着や誇りをもつとともに、地域における性別、年齢、価値観などに関わらず多様な人々と共に生きる共生の心をもち、つながり、支え合いながら、地域の一員として豊かな社会の創造に取り組む人の育成をめざします。

## 2. 基本方針と基本的方向

### (1) 基本方針と基本的方向

基本方針Ⅰでは、夢に挑み自立する子どもを育成するために、これまで加東市が推進してきた小中一貫教育を更に充実させます。

基本方針Ⅱでは、こどもまんなか社会の実現に向けて、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、ソフト面やハード面の両面において社会全体で支える取組を引き続き進めます。

基本方針Ⅲにおいて、加東市は、学校教育、社会教育、家庭教育などを含む生涯学習を大切にしたいと考えるため、引き続き、加東市の基本方針の一つとして積極的に進めます。

そこで、第4期計画の「基本方針」を次の3つとし、基本的方向を以下のとおりとします。

### ・基本方針Ⅰ 夢に挑み自立する子どもを育む教育の推進

#### ～学びのつながりを大切にした小中一貫教育の充実～

子どもの発達段階や多様なニーズを踏まえて、未来を切り拓く子どもを育むために、小中一貫教育を通して、個々の子どもについての適性、学びの連続性を大切にした教育の充実を図ります。

未来を切り拓いていくための「生きる力」として、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成し、個々の興味・関心、適性を踏まえ、基礎的な知識・技能を習得するとともに、探究的な学びの過程を重視し、主体的に学ぶ力を育成します。また、ふるさとへの誇りをもって、地域へ貢献しようとする意欲を育てるとともに、キャリア形成を図る取組を進めながら、夢や志をもって課題に挑戦していく力を育成します。

障害などにより支援が必要な子どもたちに対し、一人一人の特性に合った支援を行い、障害の有無に関わらず、共に学び合うインクルーシブ教育の充実を図ります。さらに、子どもや家庭が抱える様々な課題に向き合い、誰一人取り残されることがない教育を推進します。

また、幼児期の子どもの学びや育ちについて、生活や遊びの体験を通して、心身の調和のとれた発達を図るとともに、教育・保育に関わる大人が連携・協働し、幼児期から児童期の学びへの連続性を図ります。

基本的方向(1)「確かな学力」の育成

基本的方向(2)夢や志をもち挑戦する力の育成

基本的方向(3)「豊かな心」の育成

基本的方向(4)「健やかな体」の育成

基本的方向(5)インクルーシブ教育の充実

基本的方向(6)幼児教育の充実



おいもほり

## ・基本方針Ⅱ 子どもの学びを支える教育環境の整備・充実

子どもたちの豊かな学びを実現するために、各学校・校種間の積極的な連携を推進し学習環境を整備するとともに、家庭や地域の力を生かした教育を充実します。

教職員一人一人の専門的知識や実践的指導力、キャリアステージに応じて求められる資質能力を育成するとともに、働き方改革を推進し働きがいのある学校づくりを進めます。

いじめや不登校などの課題については、校長のリーダーシップのもと学校全体で取り組む組織づくりを進めます。

そして、新たな時代に向けて、教職員一人一人のICT活用指導力の向上や、学校におけるデジタル化の推進を図るとともに、地域と協力した学校における安全対策の推進と、各種施設の改修や適正配置を進め、持続可能な教育環境を整備します。

また、子育ての孤立化に伴う子育ての不安感・負担感の解消に向け、育児相談や子育て支援に関する講座を実施するほか、青少年や保護者の悩みを相談できる体制を整備し、学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもの育ちを支援します。

基本的方向(1)学校の組織力及び教職員の資質能力の向上

基本的方向(2)学校・家庭・地域の力を生かした教育の充実

基本的方向(3)よりよい学校環境の整備・充実

## ・基本方針Ⅲ 人生100年を通じた生涯学習の推進

人生100年時代を見据え、すべての人が自らの人生を設計し、学び続け、学んだことを生かして活躍できる生涯学習社会を実現するために、市民の学びたい思いに応える多様な学習機会をライフステージに応じて提供するとともに、市民の自主的な人権学習を支援するなど、人権教育・啓発を推進します。

また、市民の文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動の支援、地域の文化財の保護、加古川流域滝野歴史民俗資料館や三草藩武家屋敷旧尾崎家の活用、市民の学びの要求や暮らしを高める図書館サービスの展開により、社会教育の充実を図ります。

基本的方向(1)多様な学習機会の充実

基本的方向(2)人権教育・啓発の推進

基本的方向(3)文化芸術の振興

基本的方向(4)文化財の保護と活用・継承

基本的方向(5)生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

基本的方向(6)図書館サービスの充実



絵本コーナー

(2) 基本理念イメージ図

基本理念

人間力の育成

～豊かな学びが 新しい自分と地域を育むまち 加東～

重点テーマ

「自立して力強く生き抜く力」の育成

「だれもが尊重される生涯学習社会」の創造

めざす  
人間像

- ・夢や志をもち、生涯を通じて学び続け、自己の可能性を高めていく人
- ・ふるさと加東を愛し、共に支え合いながら、豊かな社会を創造していく人

基本方針

I

夢に挑み自立する子どもを育む教育の推進  
～学びのつながりを大切にした小中一貫教育の充実～

II

子どもの学びを支える教育環境の整備・充実

III

人生100年を通じた生涯学習の推進

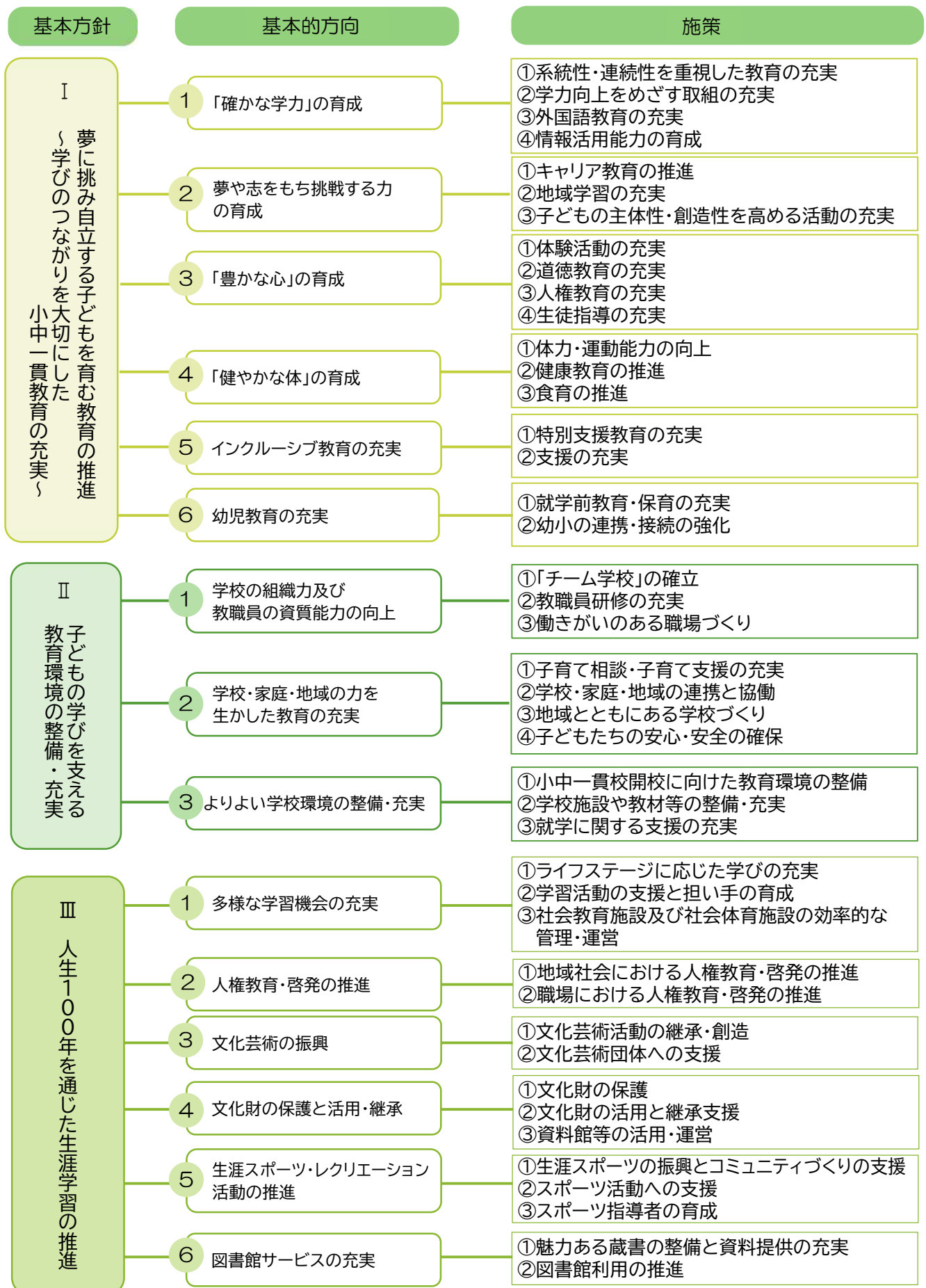
学校・園

連携・協働

地域社会

家庭

### 3. 体系図



## 第4章 具体的な取組

### 基本方針Ⅰ 夢に挑み自立する子どもを育む教育の推進 ～学びのつながりを大切にした小中一貫教育の充実～



#### 基本的方向（1）「確かな学力」の育成

「確かな学力」を定着させるためには、子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図ることが大切です。また、これらを活用して、主体的に学習に取り組む態度を身につけ、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などを育む必要があります。知識・技能の定着と主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図りながら、義務教育9年間の学びの系統性・連続性を重視した小中一貫教育を通して、「確かな学力」を育成します。

#### 施策① 系統性・連続性を重視した教育の充実

##### 取組1 カリキュラム・マネジメントの充実

9年間を通じた系統性・連続性のあるカリキュラムを活用し、地域の教育資源・教材を生かした教育活動を実施し、教科横断的な学習に取り組めます。また、家庭や地域と協働し「地域とともにある学校づくり」を展開し、社会総がかりで子どもたちを育みます。

##### 取組2 小中学校教員による連携の充実

小学校と中学校の教員が、校種を越えて学びのつながり、9年間の系統性・連続性を意識し、相互に授業研究を行い協働していく中で、互いの専門性を生かした指導内容の工夫や授業改善を図るとともに、子どもたちの興味・関心を高め、学力向上に努めます。また、小学校高学年での教科担任制を推進します。

#### 施策② 学力向上をめざす取組の充実

##### 取組1 基礎・基本の定着

全国学力・学習状況調査などの調査結果から成果や課題などを適切に把握・分析し、習熟の程度に応じた指導や補充的・発展的学習を取り入れるなど、授業改善及び教員の指導力向上を図ります。また、少人数指導や同室複数指導を行い、授業中の個別の支援を充実させるとともに、子どもがそれぞれの学習進度や理解度に合わせて学べるAIドリルを活用し、個々の習熟度に応じた課題に取り組むことで、基礎学力の定着を図ります。

##### 取組2 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するために、1人1台端末を積極的に活用し、細やかな指導体制の充実を図ります。また、子どもたちが自ら主体的に考え、課題を発見し、多様な個性を生かしつつ他者と協働しながら学びを深められるよう、学習活動に応じた機会を提供します。

### 取組3 学習習慣の定着と家庭学習の充実

進んで学習に取り組もうとする態度を育成するとともに、学習習慣においても、小中9年間の継続性を重視した取組を進め、発達段階に応じた学習課題を設定します。また、基礎学力の向上、個に応じた学習の充実の視点から家庭学習の内容・方法の改善を図ります。

## 施策③ 外国語教育の充実

### 取組1 コミュニケーション能力の育成

授業で学んだ英語で積極的にコミュニケーションを図ることができる力を育成するために、日常生活や身近な場面を想定し、コミュニケーションの目的や場面、状況を意識した言語活動を充実させます。また、外国人英語指導助手（ALT）等との触れ合いや対話の機会を積極的に設け、オールイングリッシュで活動する「加東わくわく英語村」などの体験的な学習の場において、英語で発信する楽しさや言語や文化に対する関心を高め、実践的なコミュニケーション能力を育成します。

### 取組2 実践的な運用能力の育成

実践的な場面において、活用できる英語力を育成するために、言語活動を重視した授業に取り組むとともに、市独自の英語ライセンス制度の実施や、英語検定の検定料の助成を行ったことにより身につけた英語力を試す機会を提供し、子どもの英語力を把握・検証することで指導の工夫改善に努めます。また、文字と音の関係を体系的に学び、読み書きの基礎を築くために、小学校において「ジョリーフォニックス」を継続的に指導することで、中学校へのスムーズな接続を図ります。

## 施策④ 情報活用能力の育成

### 取組1 1人1台端末の活用推進

情報や情報手段を主体的に選択し、適切に活用していくための資質能力を育成するために、年間指導計画を作成することで、1人1台パソコンを活用した学習活動を計画的に実施します。また、パソコンの基本的な操作の習得をはじめ、課題を解決するために、収集した情報の整理や交流、プレゼンテーション資料の作成などの活動を充実させます。さらに、プログラミング教育を発達段階に合わせて行うことで、論理的思考力や問題解決能力の育成に努めます。

### 取組2 情報モラル教育の推進

情報を正しく判断し、適切に活用するとともに、責任をもって情報発信しようとする態度・能力を育成するために、教育活動全体を通して情報モラル教育を推進します。



1人1台端末の活用

## ●指標

### ■ 成果指標

学校の授業が分かると答える児童生徒の割合

(児童生徒アンケート(市)対象：小6、中3)

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		97.0	98.0	98.0	98.0	98.0
実績(%)	89.7					
達成状況						

学校の授業以外で、平日に1時間以上学習する児童生徒の割合

(児童生徒アンケート(市)対象：小6、中3)

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		61.5	62.0	62.5	63.0	63.5
実績(%)	61.2					
達成状況						

英検3級取得率

(英語教育実施状況調査(国)対象：中3)

年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		38.0	39.0	40.0	41.0	42.0
実績(%)	36.8					
達成状況						

パソコン等を活用し、収集した情報を整理して、自分の考えをまとめることができる児童生徒の割合

(児童生徒アンケート(市)対象：小6、中3)

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		79.0	80.0	81.0	82.0	83.0
実績(%)	78.1					
達成状況						

### ■ 取組指標

施策体系コード I-(1)-③		英検検定料助成を利用した中学生の割合 (実用英語技能検定(英検))				
年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		90.0	90.5	91.0	91.5	92.0
実績(%)	88.8					

施策体系コード I-(1)-④		児童生徒のICT活用を指導することができる教員の割合 (学校における教育の情報化の実態等に関する調査(国))				
年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		90.0	91.0	92.0	93.0	94.0
実績(%)	88.3					

## 基本的方向（2）夢や志をもち挑戦する力の育成

多様化・複雑化する現代社会において、子どもたちが自らの人生や社会をよりよく変えていくために、一人一人が自分の身近なことや社会の様々な問題に関心を寄せ、主体的に考え、多様な人々と協働して課題を解決したり、新たな価値を創造したりする力が求められています。ふるさと学習や地域社会との関わりを通して、ふるさと加東を愛し、地域へ貢献しようとする意欲を育てます。また、学年や校種を越えて活動することにより、子どもたちの主体性・創造性を高めるとともに、キャリア形成を図る取組を進めながら、夢や志をもって課題に挑戦していく力を育成します。

### 施策① キャリア教育の推進

#### 取組1 基礎的・汎用的能力の育成

自己の将来像を描き、学ぶことや働くことの意義・役割などを理解し、社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力である「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の4つの能力を育成します。また、これらの能力をバランスよく育むツールである「キャリアノート」「キャリア・パスポート」を積極的に活用し、小学校から高等学校までの12年間を通じたキャリア形成を図る取組を充実させます。

#### 取組2 「かとう夢授業」の充実

芸術や自然科学、スポーツなどの分野で、専門の外部講師を招聘し、興味・関心の高まる活動や高度な技能を取り入れた授業などを実施することで、学ぶ楽しさや憧れを実感できる、主体的な学びを充実させます。また、プロの考え方や生き方に触れることで、夢に向かう力を育みます。

### 施策② 地域学習の充実

#### 取組1 ふるさと学習「かとう学」を活用した学びの充実

ふるさとへの自信と誇りをもって行動し、地域へ貢献しようとする意欲を高めるために、ふるさと学習「かとう学」副読本を活用し、9年間を通じたカリキュラムをもとに、地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活用した教育活動を充実させます。また、義務教育9年間の系統性・連続性のある学習指導を軸として、教科横断的な学習により学びを深め、ふるさと意識の醸成を図ります。

#### 取組2 地域人材活用による学びの充実

子どもたちの社会性を育成し、地域への愛着を醸成するなど「社会に開かれた教育課程」を実現するために、学校運営協議会と連携して地域人材を積極的に活用し、子どもたちの学びや体験活動を充実させます。



ふれあい体験学習

### 施策③ 子どもの主体性・創造性を高める活動の充実

#### 取組1 縦と横のつながりを意識した交流

学年や校種を越えて共に活動する場を設定することで、集団の中で主体的に活動し、協働して物事に取り組もうとする姿勢を育みます。また、異学年交流を積極的に取り入れ、上級生へのあこがれや下級生への思いやりをもつことで、自分の将来を主体的に創造する子どもを育成します。

#### 取組2 主体的に社会の形成に参画する態度等の育成

節目を意識した行事や発達に応じた課題への取組を通して、子どもたちが地域と交流する中で、自らの成長を実感し、自分を高めようとする態度を育成します。そして、身近な課題を自分たちで解決する経験や様々な教育活動を通じて、自らが社会の一員としての自覚や社会形成に参画する態度を育成します。

### ●指標

#### ■ 成果指標

将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合  
(児童生徒アンケート(市)対象:小6、中3)

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		60.0	62.0	75.0	76.0	77.0
実績(%)	74.2					
達成状況						

難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦しようとしている児童生徒の割合  
(児童生徒アンケート(市)対象:小6、中3)

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		76.5	77.0	77.5	78.0	78.5
実績(%)	76.3					
達成状況						

ふるさと学習を通じて、ふるさとを大切にしたいという気持ちが芽生えた児童生徒の割合  
(児童生徒アンケート(市)対象:全学年)

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		80.0	81.0	82.0	83.0	84.0
実績(%)	76.2					
達成状況						

#### ■ 取組指標

施策体系コード I-(2)-2		ふるさと学習「かとう学」を活用した児童の割合 (児童生徒アンケート(市)対象:全学年)				
年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		30.0	32.0	34.0	36.0	38.0
実績(%)	27.3					



### 基本的方向（3）「豊かな心」の育成

多様化・複雑化した社会において、変化を前向きに受け止めながら、地域や社会、生活、人生をより豊かなものにしていくために、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、人間関係を築く力、心の危機に気づく力などを育み、豊かな人間性を育成することが重要です。道徳の学習や多様な体験活動から、他者と協働して成し遂げる力を育てるとともに、子どもの発達段階に応じ、教育のあらゆる機会を通じて、「豊かな心」を育成します。

#### 施策① 体験活動の充実

##### 取組1 環境体験・自然体験・芸術体験活動の実施

主体的・自発的な体験活動を通して自立心を育み、自然や文化芸術に関わる体験を通して豊かな情操を培うために、自然学校や修学旅行、体験型学習、芸術鑑賞活動などを実施します。

##### 取組2 社会に触れる機会の充実

子どもたちが生涯にわたって自己の勤労観・職業観を醸成するとともに、公共の精神や協調性に基づく思いやりの心や責任感をもって行動する力を育むために、職業体験活動（トライやる・ウィークなど）やボランティア活動などを実施します。

#### 施策② 道徳教育の充実

##### 取組1 道徳科授業の充実

子どもが多様な価値観に触れながら自己の考えを深めることができるよう、道徳科授業において「対話的な学び」を重視し、具体的な生活場面を題材に「多面的・多角的」な視点から意見を交流する場を充実させます。また、教員研修を実施し、指導方法や評価方法の工夫改善を図ります。

##### 取組2 家庭・地域と連携した道徳教育の推進

学校における道徳教育について、家庭や地域の理解や協力を得ながら推進するために、授業参観やオープンスクールの機会を捉え、道徳科の授業を公開します。また、「兵庫版道徳教育副読本」などを家庭で活用する機会を意図的に設定します。

#### 施策③ 人権教育の充実

##### 取組1 発達段階に応じた人権教育の推進

加東市人権教育カリキュラムを基本として、各学校人権教育カリキュラムに基づいて教科（社会科）、道徳、学級活動、総合的な学習の時間などを活用し、人権の歴史や人権問題などの知識の習得や、他者の痛みや感情を共感的に受容できるなどの人権感覚の会得により、自他の人権を守り、人権課題を解決しようとする実践的な行動力を育成します。

## 取組2 多様性を認め合う共生の心の育成

多様な個性や文化的・社会的背景をもつ人々と豊かに共生する心を育むとともに、共に生きようとする意欲や態度を育成します。そのために、多様な価値観に対する理解を図り、誰もが安心して過ごせる環境を整えます。

### 施策④ 生徒指導の充実

#### 取組1 不登校への対応

子ども一人一人の個性の発見と、個々のよさや可能性の伸長及び社会的資質能力の発達を支える発達支持的生徒指導を推進します。「魅力ある学校づくり」と「分かりやすい授業」の工夫を行うとともに、子どもの状況に応じた「個別支援」を充実させます。また、教育支援センターや校内サポートルームの充実を図るとともに、不登校の子どもへの支援施設（フリースクールなど）の利用について補助を行うことで、不登校の子どもの居場所づくりに努めます。さらに、関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援体制を構築することで、不登校の子どもへの社会的自立に向けて支援します。

#### 取組2 いじめ等への対応

安心・安全な学校園づくりに努めるとともに、生徒指導の実践上の視点（自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安心・安全な風土の醸成）を取り入れた授業づくりを進め、学習指導と生徒指導の一体化を推進します。さらに、いじめをはじめとする、あらゆる差別や偏見を許さない態度や行動を育むとともに、関係機関と連携して、身近な差別を防止する取組を推進します。

#### 取組3 子どものSOSの出し方に関する教育等の推進

子どもが悩みや困難に直面した際に、自らSOSを発信できる力を育む教育を推進し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携することで、相談することや支援を求めることの大切さを指導します。また、1人1台端末内に兵庫県や国の相談窓口を掲載し、子どもたちへ周知を行うことで、子どもがつらい時や苦しい時に一人で抱え込まず、信頼できる人に助けを求める力を身につけ、問題への対処力や自己肯定感を高められることから、安心して学びに向かえる環境づくりを進めます。

## ●指標

### ■ 成果指標

不安や悩みがあったときに、相談できる人がいる児童生徒の割合

（児童生徒アンケート（市）対象：小6、中3）

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		93.0	93.5	94.0	94.5	95.0
実績(%)	92.4					
達成状況						

人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合  
 (児童生徒アンケート(市)対象:小6、中3)

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		95.5	96.0	96.5	97.0	97.5
実績(%)	95.2					
達成状況						

自分には良いところがあると思う児童生徒の割合  
 (児童生徒アンケート(市)対象:小6、中3)

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		77.0	77.5	78.0	78.5	79.0
実績(%)	76.7					
達成状況						

人が困っているときは、進んで助けていると思う児童生徒の割合(肯定的評価の数値を集計)  
 (児童生徒アンケート(市)対象:小6、中3)

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		92.5	93.0	93.5	94.0	94.5
実績(%)	92.4					
達成状況						



■ 取組指標

施策体系コード I-(3)-①④		トライやる・ウィークにおける前年度不登校生徒の1日以上参加率 (トライやる・ウィークアンケート(県)対象:中2)				
年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		76.0	77.0	78.0	79.0	80.0
実績(%)	75.0					

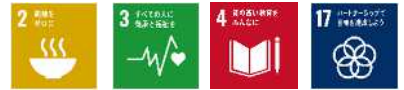
施策体系コード I-(3)-④		児童生徒の問題行動延べ人数(加害者の人数) (県)対象:全学年				
年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(人)		580	570	560	550	540
実績(人)	597					



環境体験



自然学校



## 基本的方向（４）「健やかな体」の育成

子どもたちが生涯を通じて、生活習慣の確立や学校保健の推進などにより、心身の健康の保持増進と体力の向上を図るとともに、運動やスポーツに親しむ資質能力を育成します。また、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるよう、教育活動全体を通じて食育を推進します。

### 施策① 体力・運動能力の向上

#### 取組１ 体力・運動能力の向上を図る態度の育成

教科体育の系統的な学習指導の充実を図り、生涯にわたって運動・スポーツを楽しむ基礎を培うとともに、子どもたちの体力・運動能力の向上を図るために、体力テストの分析結果を活用して、義務教育９年間を通じた中長期的な体力向上の取組を推進します。また、教員の指導力の向上や、運動部活動における指導の充実を図るために、地域との連携・地域人材の活用を推進します。

#### 取組２ 運動やスポーツの習慣化

生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質能力を育成するために、発達段階や発達の特性に応じた様々な遊びやスポーツを体験させ、自ら身体を動かす楽しさや心地よさを実感できる時間を確保します。

### 施策② 健康教育の推進

#### 取組１ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進

喫煙・飲酒・薬物乱用がもたらす健康への影響を理解し、正しい知識と意思決定、行動選択ができるようにするために、子どもの発達段階に応じた指導を行います。

#### 取組２ 熱中症、感染症予防のための能力・態度の育成

熱中症や新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、風疹、麻しんなどの感染症について正しく理解し、予防対策を実践する力を身につけさせるために、関係機関と連携するとともに、適切な指導を行います。

#### 取組３ 発達段階に応じた性に関する指導

発達段階に応じて、性に関する正しい知識を習得し、多様な性について理解を深めるとともに、自分や相手の人格を尊重した行動が取れるように指導を行います。

### 施策③ 食育の推進

#### 取組１ 楽しみのある学校給食の提供

地域の農作物や郷土食、行事食など、地産地消を取り入れ、地場産物に親しみをもち、食への興味・関心が高まる魅力ある学校給食を提供します。また、アレルギーとなる原材料を除去した食材の活用により、できるだけ多くの子どもが同じものを食べられるようにしていきます。

家庭には、「かとうのこんだて」や「食育だより」を通して、子どもや保護者へ食に関する情報提供を行います。

## 取組2 学校給食を活用した食育指導

栄養教諭等により、各学校と学校給食センターが連携を図り、学校給食を活用した食育を推進します。小学生には、食事を通じた豊かな人間性を築く食育指導を行うほか、親子活動と連携した食育活動を行い、保護者と子どもの食への関心を高めます。また、中学生へは、喫食状況などの確認や、希望により食育指導を行います。

### ●指標

#### ■ 成果指標

自主的に運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをする時間をもちたいと思う児童生徒の割合  
（児童生徒アンケート（市）対象：小6、中3）

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		90.0	90.5	91.0	91.5	92.0
実績(%)	89.5					
達成状況						

規則正しい生活（早寝早起き）に気を付けて生活を送っている児童生徒の割合  
（児童生徒アンケート（市）対象：小6、中3）

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		76.0	76.5	77.0	77.5	78.0
実績(%)	75.5					
達成状況						

朝食を毎日食べている児童生徒の割合  
（児童生徒アンケート（市）対象：小6、中3）

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		84.0	85.0	86.0	87.0	88.0
実績(%)	83.1					
達成状況						

#### ■ 取組指標

施策体系コード I-(4)-③		学校給食での市内産食材の使用割合（副食3品対象） （総合計画におけるまちづくり指標（市））				
年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		29.0	30.0	30.0	30.0	30.0
実績(%)	19.3					



## 基本的方向（５）インクルーシブ教育の充実

個々の多様性を認め合い、包摂性のある共生社会の実現に向け、支援が必要な子どもが、その人らしく自立した生活ができるよう、一人一人の特性に合った生涯を見通した支援を行います。

### 施策① 特別支援教育の充実

#### 取組１ 発達相談

保健師・心理士・教育相談支援員等による相談や必要に応じて医師・言語聴覚士・理学療法士・作業療法士等による相談、心理士による発達検査を実施し、保護者・関係機関職員に対して、必要な支援や指導についての助言を行います。

#### 取組２ 巡回相談

保育所・認定こども園、学校などを巡回し、合理的配慮などについての指導助言を行います。また、大学教授や心理士などの専門家による巡回指導を実施し、個別の教育的ニーズに応じた支援や指導についての助言を行います。

#### 取組３ 学校園における指導・支援の充実

保育士・保育教諭、小中学校教員、教育関係従事者への特別支援教育に関する研修により指導力向上を図ります。また、保育所・認定こども園、学校などの教職員に対し、サポート研修を実施し、日々の関わりに活用できる支援や基本的な考え方について学ぶ機会を設けます。

### 施策② 支援の充実

#### 取組１ 療育事業

支援が必要な子どもに対し、成長を促し、集団生活に必要な能力を身につけるための支援を行います。個別療育では、保護者と相談しながら、子どもの発達上の困難に応じたプログラムを行い、集団療育では、他の人との関わりを学ぶプログラムを行います。

#### 取組２ 切れ目ない支援・みんなで支援

支援が必要な子どもの保護者に対してサポートファイルの作成を促し、家庭と関係機関が情報を共有するなど、一貫した支援を行います。また、発達障害に関する知識や理解を深め、適切な対応を学ぶことにより、共生社会の実現をめざすために、市民を対象に発達障害の基礎的な内容や就労に関する内容のサポート研修を実施します。

## ●指標

### ■ 成果指標

障害等により支援が必要な子どもに対する適切なサポートに不満がないと回答した割合

(無回答者を除く)

(総合計画に関する市民意識調査(市))

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		-	89.0	-	-	90.0
実績(%)	88.4					
達成状況						

### ■ 取組指標

施策体系コード I-(5)-①		発達サポートセンターへの相談延べ件数(市調査)				
年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(件)		1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
実績(件)	2,265					

※ R7からインターネット申し込みによる受付の効率化を実施(R7相談延べ件数見込み 1,692件)

施策体系コード I-(5)-②		療育事業参加実人数 (個別・集団療育の参加実人数)				
年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(人)		25	25	35	35	35
実績(人)	18					



子どもの発達・何でも相談室



## 基本的方向（6）幼児教育の充実

保育所及び認定こども園において、生活や遊びの体験を通して、心身の調和のとれた発達を図るとともに、一人一人の特性に応じた質の高い教育・保育環境の構築に努めます。また、教職員と保育士等が互いの連携・接続について意識を徹底し、幼児期から児童期の学びへの連続性を図ります。

### 施策① 就学前教育・保育の充実

#### 取組1 保育所・認定こども園の充実

幼児教育・保育に加え、障害児等保育や特別支援教育の充実、多様な乳幼児への適切な教育・保育の提供体制を整えます。また、私立保育所及び認定こども園の施設整備などに対し補助金を交付し、財政的に支援することで、教育・保育環境の充実を図ります。

#### 取組2 就学前教育・保育の質の向上

保育士等を対象に「保育士等キャリアアップ研修」を実施し、就学前教育・保育の質の向上を図ります。

### 施策② 幼小の連携・接続の強化

#### 取組1 園と小学校の交流活動

子ども同士が、日常の活動の中で主体的に関わり、互いの良さを認め、学び合えるような交流活動を実施します。

#### 取組2 園と小学校の相互参観・情報共有

公開保育や公開授業を通して相互参観を行い、事後検討会で子どもの成長や学びの姿を共有し、幼児期と児童期の円滑な接続をめざします。

#### 取組3 幼小合同研修の充実

幼小の合同研修を通して、保育所・認定こども園、小学校が縦と横のつながりをもち、幼児期の遊びからの学びを可視化し、児童期の自覚的な学びへの連続性を図ります。

#### 取組4 架け橋期カリキュラムの実施

幼児教育と小学校教育の関係者が、共通の視点を持ちながら連携・協働し、5歳児から小学1年生までの架け橋期のカリキュラムを作成し、教育内容や教育方法の充実を図ります。

●指標

■ 成果指標

教育・保育の機会の提供 待機児童数  
 (保育所等利用待機児童数調査(国))

年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(人)		0	0	0	0	0
実績(人)	0					
達成状況						

相互参観、合同研修参加者が、相互理解が深まったと回答した割合  
 (参観、研修参加者アンケート(市))

年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		90.0	93.0	96.0	98.0	100.0
実績(%)	—					
達成状況						

■ 取組指標

施策体系コード I-(6)-①		保育士等キャリアアップ研修の実人数				
年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(人)		75	80	80	80	80
実績(人)	116					

施策体系コード I-(6)-②		相互参観の開催回数 (公開保育、公開授業実施状況調査(市))				
年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(回)		4	4	5	5	5
実績(回)	0					



おちばあそび



かたつむり観察

## 基本方針Ⅱ 子どもの学びを支える教育環境の整備・充実



### 基本的方向（１）学校の組織力及び教職員の資質能力の向上

教育委員会、校園長のリーダーシップのもと、学校園教育目標の共通理解を図りながら、教職員一人一人の能力・適性を生かした学校運営に努め、教職員全員が協力して組織的に取り組みます。また、教職員がワーク・ライフ・バランスを図りながら、心身ともに健康で、専門性を高め、指導力を発揮できるよう、働きがいのある学校園づくりを推進します。

#### 施策① 「チーム学校」の確立

##### 取組１ いじめ・不登校等の未然防止・早期発見・早期対応

子どもたちの主体的な活動の推進として、児童生徒会・学園会活動などにおいて、子ども自らが主体的にいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける取組を推進します。また、教職員が居心地の良い学級づくりの研修を行うことで、子どもたちと教職員が両輪となり、一人一人を大切に作る学校・学級づくりをめざします。さらに、年間３回の学校生活を振り返る調査や月毎のアンケート調査、教育相談の実施などにより、いじめ・不登校等の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

##### 取組２ 関係機関との連携

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育支援センター、警察、福祉関係をはじめとする関係機関との連携を密にし、子どもたちが自他の個性・人権を尊重することで、よりよい人間関係を主体的に形成しようとする豊かな人間性を育む学校づくりを推進します。また、スクールロイヤーとの連携により、法的根拠に基づいた適切な対応を行うことで、諸課題の重篤化を防ぎます。

#### 施策② 教職員研修の充実

##### 取組１ 専門性と実践的指導力の向上

子どもたちが抱える困難や課題が多様化・複雑化していることへの対応や、新しい時代に求められる資質能力の育成など、様々な対応が求められています。教科指導研修、課題教育研修、教育課題チャレンジ事業、各教科部会研究授業などにおいて、積極的に授業公開・研究を行い、教職員の指導力向上をめざします。

##### 取組２ キャリアステージに応じた研修

学校教育を取り巻く環境の変化に応じて新たな知識・技能などを身につけられるよう、教職員のキャリアステージ・能力・適性に応じた体系的な研修を実施します。また、学校経営研修会、ミドルリーダー研修会、若手教員研修会において、常に学び続ける姿勢をもち、新たな課題へ挑戦できる教職員の育成をめざします。

## 施策③ 働きがいのある職場づくり

### 取組1 業務量の適切な管理とワーク・ライフ・バランスの推進

年次休暇の取得促進、各種休暇制度の周知、男性の家事・育児への参画など、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。また、管理指針の趣旨に合致した適正な勤務体制とするために、教職員の在校時間を把握し、保護者や地域社会などとの連携を図りながら働き方改革を推進します。

### 取組2 ハラスメントの防止

ハラスメント防止指針に基づいた教職員研修を行い、教職員と子ども的人格が尊重され、子どもが安心・安全で生き生きと学ぶことができる働きがいのある職場環境を推進します。ハラスメントはもとより、教職員の悩み事については、相談窓口の活用などを通じて、相談しやすい雰囲気醸成を図り、風通しの良い学校づくりを推進します。

## ●指標

### ■ 成果指標

学校に行くのが楽しいと思う児童生徒の割合  
(児童生徒アンケート(市)対象:全校生)

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		93.0	93.5	94.0	94.5	95.0
実績(%)	92.3					
達成状況						

1か月の時間外在校等時間が平均45時間以下の教職員の割合  
(各学校超過勤務集計報告(市)対象:県費教職員)

年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		85.0	90.0	95.0	100.0	100.0
実績(%)	75.7					
達成状況						

### ■ 取組指標

施策体系コード II-(1)-①		不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で相談指導等を受けている児童生徒の割合(担任以外の指導) (児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(国)対象:全学年)				
年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		62.0	64.0	66.0	68.0	70.0
実績(%)	60.6					

施策体系コード II-(1)-②		自己研鑽のための研修に参加した教員の割合				
年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		50.0	52.0	54.0	56.0	58.0
実績(%)	—					

## 基本的方向（2）学校・家庭・地域の力を生かした教育の充実



保護者の子育ての不安感、負担感を軽減するために、子育て中の親子が児童館などで相互交流したり、保護者の子育てに関する不安や悩みを相談したりできる体制の充実を図ります。さらに、子どもたちの地域における学びの充実を図るとともに、家庭や地域の力を生かした「地域とともにある学校」づくり、地域全体で子どもを育てる環境づくりをめざします。

### 施策① 子育て相談・子育て支援の充実

#### 取組1 子育て親子の交流と育児相談・情報提供

児童館や青少年センター、地域子育て支援拠点などにおいて、子育て中の親子の交流や子育ての悩み相談、情報提供などの実施や関係機関と連携体制を整えることで子育ての不安や負担感の軽減を図ります。

#### 取組2 「子育て」と「子育て」を支える講座の実施

子育て及び子育て支援に関する講座などの実施と自主的な子育てグループの活動を支援するとともに、様々な講座などを通じて、親子の触れ合いや保護者同士の交流を促進します。

### 施策② 学校・家庭・地域の連携と協働

#### 取組1 地域学校協働活動の推進

地域と学校がパートナーとして連携・協働して様々な活動を行う「地域学校協働活動」を推進するために、その意義や目的について保護者や地域に啓発を進めるとともに、多くの市民が活動に参画する体制を整え、活動の充実を図ります。

#### 取組2 部活動地域展開の体制整備

将来にわたって子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するために、指導者や活動団体の確保、活動団体の認定制度の整備、活動場所の確保など、様々な課題の解決に取り組むとともに、関係者の理解を促進し、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障します。

### 施策③ 地域とともにある学校づくり

#### 取組1 地域との連携・協働による学校運営

PDCAサイクルを踏まえた目標及び評価項目や指標を設定し、自己評価、学校関係者評価を行い、評価結果について保護者や市民へ公表し、学校・家庭・地域が目標や課題を共有することで、地域との協働による学校教育活動を推進します。

#### 取組2 社会に開かれた教育課程の推進

学校便りやオープンスクール、ホームページなどで学校の教育活動を情報発信するとともに、地域交流などを通じて、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える教育を推進します。

### 取組3 コミュニティ・スクールとしての新しい学校づくり

学校運営協議会を通じて、学校・家庭・地域が学校運営について熟議、協働し、地域学校協働本部と連携しながら、地域ならではの創意工夫を生かした特色ある学校づくりを推進します。

### 取組4 地域での安心・安全を見守る体制づくり

各学校のPTA、PTCAや見守り隊による交通立ち番活動や青色パトカーでの巡視により、子どもたちの登下校の安全を確保し、地域の安心・安全を育む活動に取り組みます。

## 施策④ 子どもたちの安心・安全の確保

#### 取組1 防災教育の推進

子どもたちが、災害から自らの生命を守るために主体的に行動することができるよう、地域の災害特性や発生が予想される災害の種類に応じた実践的な防災教育（訓練）を地域や市防災課、消防署などと連携して実施します。また、震災の経験や教訓を語り継ぎ、阪神・淡路大震災や身近な災害に関連する防災教育を実施することで、助け合いやボランティア精神など共生の心を育みます。

#### 取組2 交通安全教室・防犯教室等を通じた安全意識の向上

警察や青少年センターなど関係機関と連携して、交通安全教室や防犯教室を行い、登下校の交通安全並びに不審者対策などにおける安全教育の充実を図ります。

### ●指標

#### ■ 成果指標

地域や家庭での子育て支援の取組について満足とを感じる市民の割合  
（総合計画に関する市民意識調査（市））

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		—	19.0	—	—	22.0
実績(%)	16.4					
達成状況						

家の人と交通安全や防災について話をしたことがある児童生徒の割合  
（児童生徒アンケート（市）対象：小6、中3）

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		72.0	74.0	76.0	78.0	80.0
実績(%)	70.8					
達成状況						

#### ■ 取組指標

施策体系コード II-(2)-①		児童館への来館者数				
年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(人)		40,202	40,391	40,108	39,778	39,678
実績(人)	67,899					

## 基本的方向（3）よりよい学校環境の整備・充実

小中一貫校開校に向けた学校施設や運営体制の整備、学習基盤であるICT機器などの適切な維持管理など、学校環境の整備を推進し更なる充実を図ることで、子どもたちの安心・安全を確保しつつ、質の高い学びと快適な学校生活の実現をめざします。また、家庭の経済的な事情に関わらず、すべての子どもたちが安心して教育を受けられる環境を整備します。

### 施策① 小中一貫校開校に向けた教育環境の整備

#### 取組1 滝野地域小中一貫校開校準備委員会の運営

従来の6・3制にとらわれず、義務教育9年間を発達段階に応じた、きめ細やかな4・3・2制を行う小中一貫校にふさわしい教育環境などを、各地域の代表者や学校関係者、保護者等で組織する小中一貫校開校準備委員会において開校まで協議します。また、開校後は、小中一貫校開校準備委員会を新しい組織である「学校運営協議会」へ移行し、継続的に学校運営について協議します。

#### 取組2 滝野地域小中一貫校の整備

令和10（2028）年4月の開校をめざして、計画的に整備を進めていきます。なお、建設工事にあたっては、現中学校の学習環境へ配慮しながら施工します。

### 施策② 学校施設や教材等の整備・充実

#### 取組1 学校施設の整備・管理

安全で快適な学校生活を推進していくために、既存の学校施設をはじめ、開校した小中一貫校の適切な整備・維持管理を実施します。

#### 取組2 ICT環境の充実

校内のインフラについては、全教室において高速かつ安定したネットワークの維持管理を行い、快適な学習環境を提供します。

学習者用端末については、一定の更新サイクルを設けるとともに、予備端末を常備し、故障時にも学習が滞らない運用を行います。

### 施策③ 就学に関する支援の充実

#### 取組1 遠距離通学と教育費への支援

小中一貫校開校により遠距離通学となる地区の子どもたちに対してスクールバスを運行し、遠距離通学を支援します。また、小中学校の給食費を無償化するとともに、通学用ヘルメットや学用品費などの費用の一部を支援することで、就学に係る保護者の経済的負担を軽減します。

## ●指標

### ■ 成果指標

学校の施設や設備等が充実していると思う児童生徒の割合  
 (児童生徒アンケート(市)対象:全学年)

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		95.0	95.0	96.0	96.0	96.0
実績(%)	94.4					
達成状況						

### ■ 取組指標

施策体系コード II-(3)-②		ICT環境(学習者用端末)の更新 (端末整備・更新計画(市))				
年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(台)		1,250	300	300	維持管理 更新	維持管理 更新
実績(台)	—					



社学園小学校・社学園中学校



東条学園小中学校

## 基本方針Ⅲ 人生 100 年を通じた生涯学習の推進



### 基本的方向（1）多様な学習機会の充実

生涯にわたって学び続けられる機会を確保し、仲間とつながりながら楽しく学び、活動ができる場や学習成果を発表する場を設けます。また、学習活動が快適に実践されるよう、施設の適切な管理運営に努めます。

## 施策① ライフステージに応じた学びの充実

### 取組 1 高齢者大学の実施

高齢者が日々の暮らしにおける知識と交友の輪を広げ、いつまでも元気で生きがいのある生活を営むことができるよう、教養性・社交性・実用性を重視した学習の機会を提供します。

### 取組 2 成人を対象とした講座の開催

公民館に足を運ぶ機会の少ない青年・壮年世代をターゲットに、学校を卒業しても学びを重ねられるよう、様々なニーズに合わせた学習や体験の機会を提供します。

### 取組 3 青少年健全育成への支援

青少年の心と体への健全な発達を促し、自主性や社会性、正義感や倫理観をもった豊かな人間性を育成するために、加東市子ども会育成連絡協議会やボーイスカウトなどの団体へ補助金を交付し、団体主導による自主的かつ主体的な活動を支援します。

### 取組 4 子どもへの多様な学びの提供

野外活動や創作活動、文化活動などの体験学習の機会を通して、異年齢や学校外の子どもたち、地域の大人たちとともに活動することで、社会性や自主性を育む機会を提供します。

## 施策② 学習活動の支援と担い手の育成

### 取組 1 サークル活動への支援

一人一人の可能性を最大限に生かすための学びの環境を整備し、多様な学習機会及び発表の場を提供するとともに、サークルの自主的活動を支援します。

### 取組 2 生涯学習サポーター倶楽部の充実

青少年を始めとする市民を対象とした様々な学習活動・体験活動の実施に際し、各活動が安心・安全かつ有意義なものとなるよう、生涯学習サポーター（活動支援スタッフ）による支援体制の充実を図ります。

### 施策③ 社会教育施設及び社会体育施設の効率的な管理・運営

#### 取組1 適切な維持管理・運営

「公共施設等総合管理計画」に基づき適切な施設管理を行うとともに、施設の老朽化による維持管理経費の負担増が見込まれることを踏まえ、修繕個所の早期発見・早期対応による効率的な管理運営を行います。また、各図書館の施設を有効に活用し、市民の憩いの場としての図書館の在り方を検討します。

#### ●指標

##### ■ 成果指標

高齢者大学での学びが役立ったと回答した人の割合

(参加者アンケート調査(市))

年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		94.4	94.9	95.4	95.9	96.4
実績(%)	93.4					
達成状況						

成人を対象とした講座の内容が役立ったと回答した人の割合

(参加者アンケート調査(市))

年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		98.0	98.0	98.0	98.0	98.0
実績(%)	97.8					
達成状況						

参加した教室等の内容がよかったと回答した子どもの割合

(参加者アンケート調査(市))

年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		99.5	99.5	99.5	99.5	99.5
実績(%)	99.4					
達成状況						

施設設備について満足していると回答する施設利用者の割合

(利用者アンケート調査(市))

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		80.0	80.0	82.5	82.5	85.0
実績(%)	77.3					
達成状況						



## 基本的方向（２）人権教育・啓発の推進

「第２次加東市人権尊重のまちづくり基本計画」（令和２（２０２０）年度から令和１１（２０２９）年度まで）に基づき、市民一人一人が、様々な人権問題についての認識を深めるとともに、生涯にわたって主体的に学び続け、人権文化が根づいた共生社会の実現をめざします。また、差別に気づき、差別をなくす実践力が高められるよう地域社会や職場において人権教育・啓発を推進します。

### 施策① 地域社会における人権教育・啓発の推進

#### 取組１ 市民の学習活動の支援

様々な人権問題に対して、多様な学習方法や教材の提供による学習機会の充実を図るとともに、地域における人権啓発活動を推進するリーダーを育成することで、市民の主体的な学習活動を支援します。

#### 取組２ 加東市人権・同和教育研究協議会の活動支援

加東市人権・同和教育研究協議会による学習会などの活動を支援します。また、部落差別をはじめとして、様々な人権問題の解決に向けて人権教育・啓発の充実を図ります。

#### 取組３ 人権に関する講演会等の開催

人権啓発活動や様々な人権問題をテーマとした講演会などを開催し、住民意識の高揚に努めます。

### 施策② 職場における人権教育・啓発の推進

#### 取組１ 加東市企業人権教育協議会の活動支援

加東市企業人権教育協議会の活動を支援し、企業・事業所の社会的責任を果たす取組を促進します。

## ●指標

### ■ 成果指標

人権を日常的に意識している市民の割合  
（総合計画に関する市民意識調査（市））

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		—	83.0	—	—	84.0
実績(%)	81.0					
達成状況						

### ■ 取組指標

施策体系コード III-(2)-①		加東市民人権講座の修了者の割合 （総合計画におけるまちづくり指標（市））				
年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		64.0	65.0	66.0	67.0	68.0
実績(%)	62.7					

施策体系コード III-(2)-②		加東市企業人権教育協議会への加入事業所数 (第4次加東市人権尊重のまちづくり実施計画の取組指標(市))				
年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(社)		93	93	94	94	95
実績(社)	92					



「人権の花」運動

### 基本的方向（3）文化芸術の振興

市民の暮らしや地域の中に文化芸術が息づくよう、地域における多彩な活動の場を利用して、市民自らが行う文化芸術活動を幅広く支援するとともに、広く市民に発信することで、文化芸術活動を実践する層の拡大を図ります。

#### 施策① 文化芸術活動の継承・創造

##### 取組1 文化芸術活動の場及び体験できる機会の提供

文化芸術の活動に世代を超えて気軽に参加できる場を提供するとともに、各種公演の鑑賞により、優れた文化芸術に触れる機会を提供し、市民の文化芸術についての理解と関心を深めます。

##### 取組2 文化賞表彰及び文化芸術賞賜金の授与

文化芸術部門で全国大会や国際大会に出場、出展、または優秀な成績を収められた方や、文化芸術の振興に貢献し、その功績が顕著な個人及び団体に対して表彰または賞賜金を授与することで、文化芸術の振興を図ります。

#### 施策② 文化芸術団体への支援

##### 取組1 文化芸術団体への活動支援（部活動地域展開含む）

市の文化芸術の振興のために、文化芸術団体へ補助金を交付し、文化芸術団体主導による自主的かつ主体的な文化芸術活動を支援します。また、部活動地域展開により子どもたちの新たな活動の場となる「地域クラブ活動」が持続可能な活動となるよう、指導者や活動場所の確保など、必要な支援を行います。

### ●指標

#### ■ 成果指標

芸術・文化に関する施策が重要と回答する市民の割合  
（総合計画に関する市民意識調査（市））

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		—	71.5	—	—	75.0
実績(%)	66.4					
達成状況						

■ 取組指標

施策体系コード		Ⅲ-(3)-①	公募美術展の延べ来場者数及び応募点数				
年度		基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値	来場(人)		1,950	2,100	2,250	2,400	2,550
	応募(点)		400	410	420	430	440
実績	来場(人)	1,672					
	応募(点)	380					

施策体系コード		Ⅲ-(3)-②	加東市文化連盟及び加東市美術協会の各団体が主催する事業への参加人数				
年度		基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(人)			2,500	2,530	2,560	2,590	2,620
実績(人)		2,505					



公民館サークルの作品展示



公民館サークルのステージ発表



## 基本的方向（４）文化財の保護と活用・継承

地域の貴重な財産として、文化財を適切に保護・保存し、継承します。また、歴史と文化に対する理解を深め、郷土への愛着と誇りを培うために、資料館などを有効に活用するとともに、多様なイベントなどにより郷土の文化財を広く公開し、価値や魅力を発信します。

### 施策① 文化財の保護

#### 取組１ 文化財の調査と保護活動

市内に残された歴史資料の保存にあたり、指定文化財の管理・修理の支援や潜在的な文化財の掘り出しを行うとともに、文化財の寄贈・寄託を受け、調査と保護活動を実施します。

#### 取組２ 埋蔵文化財の保護

貝塚、古墳、城跡、旧宅などの「遺跡」をはじめとする埋蔵文化財（土地に埋蔵されている文化財）を包蔵する土地において開発行為が行われる場合には、文化財保護法に基づき、照会・調査などの手続きを適切に実施して、埋蔵文化財を保護します。

### 施策② 文化財の活用と継承支援

#### 取組１ 文化財の活用・普及啓発

市民が文化財に親しみ、愛着をもつ機会の充実を図るために、インターネットや新聞などのメディアを通じて文化財の情報を広く周知するとともに、見学会、文化財企画展、講座などを開催することで、文化財の活用と普及啓発を推進します。

#### 取組２ 後継者育成への支援

伝統文化の担い手が減少していく中、指定文化財を後世に継承していくために、無形民俗文化財に係る後継者育成を支援します。

### 施策③ 資料館等の活用・運営

#### 取組１ 加古川流域滝野歴史民俗資料館、三草藩武家屋敷旧尾崎家の管理運営

本市の重要な歴史的、文化的資産を身近に感じられるよう、加古川流域滝野歴史民俗資料館及び三草藩武家屋敷旧尾崎家を適切に運営し、文化財資料を公開します。

●指標

■ 成果指標

加古川流域滝野歴史民俗資料館、三草藩武家屋敷旧尾崎家の来館者満足度  
 (来館者アンケート調査(市))

年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		98.0	98.0	98.0	98.0	98.0
実績(%)	97.9					
達成状況						



加東市指定文化財「三草藩武家屋敷旧尾崎家」



兵庫県指定文化財「河高・上ノ池遺跡出土祭祀土製品ほか一括」

## 基本的方向（５）生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現できるよう、子どもたちがスポーツに親しむ機会を提供するとともに、成人になっても運動習慣が継続できるように環境を整備します。さらに、スポーツを通して多くの市民が交流できる機会を創造することで地域コミュニティの活性化を図ります。また、スポーツ推進委員や指導者を育成し、生涯スポーツの普及と振興をめざします。

### 施策① 生涯スポーツの振興とコミュニティづくりの支援

#### 取組１ 多世代交流ができる機会の提供

幅広い年代の方々がスポーツを通して交流できる機会を提供するために、地区親善によるスポーツ大会を開催するほか、スポーツ推進委員の協力により、ウォーキングなどのスポーツイベントを企画運営し、アフターコロナ社会における新たな生涯スポーツの振興をめざします。

#### 取組２ 加東伝の助マラソン大会の開催

市民の健康・体力づくり及びスポーツを通じた市民相互の理解や親睦を深めるために、加東伝の助マラソン大会を開催します。

#### 取組３ スポーツに触れる機会の創出

子どもたちがスポーツを始めるきっかけ作りや運動が好きになる機会を創出するために、スポーツ教室やスポーツイベントを開催します。

### 施策② スポーツ活動への支援

#### 取組１ 各種スポーツ団体等への活動支援（部活動地域展開含む）

市民の心身の健全な発達や体力の向上及びスポーツ文化の進展を図るために、各種団体の目的達成に必要な活動に係る経費を補助し、支援します。また、部活動地域展開により、子どもたちの新たな活動の場となる「地域クラブ活動」が持続可能な活動となるよう、指導者や活動場所の確保など必要な支援を行います。

#### 取組２ スポーツ表彰及びスポーツ賞賜金の授与

スポーツで全国大会や国際大会への出場、または各種大会で優秀な成績を収められた選手及び団体、またスポーツの振興に貢献し、その功績が顕著な選手及び団体に対して表彰又は賞賜金を授与することで、スポーツの振興を図ります。

### 施策③ スポーツ指導者の育成

#### 取組１ スポーツ指導者の育成

各種スポーツ大会の運営、生涯スポーツの普及と振興をめざし、指導者の育成を図ることで、多様なニーズに応えられる体制づくりを進めます。

●指標

■ 成果指標

スポーツ活動の支援が重要と回答する市民の割合  
 (総合計画に関する市民意識調査(市))

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		—	80.0	—	—	85.0
実績(%)	75.7					
達成状況						

スポーツ活動の支援に満足していると回答する市民の割合  
 (総合計画に関する市民意識調査(市))

年度	基準値(R7)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		—	25.0	—	—	40.0
実績(%)	14.2					
達成状況						

■ 取組指標

施策体系コード Ⅲ-(5)-①		加東伝の助マラソン大会の参加人数				
年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(人)		1,070	1,080	1,090	1,100	1,110
実績(人)	1,061					

施策体系コード Ⅲ-(5)-③		スポーツ推進委員の人数				
年度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(人)		20	21	22	23	24
実績(人)	20					



地区親善ソフトボール大会



## 基本的方向（6）図書館サービスの充実

市民の「読みたい」「知りたい」「楽しみたい」といった要求に応えるために、魅力ある蔵書の確保に努め、市民への資料提供や情報提供を行います。また、市民へ本との出会いや読書に親しむ機会を提供し、多種多様な本との出会いによる市民の知識欲や学習欲に応え、学びが心や暮らしを豊かにする図書館サービスを行います。

### 施策① 魅力ある蔵書の整備と資料提供の充実

#### 取組1 資料の収集（図書・リクエスト図書・郷土資料・雑誌等）と蔵書の整備

利用傾向に応じた図書やリクエストのあった図書を購入し、魅力ある蔵書構成に努めます。また、加東市や周辺地域に関する資料を積極的に収集するとともに、所蔵している郷土行政資料の保存・提供を継続するために、資料の修繕や電子データの作成を行います。

#### 取組2 資料提供の充実

市立図書館の基本的な役割である「貸出を中心とした資料提供」を最重点業務とし、市民の要求に応える予約・リクエストサービスを含め、多様な資料提供の充実を図ります。

### 施策② 図書館利用の推進

#### 取組1 読書活動推進事業の実施

幼児・小学生に絵本などの読み聞かせをする「おはなし会」をはじめ、市民の学びや読書のきっかけとなるよう、市民参加型の行事を催します。

#### 取組2 幼少期から本に親しむ環境づくり

健康課と連携し、4か月児健診時に「ブックスタート」として、赤ちゃんとその保護者に絵本の読み聞かせを行い、読み聞かせの意義を伝えます。また、その場で絵本をプレゼントすることで、家庭でもすぐに絵本を手にとり、赤ちゃんに読んであげられる環境をつくとともに、家族で絵本を楽しむことで図書館の利用につなげます。

#### 取組3 学校との連携

子どもの発達段階に応じた蔵書の確保に努めるとともに、学校と緊密な連携、協力を保ち、子どもが自ら学ぶ場としての利用を高めるよう努めます。市立学校に、司書が選んだ図書を届ける「おとどけ図書館」や、市立小学校3年生を対象に、図書館内の見学と自身の「としょかんカード」を作って図書を借りる体験をする「おでかけ図書館」を実施し、子どもたちの図書館利用を促進します。

#### 取組4 図書館利用が困難な市民への対応

高齢者をはじめ、交通手段が無いなどの図書館利用が困難な市民に対応するために、宅配サービスの充実を図ります。

●指標

■ 成果指標

貸出密度（市民一人当たりの年間貸出冊数）

（令和6年度 図書館年報）

年 度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(冊)		11.2	11.2	11.3	11.3	11.3
実 績(冊)	11.1					
達成状況						

予約（リクエスト含む）対応件数

（令和6年度 図書館年報）

年 度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(冊)		50,480	50,500	50,520	50,540	50,560
実 績(冊)	50,468					
達成状況						

■ 取組指標

施策体系コード Ⅲ-(6)-①		利用者数に占める市内利用者数の割合				
年 度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(%)		63.6	63.7	63.8	63.9	64.0
実 績(%)	63.5					

施策体系コード Ⅲ-(6)-②		読書活動推進事業の実施回数				
年 度	基準値(R6)	R8	R9	R10	R11	R12
目標値(回)		22	22	23	23	23
実 績(回)	21					



おはなし会

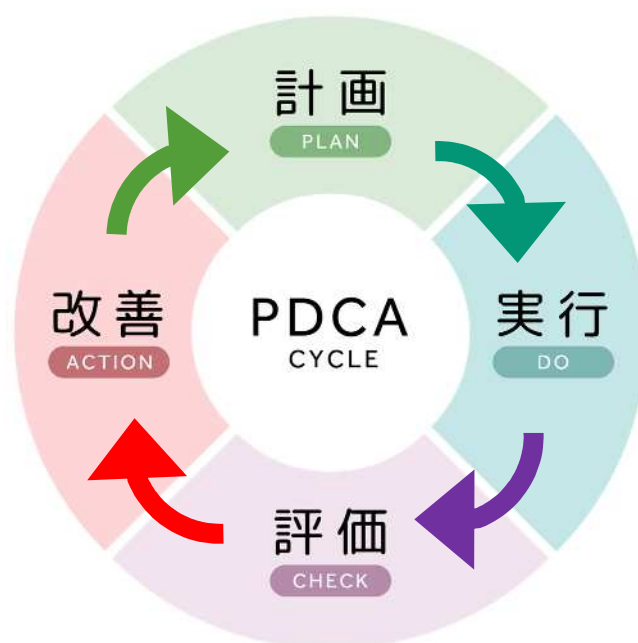
## 第5章 計画の推進

### 1. 計画の推進

第4期計画の推進にあたっては、学校、地域社会、家庭が連携・協働して、具体的施策に取り組みます。第4期計画の着実な推進に向け、基本的方向ごとに設定した「成果指標」や「取組指標」から取組成果の可視化を図ります。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検と評価を行います。その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表します。この点検と評価の結果は、PDCAサイクル(Plan-Do-Check-Action)の考え方に基づき、次年度以降の施策の改善に生かすよう努めます。

なお、社会・経済情勢の大きな変化や国の制度改正など、教育を取り巻く状況の変化に応じて、随時、計画の内容を見直します。



## 参考資料

### 1. 用語解説

#### ア行

##### ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。IT（情報技術）に、情報通信を表す（コミュニケーション）を加えたもの。

##### 生きる力

変化の激しいこれからの社会を生きるために必要な「知・徳・体のバランスのとれた力」のこと。

「知・徳・体」とは、基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して自ら考え、判断・表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し解決する力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力のことです。

##### e-スタートプログラム（就学移行支援プログラム）

支援が必要な年長児の子どもを対象に、就学前に学校生活がイメージできるようなプログラムを体験し、スムーズに学校生活に移行できるよう支援する療育事業。

##### インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重や障害者の社会参加を目的として、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶこと。

##### ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみでなく、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

##### 英語ライセンス制度

子どもたちが、将来、国際社会で活躍できるよう、英語によるコミュニケーション能力や態度を育成することを目的とする本市独自の制度。

本市が作成した教材「加東市レッスンブック」を授業や家庭学習で活用して力をつけるとともに、スピーキングテストを含んだ「かとう英語ライセンス検定」を実施して英語力を評価し、学習の励みとするものです。

##### ALT

Assistant Language Teacher の略。日本人の教員とともに外国語の授業を行う外国語指導助手。本市では、小学校、中学校、義務教育学校で英語の指導に従事しています。

## SDGs

Sustainable Development Goals の略。2015 年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標。

持続可能でよりよい世界をめざすための国際目標で、2030 年を達成年限とし、17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（具体目標）から構成されています。目標には、貧困や飢餓といった問題から、働きがいや経済成長、気候変動に至るまで、21 世紀の世界が抱える課題を包括的に挙げています。

### おでかけ図書館

小学生を対象に図書館の見学と図書カードを作って図書を借りる体験を提供する取組。

### おとどけ図書館

市立小中学校、義務教育学校へ図書を届ける取組。

## 力行

### 学校運営協議会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、教育委員会が学校に設置する機関。保護者代表や地域住民などで構成され、学校運営やその支援について協議・参画することで、地域と学校が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」をめざすものです。

### 加東わくわく英語村

子どもたちが、将来、国際社会で活躍できるよう、英語によるコミュニケーション能力や主体性・積極性などを身につけることを目的とする本市独自の事業。

夏季休業中に、英語指導助手（ALT）との活動を通して、英会話や異文化について学びます。

### かとう和食の日

ユネスコ無形文化遺産に登録された和食が、栄養バランスに優れていることや記念日に制定されていることから、11 月 24 日を、市を挙げて和食に親しめる日として定めています。

### カリキュラム・マネジメント

各学校において、子ども、学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容を教科横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

### GIGAスクール構想

子どもへの 1 人 1 台端末と高速で大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもの力を最大限に引き出す学びの実現をめざす構想のこと。

## 義務教育学校、義務教育学校前期課程、義務教育学校後期課程

学校の校種として、小学校、中学校、義務教育学校などがあり、義務教育学校は、小学校課程から中学校課程までの義務教育を一つの学校として一貫して行います。その小学校課程を前期課程、中学校課程を後期課程といたします。

令和3年4月に東条学園小中学校は義務教育学校として開校しました。

## キャリアノート

キャリア発達を促す様々な学習経験や活動の記録などを子ども自身が書き込むノートで、教職員が子どもの成長や変化を定性的・定量的に評価し、一人一人の指導・支援に役立てるための重要な資料。現在のキャリアノートは、次学年に引き継ぐものとして活用しています。

## キャリア・パスポート

キャリアノートの内容をもとに、毎学期末に振り返りを行う際に活用するもので、各学年1～2ページの分量となっている。小学校から中学校、高等学校へと校種間を引き継ぐものとして活用しています。

## 合理的配慮

障害のある人の人権が、障害のない人と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害の特性や困り事に合わせて行われる配慮のこと。学校教育においては、教員、支援員等による支援体制、施設・設備の整備、個別の教育支援計画や個別の指導計画による支援、適切な教材の提供など、個々の障害の状況に応じて個別に必要とされる配慮のこと。

## 個別最適な学び

指導方法や指導体制の工夫改善により、「個に応じた指導」の充実を図るとともに、ICT環境の活用、少人数によるきめ細やかな指導体制の整備を進めていくこと。

## コミュニティ・スクール

学校運営協議会を設置した学校。学校と保護者や地域住民が子どもの教育に対する目標やビジョンを共有し、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える仕組み。「学校運営協議会」を参照。

### サポートファイル

支援が必要な子どもについて、切れ目のない支援を行うために、必要な支援や特性についての情報を個別にまとめたもの。個別の教育支援計画のこと。

### 主体的・対話的で深い学び

新学習指導要領に位置付けられている、子どもに必要な資質能力を育むために、学びの質に着目し、授業改善の取組を活性化していく視点。子どもたち一人一人が、予測できない変化に主体的に向き合っていて関わり合い、よりよい社会と幸福な人生の作り手となっていくために重要とされている。

### 生涯学習サポーター倶楽部

青少年を始めとする市民を対象とした学習活動や体験活動において、個々が培ってきた知識・技能や経験を活かし、活動支援や指導的な役割をしていただける熱意ある個人及び団体を登録し派遣する制度。

### 生涯学習社会

国民一人一人が、生涯にわたって、いつでも自由に学習機会を選択肢、学ぶことができ、その成果を適切に生かすことのできる社会。

### 情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度のこと。

### 食育

様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得することで、健全な食生活を実現できる人を育てる教育。

### 小小交流・小中交流

小学校同士または小学校と中学校が、小中一貫校開校（滝野地域）に向けて、互いに、情報交換や交流活動を行うこと。

### 小中一貫教育

小学校と中学校が、「めざす子ども像」を共有し、義務教育9年間を通じた教育課程を編成することで、系統性・連続性のある指導を行う教育。

### ジョリーフォニックス

英語の読み書きの基礎を習得するために体系化された学習方法。楽しく多感覚な方法で文字と音を学びます。

## 自己肯定感

「自分は大切な存在だ」「自分はかけがえのない存在だ」など自己に対して肯定的な評価を抱いている状態の感覚、感情。

## 自己有用感

「他人の役に立った」「他人に喜んでもらった」など自分の存在を価値あるものとして受け止める感覚。

相手の存在なしには生まれてこない点で、「自尊感情」や「自己肯定感」とは異なります。

## 小学生チャレンジスクール

青少年の健全育成を促進するために、地域住民・企業・団体などの支援の下、学校や学年の異なる子どもたちが、土・日曜日や長期休業日に行う普段できない野外活動や体験活動のこと。

## 人生100年時代

英国の学者が長寿時代の生き方について述べた著書で提唱した言葉で、100歳を超えて生きることを前提とした人生設計の必要性を論じています。

日本では、平成29（2017）年9月に「人生100年時代構想会議」が設置され、人生100年時代を見据えた経済・社会システムを実現するための政策のグランドデザインを検討しています。人生100年時代に、高齢者から若者まで、すべての人に活躍の場があり、すべての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要な課題となっています。

## スクールカウンセラー

子どもや保護者に対して、心理に関する専門的な知識を生かして支援するため学校に配置されている専門スタッフ。

## スクール・サポート・スタッフ

学校の教員の業務の中で、教育職員免許を必要としない資料作成や授業準備などを行うことで、教員をサポートする教員業務支援員。

## スクールソーシャルワーカー

いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門スタッフ。

子ども本人だけでなく、家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働きかけて、問題解決に向けて支援します。

## スポーツ推進委員

スポーツの推進のための事業の実施に関する連絡や調整、住民に対するスポーツの実技の指導や助言などを行う者。

## 絶対人権感覚

知識として人権を理解するのではなく、「絶対音感」のように、感性的に刷り込まれる人権感覚であり、感性が著しく発達する幼児期に人権尊重の基礎である「やさしさ」や「思いやり」を身につけることで、違いを認め合い、「違いを違いと思わない」という人権感覚を持つことが可能になるといわれています。

## 全国学力・学習状況調査

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な子どもの学力や学習状況を把握・分析することで教育施策の効果と課題を検証し、その改善を図ることを目的とした調査。

## Society 5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

内閣府が、「第5期科学技術基本計画」において、狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続くような新たな社会を生み出す変革を科学技術イノベーションが先導していくという意味を込めて提唱しています。

また、超スマート社会を「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かく対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会」と定義し、人々に豊かさをもたらす未来社会の姿として共有し、めざす未来像としています。

## 夕行

### 待機児童

保育の必要性があると認定され、保育所などへの入所申込みを行っているにもかかわらず、定員がいっぱいなどの理由により、入所できずに入所を待っている児童。

### 確かな学力

知識・技能だけでなく、学ぶ意欲や、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質能力などを含めたもの。

### 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

### 地産地消

地域で生産された農産物をその地域で消費すること。

## チーム学校

校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子どもたちに必要な資質能力を確実に身につけさせることができる学校。

## ナ行

### ナーサリールーム

早い時期に小集団に参加することが望まれる、支援が必要な未就園の子どもとその保護者を対象に、親子遊びを通して心身の発達を促す療育事業。

### 認定こども園

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）や、地域における子育て支援を行う機能（子育て家庭を対象に、子育てで不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）を備える施設。

## ハ行

### 発達支持的生徒指導

子どもの主体的な成長・発達を日常の教育活動全体で支えることを重視した生徒指導の在り方。問題行動への対応に限らず、すべての子どもを対象に進められる生徒指導の基盤となるもの。

### PDCAサイクル

Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、計画や実施体制を見直し、継続的に改善していく手法のこと。

### プログラミング教育

プログラミングの体験を通して、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力（プログラミング的思考）や情報活用能力を育成することを目的とした教育。

### ペアレントトレーニング

支援が必要な子どもの「行動」に焦点をあて、関わり方や育て方を学ぶための保護者向けの支援プログラム。

## マ行

### 学びの連続性

子どもの学びが、幼児教育から小学校教育へと、途切れることなく滑らかにつながっていること。

### ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。

### 友ーup（ソーシャルスキルトレーニング）

支援が必要な小学校及び義務教育学校の低学年の子どもを対象に、話す、聞く、協力するなどの活動を通して友だちづくりのスキルアップを行い、常生活におけるコミュニケーションが円滑に図れるように支援する療育事業。

## 2. 教育基本法

○教育基本法

(平成十八年十二月二十二日)

(法律第百二十号)

第百六十五回臨時国会

第一次安倍内閣

教育基本法をここに公布する。

教育基本法

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章教育の目的及び理念（第一条—第四条）

第二章教育の実施に関する基本（第五条—第十五条）

第三章教育行政（第十六条・第十七条）

第四章法令の制定（第十八条）

附則

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓ひらく教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

### 第三章 教育行政

#### (教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

#### (教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

### 第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

#### 附 則 抄

#### (施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

### 3. 加東市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

○加東市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

平成22年3月9日

告示第14号

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、加東市教育振興基本計画(以下「計画」という。)を策定するため、加東市教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育委員会委員
- (3) 学校関係者
- (4) 社会教育関係者
- (5) 市民を代表する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から計画の策定が完了した日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

3 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育振興部教育総務課において処理する。

(平30告示46・一部改正)

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成30年3月30日告示第46号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

#### 4. 教育振興基本計画策定委員会委員名簿

任期 令和7年5月26日～令和8年3月31日

区分	氏名	所属
学識経験者	別 惣 淳 二	兵庫教育大学
教育委員会	◎ 田 中 寿 一	加東市教育委員会
	後 藤 純 子	加東市教育委員会
学校関係者	神 田 英 昭	加東市小学校長会
	稲 継 健太郎	加東市連合PTA
社会教育関係者	安 原 一 樹	加東市社会教育委員の会議
	○ 石 井 博 昭	加東市スポーツ協会
	山 羽 勲	加東市人権・同和教育研究協議会
市が必要と認める者	竹 内 貞 美	加東市連合婦人会
	藤 川 憲 二	加東市区長会
市民を代表する者	高 橋 憲 司	公募委員
	竹 内 守 男	公募委員

◎：委員長 ○：副委員長

## 5. 計画策定の経過

日程	内容
令和7年 5月27日	市長から加東市教育振興基本計画策定委員会へ諮問
令和7年 6月20日	第1回加東市教育振興基本計画策定委員会 ・加東市の教育の現状及び第3期教育振興基本計画の成果と課題について協議
令和7年 8月 8日	第2回加東市教育振興基本計画策定委員会 ・骨子案（基本理念、基本方針、施策体系）について協議
令和7年10月 9日	第3回加東市教育振興基本計画策定委員会 ・素案について協議
令和7年11月18日	第4回加東市教育振興基本計画策定委員会 ・第4期加東市教育振興基本計画（案）について協議
令和7年12月 3日	総務文教常任委員会 ・第4期加東市教育振興基本計画（案）について協議
令和7年12月15日から 令和8年 1月15日まで	パブリックコメントの実施
令和8年 2月12日	第5回加東市教育振興基本計画策定委員会 ・パブリックコメントの結果報告 ・第4期加東市教育振興基本計画（案）について協議
令和8年 3月19日	加東市教育振興基本計画策定委員会から答申
令和8年 3月27日	第4期加東市教育振興基本計画の策定

## 6. 諮問・答申

### 【諮問書】

諮問第4号

加東市教育振興基本計画策定委員会

加東市教育振興基本計画の策定について（諮問）

令和8年度からの加東市の教育の指針となる加東市教育振興基本計画を策定するに当たり、当該計画の策定に関する必要な事項について調査審議を求めため、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定により諮問します。

令和7年5月27日

加東市長 岩 根 正

【答申書】

令和8年3月19日

加東市長 岩 根 正 様

加東市教育振興基本計画策定委員会

委員長 田 中 寿 一

第4期加東市教育振興基本計画について（答申）

令和7年5月27日付け諮問第4号で諮問のありました標記のことについて、本策定委員会において慎重に審議を重ね、別紙のとおり取りまとめ、ここに答申いたします。

近年、人口減少や少子高齢化が進み、生活様式や価値観の多様化など社会環境の変化が大きく、人と人との関わり方や地域社会の在り方も変化しています。また、ICTによる技術革新の発展により、情報モラルの確立や情報通信技術を適切に活用する力が求められるなど、教育を取り巻く状況が変化しています。そのような中、自立して力強く生き抜く力である「人間力」を育成することは、教育の普遍的な目標と捉えています。

こうした背景を踏まえ、本策定委員会において、教育振興の基本理念を「人間力の育成 ～豊かな学びが 新しい自分と地域を育むまち 加東～」としました。幼児から高齢者まで、生涯にわたって続けていく「豊かな学び」は、一人の人間として成長する上で不可欠であると考えます。また、「豊かな学び」は、自らの成長だけでなく、学んだことを生かして地域と協働しながら地域の課題を解決することにつながるものでもあります。

本答申では、以上のことを鑑み、基本理念である「人間力の育成」を実現するために、次の3つを施策体系の基本方針として位置づけました。

- 基本方針1 夢に挑み自立する子どもを育む教育の推進  
～学びのつながりを大切にした小中一貫教育の充実～
- 基本方針2 子どもの学びを支える教育環境の整備・充実
- 基本方針3 人生100年を通じた生涯学習の推進

加東市におかれましては、策定される計画に基づき、学校、家庭、地域社会が連携・協働しながら、人間力を育成していくために、生涯にわたって続けていく「豊かな学び」を支援する施策を展開し、新しい自分と地域を育むまちを実現されることを期待します。



第4期加東市教育振興基本計画  
令和8年3月発行

加東市教育委員会事務局 教育総務課  
〒673-1493 加東市社50番地  
TEL:0795-43-0540  
FAX:0795-43-0559

